

**農林水産部（水産林務関係）**

**工事施工管理基準**

**工事施工管理実施要領**

**福岡県農林水産部**

**令和8年2月**



## 目 次

<b>福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準</b>	1
[ 1 ] 出来形管理基準	2
1 共通工	3
2 水産工	14
3 渔港工	15
4 治山工	16
5 道路工	25
6 森林整備	51
[ 2 ] 品質管理基準	54
1 品質管理基準・規格値	54
2 レディーミクストコンクリートの品質確保について	106
【レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）】	
3 コンクリート二次製品（JIS製品以外）の規格・材料検査	110
4 鋼材の規格・材料検査	111
5 公的試験機関での品質管理試験の実施について	112
[ 3 ] 写真管理基準	114
【別表】写真撮影要領	116
1 工事写真分類別撮影要領	116
2 工種別撮影要領	118
(1) 共通工事	118
(2) 治山渓間工事	125
(3) 治山山腹工事	127
(4) 道路工事	128
(5) 森林整備工事	132
3 品質管理写真要領	134
<b>福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理実施要領</b>	137
1. 総則	137
2. 適用	137
3. 施工管理	137
(1) 管理の方法	137
(2) 記録の方法	137
(3) 施工管理記録様式について	138

1)	施工計画書（様式 1）	138
2)	材料検収簿（様式 2）	139
3)	品質管理表（様式 3）	139
4)	出来形管理表（様式 4）	139
5)	工事アルバム表紙（様式 5）	139
6)	工事打合書（様式 6）	139
7)	工事しゅん工検査資料一覧表（様式 7）	139
(4)	その他	139

#### 4. 施工体制

(1)	主任（監理）技術者等	140
	（参考）技術者選任フロー図	143
(2)	施工体制台帳及び施工体系図	145
(3)	腕章の着用	146
(4)	工事現場に掲げる標識	147

#### 5. 施工管理記録様式

1)	施工計画書（様式 1）	
	・表紙	148
	・目次	149
1 -	(1) ①②工事概要・現場組織表	150
1 -	(2) ④⑤主要機械・主要資材一覧表	151
1 -	(3) ⑥工事施工計画表	152
1 -	(4) ⑦施工管理計画	153
1 -	(5) ⑧緊急時の体制	154
1 -	(6) ⑩安全管理計画	155
1 -	(7) ・土石流災害防止対策	156
2)	材料検収簿（様式 2）	
	・表紙	157
2 -	(1) 使用材料総括一覧表	158
3)	品質管理表（様式 3）	
	・表紙	159
3 -	(1) 品質管理総括表	160
	・品質管理総括表（記入例）	161
3 -	(2) コンクリート試験結果表	162

3 - (3) コンクリート圧縮強度試験結果一覧表	163
3 - (4) シュミット・テストハンマー成果表	164
・シュミット・テストハンマー早見表	165
3 - (5) 道路工品質管理一覧表	166
4) 出来形管理表（様式4）	
・表紙	167
4 - (1) 出来形管理総括表	168
4 - (2) 構造物管理表	170
4 - (3) 平面管理表	171
4 - (4) 測点間距離・縦断管理表	172
4 - (5) 切取・盛土法面管理表	173
4 - (6) 基準高等（表層工・路盤工・路床工）管理表	174
4 - (7) 幅員等（表層工・路盤工・路床工）管理表	175
4 - (8) 平面面積管理表（森林整備）	176
4 - (9) 植付本数管理表	177
4 - (10) 植栽工出来形管理表	178
4 - (11) 構造物管理表（森林整備）	179
4 - (12) 作業路、作業歩道管理表	180
4 - (13) 防火線管理表	181
4 - (14) 本数調整伐、枝落とし管理表	182
4 - (15) 植栽木規格管理表（大・中・小苗木）	183
4 - (16) 植栽木規格管理表（植栽木A・B）	184
4 - (17) 植栽木規格管理表（植栽木A・B コンテナ苗）	185
4 - (18) 樹木植栽管理表	186
5) 工事アルバム表紙（様式5）	187
6) 工事打合書（様式6）	188
7) 工事しゅん工検査資料一覧表（様式7）	189

[改定の経緯]

- (1) 昭和60年 2月18日 制定
- (2) 昭和63年 8月23日 改定
- (3) 平成8年 4月 1日 改定
- (4) 平成14年10月 1日 改定
- (5) 平成19年 4月 1日 改定
- (6) 平成22年 4月 1日 改定
- (7) 平成22年 6月 1日 改定
- (8) 平成23年 2月 1日 改定
- (9) 平成26年 4月 1日 改定
- (10) 平成29年 4月 1日 改定
- (11) 平成30年12月 1日 改定
- (12) 令和元年 7月17日 改定
- (13) 令和2年 4月27日 改定
- (14) 令和3年 7月 1日 改定
- (15) 令和4年10月 1日 改定
- (16) 令和5年 1月 1日 改定
- (17) 令和5年 4月 1日 改定
- (18) 令和5年10月 5日 改定
- (19) 令和7年 5月20日 改定
- (20) 令和7年10月 1日 改定
- (21) 令和8年 2月 1日 改定

# 農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準

## 1. 目的

この工事施工管理基準（以下「管理基準」という。）は、福岡県農林水産部（水産林務関係）の工事の施工について、契約図書に定められた工事目的物の品質及び出来形の確保を図ることを目的とする。

## 2. 施工管理の基本構成

### （1）工程管理

受注者は、所定の工期内に工事を完成させるため、必要な作業及び日程を定めて工程表（変更がある場合はこれに伴う変更工程表）を作成し、工事途中で計画と実行を比較検討し、必要な措置をとるなど工事の進捗を管理するものとする。

### （2）出来形管理

受注者は、契約図書に定められた工事目的物の出来形を確保するため、出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により、設計値と管理値を対比して記録した出来形管理表又は出来形管理図を作成し出来形を管理するものとする。

### （3）写真管理

受注者は、工事記録写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視出来ない箇所の施工状況・出来形寸法・品質管理状況及び工事中の災害状況等を写真管理基準により撮影記録し、明確になるよう管理するものとする。

### （4）品質管理

受注者は、契約図書に定められた工事目的物の品質規格を確保するため、品質管理基準に定める試験方法及び試験基準により試験又は測定し、その結果を管理図表及び記録写真により管理するものとする。

## 3. 規格値

- （1）設計数値と出来形数値との差の許容限界をいい、管理基準により測定した各実測（試験、検査、計測）値は、すべて規格値を満足していなければならない。また、実測値の平均値（延長等にあっては、その合計延長）は、設計値を下回ってはならない。
- （2）測定値が管理基準から外れる場合は、監督員等の指示により手直しの措置を講じるものとする。ただし、上限を超えても構造上及び機能上に支障のない場合はこの限りでない。

## [ 1 ] 出来形管理基準

### 1. 適用

この管理基準は、福岡県農林水産部（水産林務関係）が発注する土木工事に適用する。ただし、契約図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたいときは、監督員の承諾を得て他の方法によることができる。

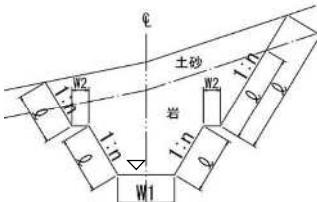
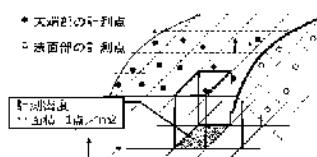
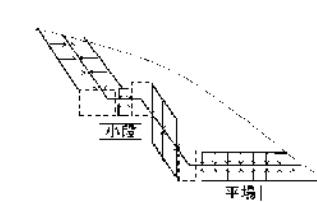
### 2. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理計画担当者を定めなければならぬ。
- (2) 施工管理計画担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、工事目的物の測定及び記録写真の撮影等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定等の結果をその都度、管理図表に記録整備し、適切な管理のもとに保管し、完成届と同時に提出しなければならない。なお、監督員の要請があれば直ちに提出しなければならない。

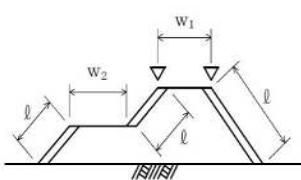
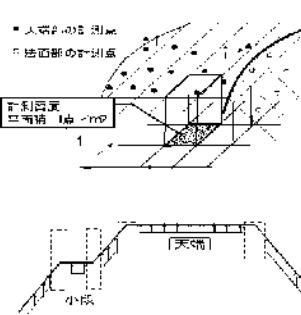
### 3. 規格値

受注者は、管理基準により測定した各実測（試験、検査、計測）値は、すべて規格値を満足していかなければならない。また、実測値の平均値（延長等にあっては、その合計延長）は、設計値を下回ってはならない。

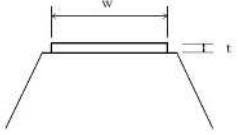
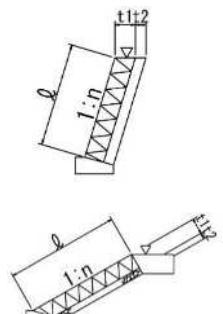
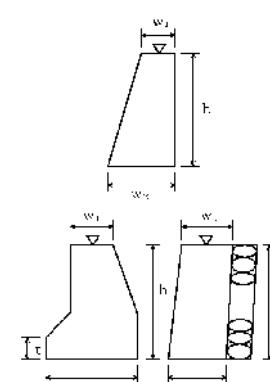
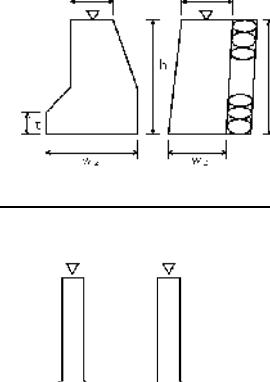
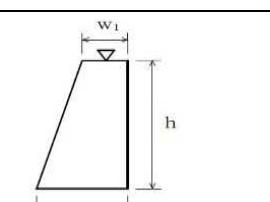
## 1. 共通工

区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
土工	掘削工 (切取工)	基準高	± 50	N.O.測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。基準高は中心線及び掘削部の両端で測定。	
		幅 W	- 0 + 100		
		法長 ℓ	- 100 + 2%		
		延長 L	- 100		
		法勾配 n	± 10%		
	掘削工 (切取工) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差又は水平較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p> 
		平場			
		標高較差	± 100	± 150	
		法面 (小段含む)	± 100	± 160	
		水平又は標高較差			
	掘削工 (切取工) (面管理の場合)	法面 (軟岩IB～硬岩) (小段含む)	± 100	± 330	
		水平又は標高較差			

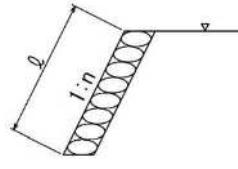
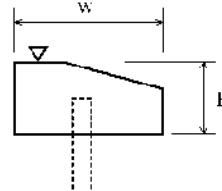
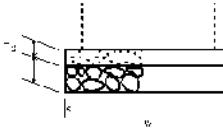
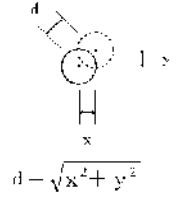
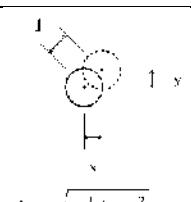
## 1. 共通工

区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
土工	盛土工 (路体盛工) (路床盛工)	基準高	±50	N O 測点又は、施工延長 20 mごとに 1 箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。基準高は中心線及び掘削部の両端で測定。	
		幅 W	- 0 + 100		
		法長 l	- 100 + 2%		
		延長 L	- 100		
		法勾配 n	± 10%		
土工	盛土工 (路体盛工) (路床盛工) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	
		平場標高較差	±100	±150	
		法面(小段含む) 水平又は標高較差	±70	±160	
				1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50 mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差又は水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	

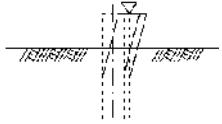
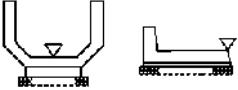
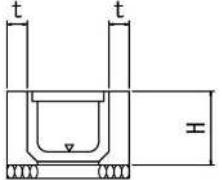
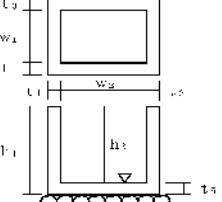
## 1. 共通工

区分	工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
土 工	敷砂利工 コンクリート路面工	基準高	± 50	N O測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 基準高の測定は、中心線で測定する。 ※基準高は、路面工のみ	
		厚さ t	t < 10 cm — 15 t ≥ 10 cm — 30		
		幅 W	— 50		
擁 壁 工	石積（張）工 ブロック積（張）工	基準高	± 50	N O測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ただし、法長及び断面の変化点は必ず測定する。 厚さは、上端部・下端部の2箇所を測定する。 ただし、3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する規定による管理方法を用いることができる。	
		厚さ t 1 t 2	— 20 — 20		
		法長 l	— 50		
		法勾配 n	± 0.3 分		
		延長 L	— 50		
	コンクリート擁壁工	基準高	± 50	N O測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ただし、高さの変化点は必ず測定する。 ※高さ、延長については片側のみとする。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
		高さ h t	— 20 — 10		
工	プレキャスト擁壁工	幅 W	— 10	N O測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ※延長は、片側のみとする。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
		裏込礫	— 50		
		法勾配 n	± 0.2 分		
	コンクリート鍵止工	延長 L	— 50		
		壁前傾 n	所定の安全率の範囲内	N O測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ただし、高さの変化点は必ず測定する。 ※高さ、延長については片側のみとする。	

## 1. 共通工

区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
擁 壁 工	巨石積工 巨石張工	基準高	± 50	N O測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 1施工箇所で2箇所以上測定する。	
		法長 $\ell$	- 50		
		延長 $L$	- 50		
基礎 工	コンクリート 基礎工	基準高	± 30	本体工事に準じて測定する。	
		高さ $h$	- 10		
		幅 $W$	- 10		
		延長 $L$	- 50		
栗 石等 基礎工	(切込砂利、採石) (割栗石) (均しコンクリート)	幅 $W$	- 50	本体工事に準じて測定する。	
		厚さ $t$	- 10		
		延長 $L$	- 50		
基 礎 工	胴木 梯子土台	基準高	± 50	N O測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 1施工箇所に最低2箇所を測定する。	
		延長 $L$	- 50		
木 杭	木杭	基準高	± 50	施工本数20本当たり1本測定し、20本未満は2本測定する。	
		根入長	設計値以上		
		偏心量 $d$	末口径 $\geq$ 以下		
コンクリート杭 鋼管杭 H形鋼杭	コンクリート杭 鋼管杭 H形鋼杭	基準高	+ 100	全数について杭中心で測定する。 打止まり沈下量、偏心量、基準高を測定する。	
		根入長	設計値以上		
		偏心量 $d$	D/4 以内 かつ 100 以 内		
場所打ち杭 深礎杭	場所打ち杭 深礎杭	基準高	+ 100	全数について杭中心で測定する。 打止まり沈下量、偏心量、基準高を測定する。	
		根入長	設計値以上		
		偏心量 $d$	D/4 以内 かつ 100 以 内 深礎杭 150 以 内		

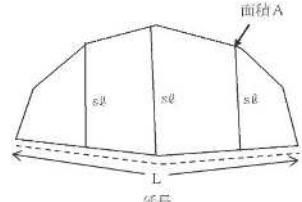
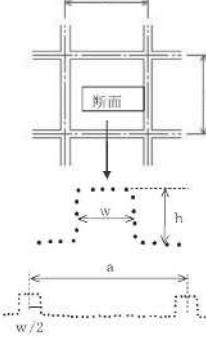
## 1. 共通工

区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
矢板工	鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 幅広鋼矢板	基準高	± 50	N○測点又は、施工延長40mごとに1箇所の割合で測定する。 1施工箇所に最低2箇所を測定する。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
		根入長	設計値以上		
		変位量(ズレ)	100		
		延長 L	- 50		
水路工等	アレキヤスト U型側溝 L型側溝 U型フリューム側溝 自由勾配側溝 コルゲート水路	※基準高	± 30	施工延長40mごとに1箇所の割合で測定する。 (断面の変化点では、必ず測定する。) ※道路路面と接する箇所は±50 ただし、3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する規定による管理方法を用いることができる。	
		延長 L	- 50	延長は、施工箇所ごとに適用する。 ただし、3次元データによる出来形管理を実施し、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	
	横断溝 補強 コンクリート	※基準高 FH	± 30	施工箇所ごとに最低2箇所を測定する。	
		延長 L	- 50	延長は、施工箇所ごとに適用する。	
		厚さ t	- 10	※道路路面と接する箇所は±50	
		高さ H	- 10	3次元計測技術を用いた出来形管理は、厚さ以外の測定項目については発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	
集水樹	※1 基準高	± 30	施工箇所ごとに測定する ※1 道路路面と接する箇所は±50 ※2は、現場打施工の場合に適用する。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、厚さ以外の測定項目については発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		
		※2 厚さ t	- 10		
		※2 W	- 10		
		※2 高さ h	- 20		
	素掘側溝	幅	- 50	施工延長40mごとに1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所	
		高さ	- 50		
		延長	-0.1% 最大 200		

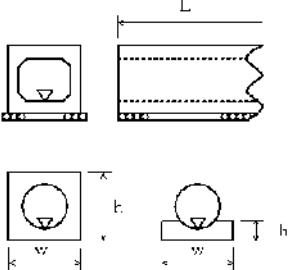
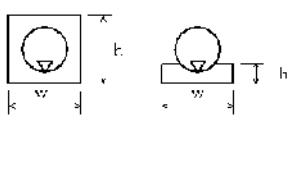
## 1. 共通工

c	工種	項目	規格値(mm)		測定基準	測定箇所
法面工	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工)			平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。切土法面の計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上、盛土法面の計測密度は4点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とするか、面積及び延長を3次元CADソフトにより測定する場合は100点/m<sup>2</sup>と(平面投影面積当たり)する。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。</p> <p>6. 面積及び延長の計測は、3次元CADソフトにより実施する。</p> <p>7. 施工周囲の変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、3次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。</p>
		切土法面 (小段含む)	水平又は 標高較差		±100	±160
		盛土法面 4割<勾配	標高較差		-50	-170
		盛土法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差		-60	-170
		※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さに対する水平方向の長さXをX割とあらわしたもの				
		延長 L		-200		
		面積 A (法面に代えて計測)		-2%		
		※法面の計測を面積Aの計測に代えることができる				

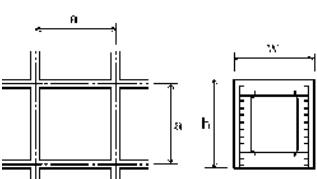
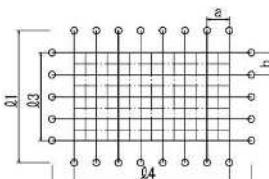
## 1. 共通工

c	工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	
法面 覆工	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工) (プレキヤスト法枠工) <u>(面管理の場合)</u>	法長 $\ell$	$s\ell < 10m$ $s\ell \geq 10m$	-100 -200	施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。	
		幅 w	-30	枠延長 100m につき 1ヶ所、 枠延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
		高さ h	-30			
		枠中心間隔 a	±100			
		延長 L	-200	1施工箇所ごと		
		面積 A (法長に代えて計測)	-2%	1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±50mm が含まれている。 3. 計測密度は、法長、延長、面積を計測する場合には 100 点/m (平面投影面積当たり) 以上とし、枠の幅、高さ、枠中心間距離を計測する場合は 400 点/m (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 枠の幅は縦面間の距離を計測し、高さは上面と地面間の距離を計測する。 5. プレキヤスト法枠工は、法長及び延長のみの計測とする。 6. 測定項目の計測は、3次元 CAD ソフトにより実施する。 7. 施工周囲の変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、3次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができます。		
		※法長の計測を面積 A の計測に代えることができる				

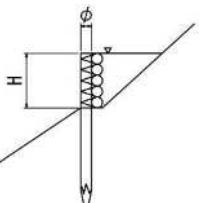
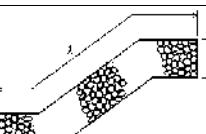
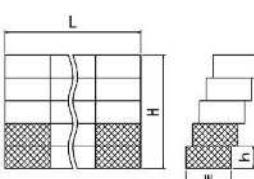
## 1. 共通工

c	工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	
暗渠工	ヒューム管 プレキャスト管 プレキャストボックス	基準高	± 30	施工箇所ごとに構造図の寸法表示箇所を測定する。 厚さ、幅、高さは2箇所以上(延長が20mを超える場合は、3箇所)		
		※幅 W	- 10	二次製品の規格、寸法については、製造工場の証明書等による。 ※は、現場打施工の場合に適用する。		
		※高さ h	- 10	ただし、3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する規定による管理方法を用いることができる。		
		延長 L	- 50	1施工箇所ごと ただし、3次元データによる出来形管理を実施し、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
法面覆工	客土吹付工 植生基材吹付工	厚さ t	t < 5 cm - 10	施工面積 200 m <sup>2</sup> につき 1 箇所以上、面積 200 m <sup>2</sup> 以下の箇所は、1施工箇所につき 2 箇所、検査孔により測定する。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
			t ≥ 5 cm - 20			
	コンクリート吹付工 モルタル吹付工	厚さ t	- 10	施工面積 200 m <sup>2</sup> につき 1 箇所以上、面積 200 m <sup>2</sup> 以下の箇所は、1施工箇所につき 2 箇所、検査孔により測定する。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
			-			

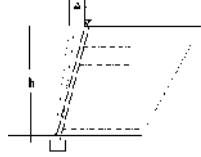
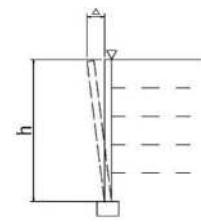
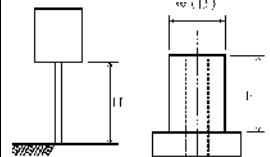
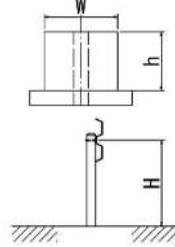
## 1. 共通工

区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	
法面覆工	法枠工 コンクリート モルタル	法長 $\ell < 10m$	- 50	各測点及び変化点ごとに測定する。		
		$\ell \geq 10m$	- 100			
		幅 $W$	- 10	柱延べ延長 100m につき 1 箇所、延長 100m 以下の箇所は、1 施工箇所につき 2 箇所測定する。		
		高さ $h$	- 10			
		吹付中心間隔 $a$	± 100			
		延長 $L$	- 50	各測点又は、施工箇所ごとに測定する。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
法面覆工	落石防止ネット張工	縦横主ロープ $\ell_1, \ell_2$	- 0	全本数を測定する。		
		縦横補助ロープ $\ell_3, \ell_4$	- 0			
		縦横ロープ間隔 $a, b$	± 50	縦横主ロープの位置で、最低縦 2 本横 1 本を測定する。		
		金網縦長 $h$	± 50	変化点ごとに測定する。		
		金網横長 $L$	± 50	変化点ごとに測定する。 総延長は、設計値を下回らないこと。		
		金網重ね合わせ	± 50	施工延長 20m に 1 箇所測定する。20m 未満は最低 2 箇所測定する。		
柵工	編柵工	基準高	± 100	基準高を設定する場合に測定する。		
		柵高 $h$	- 50	施工延長 20m ごとに 1 箇所測定する。 延長 40m 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上測定する。		
		施工総延長 $L$	- 0	施工箇所ごとの延長は ± 100		

## 1. 共通工

区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
柵工	丸太柵工 (円柱加工)	基準高	± 100	基準高を設定する場合に測定する。	
		柵高 H	- 50	施工延長 20mごとに 1箇所測定する。 延長 40m以下のものは、1施工箇所につき 2箇所以上測定する。	
		施工 総延長 L	- 0	施工箇所ごとの延長は ± 100	
根固工・水制工・土留工	二次製品柵工 (落石防護柵工含む)	基準高	± 50	基準高を設定する場合に測定する。	
		柵高 h	- 50	施工延長 20mごとに 1箇所測定する。 延長 40m以下のものは、1施工箇所につき 2箇所以上測定する。	
		支柱根入れ	± 50	施工箇所ごとの延長は ± 100	
		施工総延長 L	- 0		
植樹工	じゃ籠工	厚さ t	- 50	施工延長 20mごとに 1箇所測定する。 延長 40m以下のものは、1施工箇所につき 2箇所以上測定する。	
		法長 l	- 100		
	籠枠工 ふとん籠工	高さ H h	- 100 - 30	施工延長 20mごとに 1箇所測定する。 延長 40m以下のものは、1施工箇所につき 2箇所以上測定する。	
		幅 W	- 50		
		延長 L	- 50		
	高木 中木 低木 株物	樹高 幹周り 枝張(葉張)	設計値以上	高木、中木については、樹種ごとの植栽本数の 20%以上を測定する。 (低木、株物は 10%以上) 測定する規格値は、設計図書による。	樹種ごとに記号及び番号を付した植樹配置図を作成する。
		植栽本数	- 0		

## 1. 共通工

区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
擁壁工	補強土壁工 ジョブロック工法 ワイヤーウォール工法 テールアルメ工法	基準高	± 50	施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 施工箇所ごとに最低2箇所以上測定する。 ただし高さの変化点は必ず測定する。 施工箇所ごとの総延長は設計値以上。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	 
		高さ h	- 50		
		法勾配 △	± 0.03h かつ30cm以内		
		控え長さ	設計値以上		
		延長 L	- 50		
安全施設	小型標識 カーブミラー	設置高さ H	設計値以上	施工箇所1基ごとに測定する。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	
		基礎幅 W	- 0		
		基礎高さ h	- 0		
	ガードレール (ケーブル)	取付高さ H	+ 30 - 20	施工延長40mごとに1箇所測定する。 施工延長40m未満の箇所は最低2箇所測定する。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	
		基礎幅 W	- 0		
		基礎高さ h	- 0		

2. 水産工

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
単体魚礁	長さ L 幅 W 高さ H 対角線 w	+ 20 - 10	10個につき1個の割合で測定する。	
	壁厚 t	± 10		
組立魚礁	コンクリート部材組立	長さ L 幅 W 高さ H	+ 10 × 部材連数 - 5 × 部材連数	10基につき1個の割合で測定する。
	鋼製部材組立	長さ L 幅 W 高さ H	+ 30 - 10	10基につき1個の割合で測定する。
	化学系(FRP)部材組立	長さ L 幅 W 高さ H	+ 30 - 10	特記仕様書による。 メーカー基準を参照する。
	重鎮コンクリート製作	長さ L 幅 W 高さ H	+ 30 - 10	10基につき1個の割合で測定する。
魚礁沈設	位置	集中配置(乱積配置)	配置中心点 ± 30000	配置中心点
		ゾーン配置	配置中心点 ± 30000	配置中心点 ゾーン各点
		計画配置(相対配置)	配置中心点 ± 30000	全基
		高さ(乱積配置)	集中配置中心 - 0 +は規定しない	特記仕様書による。 集中配置最高部
		幅 W 長さ L	- 0	特記仕様書による。
着定基質工	ブロック製作工			魚礁タイプは魚礁工を適用する。
	ブロック組立工			組立魚礁工を適用する。

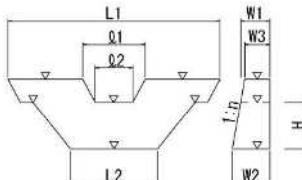
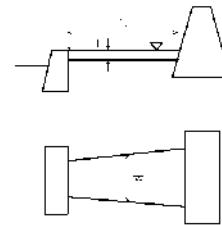
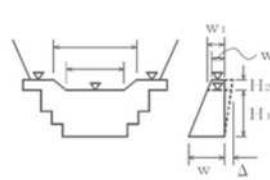
## 2. 水産工

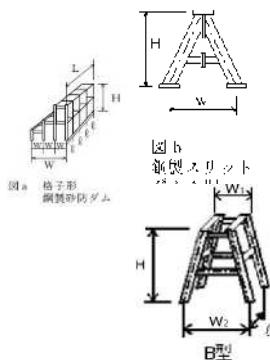
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
着定基質工	設置工	位置 計画配置 (相対配置)	配置中心点 ± 30000	全基
		幅 W 長さ L	- 0	全線
	石材投入工	投入位置	± 30000	全点
		幅 W 長さ L	- 1000	全線
覆砂工	投入位置	特記仕様書 による。	全点	
	幅 W 長さ L	+ 5000 - 0	全線	
	厚さ t	+ 200 - 100	10,000 m <sup>2</sup> 未満は 1,000 m <sup>2</sup> に 1箇所、10,000 m <sup>2</sup> 以上は 2,000 m <sup>2</sup> に 1箇 所	
浚渫工	水深 (底面・法面)	+ 0 - 規定しない	全点	

## 3. 渔港工

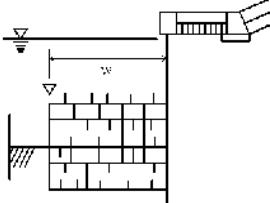
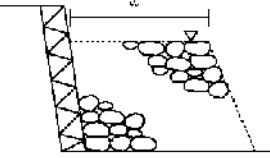
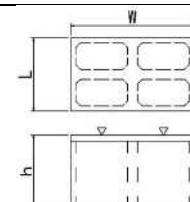
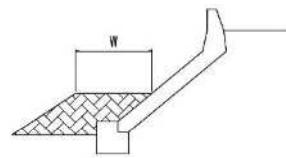
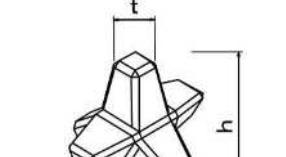
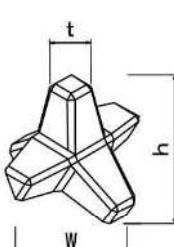
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
漁港漁場関係工事出来形管理基準（水産庁編集・最新版）によるものとする。				

4. 治山工事

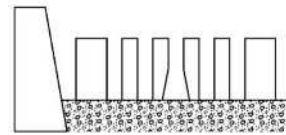
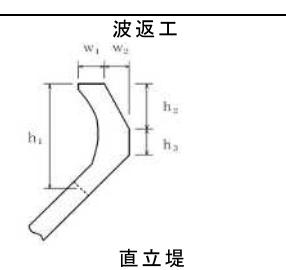
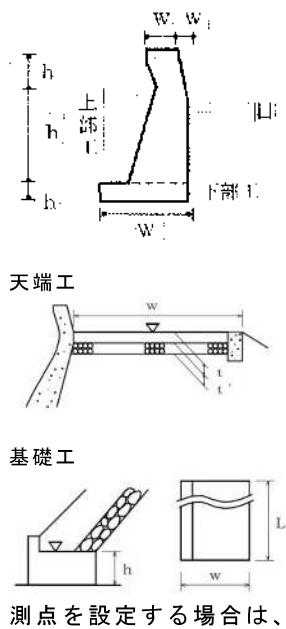
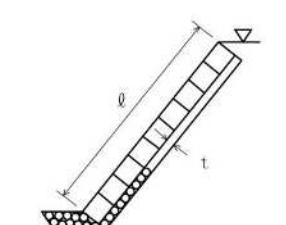
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
治山ダム 谷止工 床固工 副堤 垂直壁	基準高	± 30	設計図書に表示してある箇所で測定する。 上記以外の測定箇所は、現地で検測できない部分。 ※本堤・垂直壁については、下流側で管理。 法勾配については、上下流3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	
	堤幅 W1, W2, W3	— 10		
	放水路幅 l1, l2	+ 30 — 10		
	※堤高さ H	+ 50 — 30		
	※堤延長 L1, L2	— 0		
	法勾配 1:n	± 0.2 分		
コンクリート 水叩工	基準高	± 30	設計図書に表示してある箇所で測定する。 厚さは目地及びその中間点で測定する。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	
	幅 W	— 30		
	厚さ t	— 20		
	延長 L	— 50		
鋼製ダム (不透過型) 谷止工 床固工	基準高	± 50	設計図書に表示してある箇所で測定する。 ダブルウォール構造の場合は、堤高、袖高は+の規格値は適用しない	
	延長 L	— 50		
	堤幅 w1, w2	— 50		
	下流側倒れ △	± 0.02H1		

	袖部	基準高	$\pm 50$	い。	
		堤幅 $w_3$	$\pm 50$		
		下流側 倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H^2$		
鋼製ダム (透過型) 谷止工床完工	堤幅 $w$	A型・B型・格子型 $\pm 10$	設計図書に表示してある箇所で測定する。		
	堤幅 $W$	格子型 $\pm 30$			
	堤長 $L$	格子型 $\pm 50$			
	延長 $\ell$	格子型・B型 $\pm 10$			
	高さ $H$	A型・B型・格子型 $\pm 10$			コンクリート部の基準高、天端幅、高さ、延長、法勾配は治山ダムに準ずる。

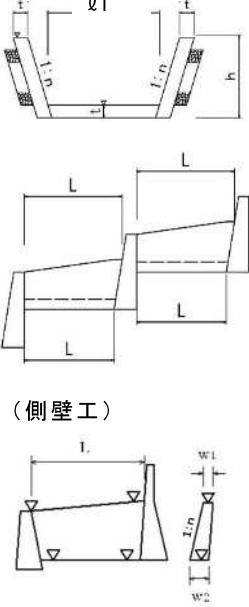
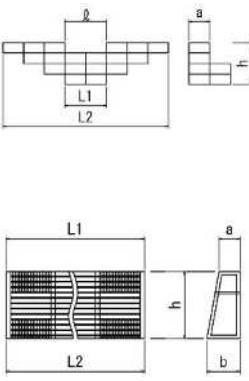
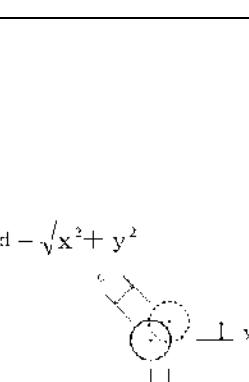
#### 4. 治山工事

工種	項目	規格値(㎜)	測定基準	測定箇所
根固工・水制工 沈床工 枠工	基準高	± 150	1組ごとに測定する。	
	幅 W	± 300		
	高さ H	± 100		
	延長 L	- 50		
根固工・水制工 捨石工	基準高	- 100	施工延長40mごとに1箇所測定する。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上測定する。	
	幅 W	- 100		
	延長 L	- 50		
根固工・水制工 コンクリートブロック 製作寸法	幅 W	- 10	30個に1個の割合で測定する。 100個に1個の割合で実重量を測定する。	
	高さ h	- 10		
	長さ L	- 10		
根固工・水制工 コンクリートブロック 据付層積	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上測定する。	
	幅 W	- 20		
	延長 L	- 100		
根固工・水制工 コンクリートブロック 据付乱積	基準高	± 100	延長は施工箇所ごとに測定する。	
	幅 W	- 50		
	延長 L	- 100		
根固工・水制工 異形(消波) ブロック製作寸法	幅 W	± 10	30個に1個の割合で測定する。 100個に1個の割合で実重量を測定する。	
	高さ h	± 10		
	厚さ t	± 10		

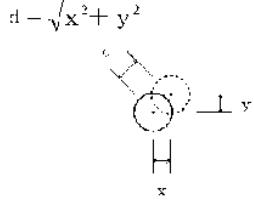
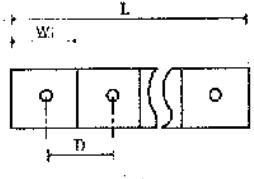
#### 4. 治山工事

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
根固工・水制工 異形(消波) ブロック据付層 積	基準高	± 300	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上測定する。延長は施工箇所ごとに測定する。	
	幅 W	- 100		
	延長 L	- 200		
根固工・水制工 異形(消波) ブロック据付乱 積	基準高	± 500	ブロックの出入りについては、計画図面にブロックの2/3、外側に1/3を限度として、1個以上の空白及び独立したブロックがないことを確認する。	
	幅 W	- 100		
	延長 L	- 200		
海岸工 コンクリート 上部工  (波返工) (直立堤)	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。  ※直立堤の場合 - 20	
	幅 W	- 10		
	高さ ※ h	- 10		
	延長 L	- 50		
海岸工 コンクリート 天端工  (護岸工)	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。  3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
	幅 W	- 50		
	厚さ t	- 10		
	延長 L	- 50		
海岸工 コンクリート 下部工  (基礎工)	基準高 FH	± 30	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。	
	幅 W	- 10		
	高さ h	- 10		
	延長 L	- 50		
海岸工 コンクリート ブロック工  (傾斜堤)	基準高 FH	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。  ただし、3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する規定による管理方法を用いることができる。	
	法長 l	- 50		
	厚さ t	- 20		
	延長 L	- 50		

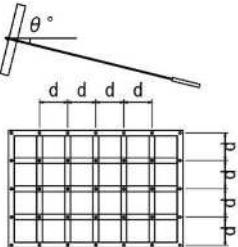
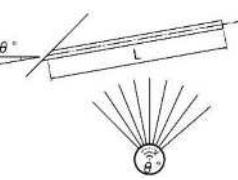
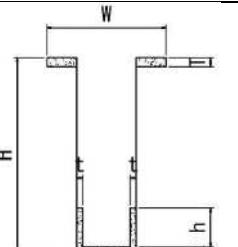
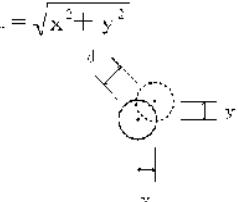
#### 4. 治山工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
コンクリート 護岸工 流路工 側壁工	基準高	± 30	各測点又は施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 測点を設定する場合は、測点管理を原則とする。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
	幅	+ 30		
	L1	- 10		
	高さ			
	h	- 20		
	延長			
山腹工 鋼製土留工	L	- 50		
	厚さ			
	t	- 10		
	法勾配			
	n	± 0.2 分		
山腹工 鋼製土留工	基準高	± 30	設計図書に表示してある箇所で測定する。	
	天端幅			
	a	- 10		
	放水路幅			
	l	± 30		
	高さ			
山腹工 杭打工 (鋼管杭)	h	- 10		
	延長			
	L1, L2	- 0		
	法勾配			
	n	± 0.2 分		
山腹工 杭打工 (鋼管杭)	基準高	+ 100	全数について杭中心で測定する。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
	杭長	- 0		
	L			
	杭間隔			
	l	± 100		
	偏心量 d (中心線の△、△)	D/4 以内 かつ±100 以内		
杭打工 (鋼管杭)	杭の傾斜	± 2.5°		

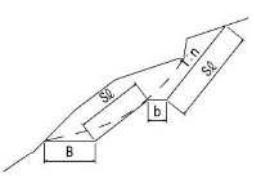
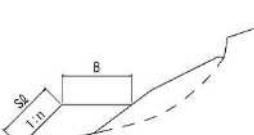
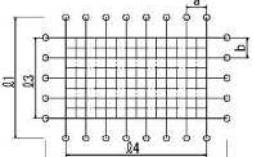
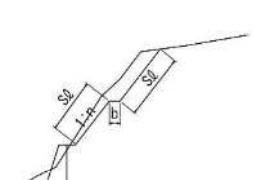
4. 治山工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要	
山腹工 シャフト杭工	基準高	+ 100	全数について測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
	杭長 L	- 0			
	杭間隔 l	± 100			
	偏心量 d (中心線の入 れ)	± 150 以内			
山腹工 アンカーア	受圧版 基準高	± 100	全数の 20% 以上を測定する。 最低 5 箇所以上を測定する。	 	
	受圧版 幅 W	- 30			
	受圧版 高さ H	- 30			
	受圧版 厚さ t	- 20			
	受圧版 延長	$L < 20 - 100$ $L \geq 20 - 200$	施工箇所ごとに測定する。		
	アンカー 自由長	- 0	全本数を測定する。		
	アンカー 定着長	- 0			
	削孔長 l	+ 1.0% - 0	全孔を測定する。		
	削孔角 θ	± 2.5°			
	軸間隔 D	± 100			
	テンドン挿入 量	設計余長 + 0 - 100			
	グラウト注入 量	各孔の注入実績			

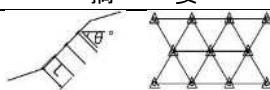
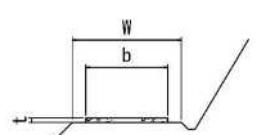
4. 治山工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
山腹工 ロックボルト工	鋼材長	+ 100 - 0	全孔の10%以上を測定する。 最低5箇所以上を測定する。	
	削孔長	+ 100 - 0		
	削孔角 $\theta$	± 2.5°		
	軸間隔 $d$	± 50		
	グラウト注入量		全孔の注入実績	
山腹工 集・排水 ボーリング工 (横穴)	施工位置 基準高		全孔を測定する。	
	削孔長 $L$	- 0		
	削孔角	± 2.5°		
	削孔展開角	± 1.5°		
	保孔管挿入	- 0		
山腹工 集水井工 (ライアーフレート)	基準高	± 50	1 施工箇所ごとに N. S. E. Wの4方向 について測定する。 偏心量は、頭部の中 心と底面の中心のズレ を測定する。	 $c = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
	深さ $H$	- 100		
	偏心量 $d$	150		
	巻立て 幅 $W$	- 50		
	巻立て 厚さ $T$	- 30		
	静水槽 高さ $h$	- 20		
	静水槽 厚さ $t$	- 10		

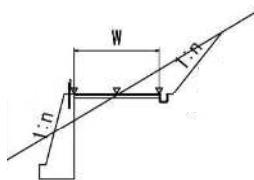
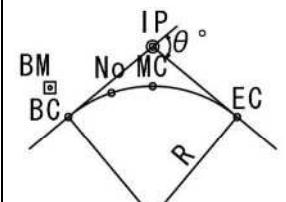
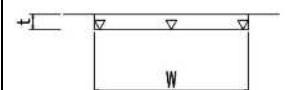
#### 4. 治山工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
山腹工 地すべり 排土工	基準高	± 100	施工延長 20mごとに 1箇所測定する。 施工延長 20m以下は 3箇所測定する。 測点を設定する場合は、測点管理を原則とする。	
	排土幅 B, b	— 100		
	切取法長 S l	5m未満 — 100 5m以上 — 2%		
	切取法勾配 n	± 10%		
山腹工 地すべり 押え盛土工	基準高	± 100	施工延長 20mごとに 1箇所測定する。 施工延長 20m以下は 3箇所測定する。 測点を設定する場合は、測点管理を原則とする。	
	盛土幅 B	— 100		
	盛土法長 S l	5m未満 — 100 5m以上 — 2%		
	盛土法勾配 n	± 10%		
山腹工 ロープネット 張工	縦横主ロープ l1, l2	— 0	全本数を測定する。	
	縦横補助ロープ l3, l4	— 0		
	縦横ロープ間隔 a, b	± 50	縦横主ロープの位置で、最低縦 2本横 1本を測定する。	
山腹法切工	基準高	± 100	施工延長 20mごとに 1箇所測定する。 施工延長 20m以下は 3箇所測定する。 測点を設定する場合は、測点管理を原則とする。	
	階段幅 b	— 100		
	切土法長 S l	5m未満 — 100 5m以上 — 2%		
	法勾配 n	± 10%		
	延長 L	測点間 — 100 総延長 — 0		

#### 4. 治山工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要														
山腹工 地山補強土工 (ノンフレーム)	鋼材長 $L$	— 0	全孔の 10 %以上を測定する。 最低 5 箇所以上を測定する。	 表 補強材と杭等設置位置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>補強材間隔</th> <th>管理値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.0m</td> <td>一辺の長さが 3.0m 以下でかつ 3 辺合計長が 7.0m 以下である</td> </tr> <tr> <td>1.9m</td> <td>一辺の長さが 2.85m 以下でかつ 3 辺合計長が 6.65m 以下である</td> </tr> <tr> <td>1.8m</td> <td>一辺の長さが 2.7m 以下でかつ 3 辺合計長が 6.3m 以下である</td> </tr> <tr> <td>1.7m</td> <td>一辺の長さが 2.55m 以下でかつ 3 辺合計長が 5.95m 以下である</td> </tr> <tr> <td>1.6m</td> <td>一辺の長さが 2.4m 以下でかつ 3 辺合計長が 5.6m 以下である</td> </tr> <tr> <td>1.5m</td> <td>一辺の長さが 2.25m 以下でかつ 3 辺合計長が 5.25m 以下である</td> </tr> </tbody> </table>	補強材間隔	管理値	2.0m	一辺の長さが 3.0m 以下でかつ 3 辺合計長が 7.0m 以下である	1.9m	一辺の長さが 2.85m 以下でかつ 3 辺合計長が 6.65m 以下である	1.8m	一辺の長さが 2.7m 以下でかつ 3 辺合計長が 6.3m 以下である	1.7m	一辺の長さが 2.55m 以下でかつ 3 辺合計長が 5.95m 以下である	1.6m	一辺の長さが 2.4m 以下でかつ 3 辺合計長が 5.6m 以下である	1.5m	一辺の長さが 2.25m 以下でかつ 3 辺合計長が 5.25m 以下である
補強材間隔	管理値																	
2.0m	一辺の長さが 3.0m 以下でかつ 3 辺合計長が 7.0m 以下である																	
1.9m	一辺の長さが 2.85m 以下でかつ 3 辺合計長が 6.65m 以下である																	
1.8m	一辺の長さが 2.7m 以下でかつ 3 辺合計長が 6.3m 以下である																	
1.7m	一辺の長さが 2.55m 以下でかつ 3 辺合計長が 5.95m 以下である																	
1.6m	一辺の長さが 2.4m 以下でかつ 3 辺合計長が 5.6m 以下である																	
1.5m	一辺の長さが 2.25m 以下でかつ 3 辺合計長が 5.25m 以下である																	
削孔長	— 0																	
削孔角 $\theta$	± 2.5°																	
補強材と杭等設置位置	右表のとおり																	
連結ワイヤーのタルミ	30																	
グラウト注入量	全孔の注入実績																	
防風工 (静砂工) (堆砂工)	高さ $h$	— 100	施工延長 20m ごとに 1 箇所測定する。 施工延長 20m 以下は 3 箇所測定する。 測点を設定する場合は、測点管理を原則とする。															
	幅 $W$	— 200																
	延長 $L$	測点間 — 100 総延長 — 0																
作業道 仮設道 (指定)	基準高※	± 100	NO 測点又は、施工延長 20m ごとに 1 箇所測定する。 施工延長 20m 以下は 3 箇所測定する。 厚さは、左中右の 1 力所を測定する。 また、路面工の厚さは、40m に 1 力所とする。 ※基準高を設定する場合に測定する。															
	幅員 $W$	— 0																
	延長 (測点間距離) $L$	— 0.5%																
	路盤工幅 路面工幅 $b$	— 50																
	路盤工 路面工 厚さ $t$	— 20																
	構造物	共通工の各工種の規格値に準ずる。																

5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
道路工 (林道)	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅は、全幅と中心線から左右それぞれの幅を、測点ごとに測定する。 延長は、測点ごとに測定する。 IPは、全交点及び全測点について測定する。	 
	幅員 W	+ 200 - 0		
	IP間距離	+ 0.5% - 0.2%		
	測点間距離	± 100		
	施工延長	- 0		
	IP点交角 θ	± 1°		
路床工 置換工 安定処理工	基準高	± 50	基準高は、NO測点の中心線上及び両端について測定する。 幅(全幅)、厚さは、NO測点ごとに測定する。 ※厚さは、基準高の差により、測定する。	
	幅 W	- 50		
	厚さ t	- 50		
アスファルト舗装工 下層路盤工	幅	- 50	幅(全幅)、厚さは、NO測点ごとに測定する。 ※厚さは、掘り起こして、測定する。 ただし、3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する規定による管理方法を用いることができる。	10箇所の厚さの平均 測定値 - 20 mm
	厚さ	- 45		
	厚さ	- 30		

5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
アスファルト舗装工 上層路盤工 粒度調整路盤	幅	— 50	幅(全幅)、厚さは、N O測点ごとに測定する。 ※厚さは、掘り起こして、測定する。 ただし、3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する規定による管理方法を用いることができる。	10箇の厚さの平均測定値 — 12 mm
	厚さ	— 30		
アスファルト舗装工 上層路盤工 セメント・石灰安定処理路盤	幅	— 50	幅(全幅)は、N O測点ごとに測定する。 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割合でコアーを採取して測定する。 ただし、3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する規定による管理方法を用いることができる。	10箇の厚さの平均測定値 — 8 mm  1工事のコアー採取は最低3個とする。
	厚さ	— 30		
アスファルト舗装工 上層路盤工 加熱アスファルト安定処理路盤	幅	— 50	幅(全幅)は、N O測点ごとに測定する。 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割合でコアーを採取して測定する。 ただし、3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する規定による管理方法を用いることができる。	10箇の厚さの平均測定値 — 8 mm  1工事のコアー採取は最低3個とする。
	厚さ	— 20		
アスファルト舗装工 基層工 表層工	基準高	± 50	基準高は、N O測点の中心線上及び両端について測定する。 幅は、全幅と中心線から左右それぞれの幅を、N O測点ごとに測定する。 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割合でコアーを採取して測定する。	10箇の厚さの平均測定値 — 3 mm  1工事のコアー採取は最低3個とする。
	幅	— 25		
	厚さ	— 9		

5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)				測定基準	摘要
		個々の測定値 (×)		10個の測定値の平均 (×10) *面管理の場合は測定値の平均			
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
アスファルト舗装工  下層路盤工 (面管理の場合)	基準高	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において発注者が指定する基準に規定する出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出す。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		

## 5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)				測定基準	摘要
		個々の測定値 (×)		10個の測定値の平均 (×10) *面管理の場合は測定値の平均			
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
アスファルト舗装工  上層路盤工 ・粒度調整路盤工 ・セメント・石灰安定処理路盤 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において発注者が指定する基準に規定する出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出す。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満

5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)				測定基準	摘要
		個々の測定値 (×)		10個の測定値の平均 (×10) *面管理の場合は測定値の平均			
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
アスファルト舗装工  上層路盤工 ・ 加熱アスファルト安定処理路盤  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において発注者が指定する基準に規定する出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出す。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満

5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)				測定基準	摘要	
		個々の測定値 (×)		10個の測定値の平均 (×10) *面管理の場合は測定値の平均				
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
アスファルト舗装工  基層工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において発注者が指定する基準に規定する出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出す。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)				測定基準	摘要
		個々の測定値 (×)		10個の測定値の平均 (×10) *面管理の場合は測定値の平均			
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
アスファルト舗装工  表層工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7		
	平坦性		—	3mプロフィルメーター (σ)2.4 mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75 mm 以下		1. 3次元データによる出来形管理において発注者が指定する基準に規定する出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出す。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満

## 5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
コンクリート舗装工	基準高	± 50	基準高は、N O 測点の中心線上及び両端について測定する。 幅は、全幅と中心線から左右それぞれの幅を、N O 測点ごとに測定する。 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割合でコアーを採取して測定する。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	10箇の厚さの平均測定値 - 3 mm  1工事のコアー採取は最低3個とする。
	幅	- 25		
	厚さ	- 10		
区画線工	幅	設計値以上	幅、厚さは、各線種ごとに1カ所テストピースにより測定。 延長は総延長を測定する。	
	厚さ	設計値以上		
	延長	設計値以上		

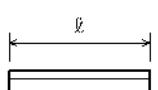
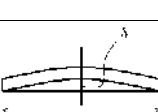
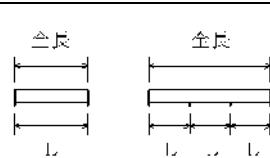
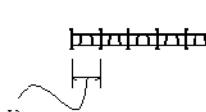
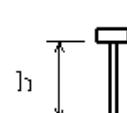
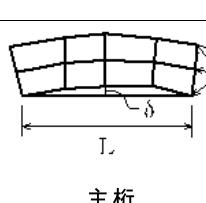
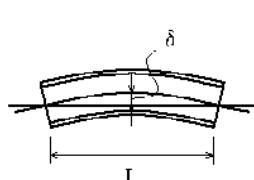
5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)				測定基準	摘要		
		個々の測定値 (×)		10個の測定値の平均 (×10) *面管理の場合は測定値の平均					
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
コンクリート舗装工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において発注者が指定する基準に規定する出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出す。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
	平坦性	-		コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合 $(\sigma) 2.4 \text{ mm}$ 以下 人力舗設の場合 $(\sigma) 3 \text{ mm}$ 以下					
	目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。					

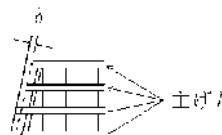
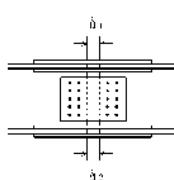
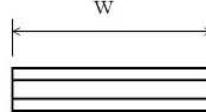
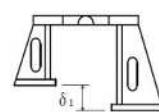
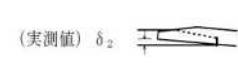
5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
鋼橋上部工 桁製作工	フランジ幅 $W$ (m) 腹板高 $h$ (m) 腹板間隔 $b'$ (m)	$W \leq 0.5$ ± 2	主桁、主構造 各支点及び各支間の中央付近を測定する。	 I型プレートガーター
		$0.5 < W \leq 1.0$ ± 3		
		$1.0 < W \leq 2.0$ ± 4		
		$2.0 < W$ ± $(3 + W/2)$		
		※上の $W$ は左欄の $W$ 、 $h$ 、 $b'$ を代表したものである。		
	(フレートガーター) (トラス) (アーチ) (ラーメン)	板の平面度 $\delta$ (mm)	主桁 各支点及び支間の中央付近を測定する。	 主桁
		フランジ等の部材の腹板 $h/250$		
		箱桁及びトラス等の フランジ、鋼床版のテッキフレート $b/150$		
		フランジの直角度 $\delta$ (mm)		
		$W/200$		
部材精度	部材長 $l$ (m)	$l \leq 10$ ± 3	原則として仮組立をしない部材について、主要部材の全数を測定する。	 部材長
	プレート ガーター	$l > 10$ ± 4		

5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
	部材長 $l$ (m) トラス アーチなど	$l \leq 10$ ± 2 $l > 10$ ± 3		
	圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$l/1,000$	トラス、アーチ等 主要部材の全数を測定する。	
鋼橋上部工 桁製作工 (プレートガータ-) (トラス) (アーチ) (ラーメン) 仮組立精度	全長、支間長 $L$ (m)	± (10 + $L/10$ )	主桁、主構の全数を測定する。	
	主桁、主構の 中心間距離 $B$ (m)	$B \leq 2$ ± 4 $B > 2$ ± (3 + $B/2$ )	各支点及び各支間の中 央付近を測定する。	
	主構の組立 高さ $h$ (m)	$h \leq 5$ ± 5 $h > 5$ ± (2.5 + $h/2$ )	トラス、アーチ等 両端部及び中心部を 測定する。	
	主桁、主構の 通り $\delta$ (mm)	$L \leq 100$ 5 + $L/5$ $L > 100$ 25	最も外側の主桁又は 主構について、交点及 び支間中央の1点を測 定する。	
	主桁、主構の そり $\delta$ (mm)	$L \leq 20$ -5 ~ +5 $20 < L \leq 40$ -5 ~ +10 $40 < L \leq 80$ -5 ~ +15 $80 < L \leq 200$ -5 ~ +25	プレートガーター 各主桁について 10 m ~ 12 m 間隔を測定 する。  トラス、アーチ等 各主構の各格点を測 定する。	

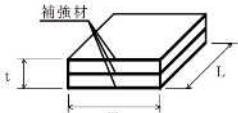
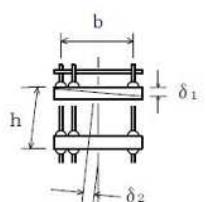
5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
鋼橋上部工 桁製作工 (プレートガーダー) (トラス) (アーチ) (ラーメン) 仮組立精度	主桁、主構の 橋端における 出入差 $\delta$ (mm)	10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定する。	
	主桁、主構の 鉛直度 $\delta$ (mm)	$3 + h / 1,000$	プレートガーター 各主桁の両端部を測定する。 トラス、アーチ等 支点及び支間中央附近を測定する。	
	現場継手部の すき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定する。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合	
	平面対角線長 $\delta$ (mm)	$\delta \leq 15$		
	検査路製作工 部材長 $l$ (m)	$l \leq 10 \pm 5$ $l > 10 \pm 5$	図面の寸法表示箇所で 測定する。	
鋼製伸縮継 手製作工	部材長 $W$ (m)	$W \leq 10$ -5 ~ +10 $W > 10$ -5 ~ + (5 + W / 2)	製品全数を測定する。	
	組合せる伸縮 装置との高さ の差 $\delta_1$ (mm)	設計値 ± 4		
	フィンガーの 食い違い $\delta_2$ (mm)	± 2	両端及び中央部附近を 測定する。	(実測値) $\delta_2$ 

5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
鋼製耐震連結装置製作工	部材長 $l$ (m)	$l \leq 10$ ± 3 $l > 10$ ± 4	図面の寸法表示箇所で測定する。	
鋼製排水管製作工	部材長 $l$ (m)	$l \leq 10$ ± 3 $l > 10$ ± 4	図面の寸法表示箇所で測定する。	
橋梁用高欄製作工	部材長 $l$ (m)	$l \leq 10$ ± 3 $l > 10$ ± 4	図面の寸法表示箇所で測定する。	
金属支承	接合ボルト孔 孔の直径差	+ 2 - 0	製品全数を測定する。	
	接合ボルト孔 孔の中心距離	$\leq 1,000$ mm ± 1 $> 1,000$ mm ± 1.5		
	アンカーボルト孔 孔の直径差	$\leq 100$ mm + 3 - 1 $> 100$ mm + 4 - 2		
	アンカーボルト孔 孔の中心距離	JIS-B-0412 並 級		
	上沓の橋軸及び直角方向の長さ、寸法	JIS-B-0412 中 級		
	全移動量	$l \leq 300$ mm ± 2		
		$l > 300$ mm ± $l/100$		
	組立絶対高さ (H) 上下面加工仕上げ コンクリート構造用 $H \leq 300$ mm	± 3		

5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
金属支承	組立絶対高さ (H) コンクリート構造用 $H > 300 \text{ mm}$	$(H/200 + 3)$ 小数点以下切 捨て		
	鋳放し長さ寸 法	JIS-B-0412		
	鋳放し肉厚寸 法	並級		
大型ゴム支承	鋳放し加工寸 法	JIS-B-0412 粗級	製品全数を測定する。	
	幅 W $W, L, D \leq 500 \text{ mm}$	0 ~ +5		
	長さ L $500 < W, L, D \leq 1,500 \text{ mm}$	0 ~ +1%		
	直径 D $1,500 < W, L, D$	0 ~ +15		
	厚さ t $t \leq 20 \text{ mm}$	0 ~ +1		
	厚さ t $20 < t \leq 160 \text{ mm}$	0 ~ +5%		
	厚さ t $160 < t$	0 ~ +8		
	平面度	± 1		
	平行度 $t_e \leq 16$	± 1		
	平行度 $t_e > 16$	± 10%		
アンカーフ レーム製作 (仮組立時)	上面水平度 $\delta_1 (\text{mm})$	$b/500$	軸心上を全数測定す る。	
	鉛直度 $\delta_2 (\text{mm})$	$h/500$		
	高さ $h (\text{mm})$	± 5		

5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
塗装工 工場塗装工 現場塗装工	塗装厚	a. ロット塗装厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の 90 % 以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70 % 以上。 c. 測定値の分布の標準値差は、目標塗膜厚合計値の 20 % を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	工場塗装終了時に測定する。ただし、工場上塗りまで塗装する場合は、下塗終了時と上塗終了時に測定する。 なお、鋼橋塗装便覧にいう C 塗装系の場合には、無機ジンクリッヂペイント塗布後にも測定する。 1 ロットの大きさは、500 m <sup>2</sup> とする。 1 ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。	
仮設工 クレーン架設 ケーブルクレーン架設 ケーブルエレクション架設 架設 架設桁架設 送出し架設 トラベラークレーン架設	全長、支間 桁、トランスの中心間距離 そり	— — $L \leq 40m$ ± 25 $L > 40m$ ± {25 + (L - 40)}	各桁ごとに全数測定する。 一連ごとの両端及び支間中央について各上下間を測定する。 主桁、主構を全数測定する。	
現場継手工	現場継手部のすき間 δ 1, δ 2 (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の 1 / 2 を測定する。 δ 1, δ 2 のうち大きいもの なお設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。(例: 設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm ~ 8mm)	※は耐候性鋼材(裸使用)の場合

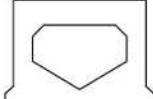
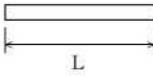
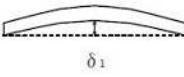
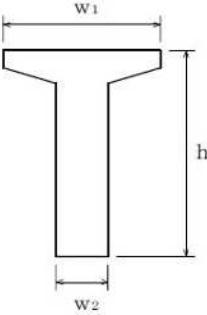
## 5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
床版工	基準高	± 20	基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10mに1箇所測定する。 1径間当たり3断面測定(両端及び中央部)する。 1断面の測定箇所は断面変化ごとに1箇所とする。	床版の厚さは型枠の検査をもって代える。 コンクリート橋も準用する。  測定箇所 
	幅 W	± 30		
	厚さ t	+ 20 ~ - 10		
	鉄筋の有効高	± 10		
	鉄筋のかぶり	設計値以上		
	鉄筋間隔	± 20 有効高さがマックスの場合 + 10		
支承工 (鋼製支承)	据付け高さ	± 5	支承全数を測定する。 B : 支承中心間隔 (m)	コンクリート橋も準用する。  ※はコンクリート橋に適用
	可動支承橋軸方向のずれ	± 10		
	支承中心間隔 橋軸直角方向	4 + 0.5 × (B-2) ※ ± 5		
	下沓の水平度 橋軸方向	1/100		
	下沓の水平度 橋軸直角方向	1/100		
	同一支承線上の可動支承のずれの相対誤差	5		
支承工 (ゴム支承)	据付け高さ	± 5	支承全数を測定する。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきがないことを確認する。	コンクリート橋も準用する。
	支承中心間隔	± 10		
	支承の水平度 橋軸方向 橋軸直角方向	1/300 以下 5 mm 以下		

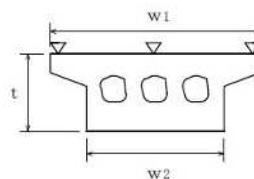
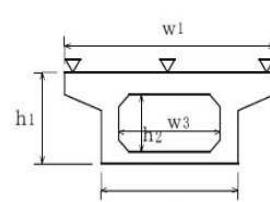
5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
橋面工	基準高	± 10	基準高は、1径間当たり3箇所（支点上及び支間中央部）で、1箇所について両端と中央部の3点を測定する。 幅、外形寸法は、1径間当たり3箇所（両端及び中央部）又は約10mごとに測定する。	n = (連数 - 1)  コンクリート橋も準用する。
	橋長	+ (15n + 30) - 0		
	幅員	+ 20 - 10		
	断面外形寸法	+ 10 - 5		
	橋面舗装	舗装工に準ずる		
伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	舗装面に対し 0 ~ -2	両端及び中央部付近を測定する。	コンクリート橋も準用する。
	表面の凹凸	3		
	仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ~ -2		
伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	据付け高さ	± 3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点合計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点	コンクリート橋も準用する。
	車線方向各点誤差の相対差	3		
	表面の凹凸	3		
	歯型板面の咬み合部の高低差	2		
	縦方向間隔	± 2		
	横方向間隔	± 5		
	仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ~ -2		

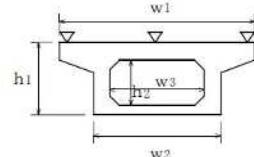
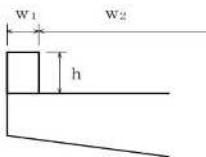
## 5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
コンクリート橋上部工 プレテンション桁購入 (スラブ橋)	桁長 $L$ (m)	$L \leq 10\text{m}$ ± 10 $L > 10\text{m}$ ± $L/1,000$	桁全数について、測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS製品の場合は、JIS認定工場の成績表に変えることができる。JIS製品以外は、JIS製品に準ずる。	  
	断面外形寸法 (mm)	± 5		
	橋桁のそり $\delta_1$ (mm)	± 8		
	横方向の曲がり $\delta_2$ (mm)	± 10		
ポストテンションT桁製作工	幅 (上) $w_1$	+ 10 - 5	全数について測定する。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定する。 桁断面寸法の測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 $\ell$ : スパン長	
	幅 (下) $w_2$	± 5		
	高さ $h$	+ 10 - 5		
	桁長 スパン長 $\ell$	$\ell < 15\text{m} \pm 10$ $\ell \geq 15\text{m} \pm (\ell - 5)$ かつ -30 mm 以内		
	横方向 最大タワミ	0.8 $\ell$		
プレキャストセグメント桁購入	桁長 $\ell$	-	桁全数について、測定する。	
	断面外形寸法 (mm)	-	桁断面寸法の測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定する。	
プレキャストセグメント桁組立工	桁長 スパン長 $\ell$	$\ell < 15\text{m} \pm 10$ $\ell \geq 15\text{m} \pm (\ell - 5)$ かつ -30 mm 以内	桁全数について、測定する。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定する。 桁断面寸法の測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 $\ell$ : スパン長	
	横方向 最大タワミ	0.8 $\ell$		

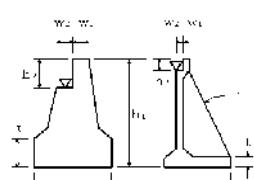
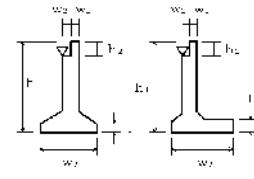
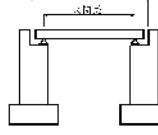
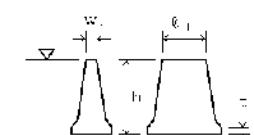
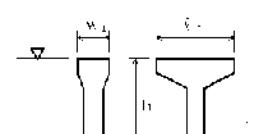
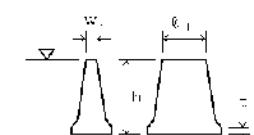
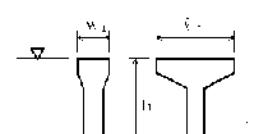
5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
P C ホロースラブ製作工 R C 場所打ホロースラブ製作工 P C 版桁製作工	基準高	± 20	桁全数について測定する。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点附近）で1箇所当たり両端と中央部の3点。幅及び厚さは、1径間当たり両端と中央部の3箇所を測定する。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定する。	
	幅 W1, W2	+ 30 ~ - 5		
	厚さ t	+ 20 ~ - 10		
	桁長 l	$\ell < 15m$ ± 10 $\ell \geq 15m$ ± $(\ell - 5)$ かつ -30 mm 以内		
	スパン長			
	横方向最大タワミ	0.8 $\ell$		
P C 箱桁製作工 P C 片持箱桁製作工	基準高	± 20	桁全数について測定する。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点附近）で1箇所当たり両端と中央部の3点。幅及び厚さは、1径間当たり両端と中央部の3箇所を測定する。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定する。	
	幅 (上) W1	+ 30 ~ - 5		
	幅 (下) W2	+ 30 ~ - 5		
	内空幅 W3	± 5		
	高さ h1	+ 10 - 5		
	内空高さ h2	+ 10 - 5		
	桁長 l	$\ell < 15m$ ± 10 $\ell \geq 15m$ ± $(\ell - 5)$ かつ -30 mm 以内		
	スパン長			
	横方向最大タワミ	0.8 $\ell$		
			$\ell$ : スパン長	

5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
P C 押出し 箱桁製作工	基準高	± 20	桁全数について測定する。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定する。 桁断面寸法の測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。	
	幅 (上) W1	+ 30 ~ - 5		
	幅 (下) W2	+ 30 ~ - 5		
	内空幅 W3	± 5		
	高さ h1	+ 10 - 5		
	内空高さ h2	+ 10 - 5		
	桁長 スパン長 ℓ	ℓ < 15m ± 10 ℓ ≥ 15m ± (ℓ - 5) かつ - 30 mm 以内		
	横方向 最大タワミ	0.8 ℓ		
	幅 W1	+ 20 ~ - 10		
	高さ h	+ 20 ~ - 10		
地覆工	有効幅員 W2	+ 30 ~ 0	1径間当たり両端と中央部の3箇所を測定する。	

5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
橋台下部工 RC 橋台	基準高	± 20	橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部。その他は寸法表示箇所を測定する。	  
	天端長 $l_1$	— 20		
	敷長 $l_2$	— 20		
	天端幅 $w_1 \ w_2$	— 10		
	敷幅 $w_3$	— 10		
	高さ $h_1$	— 20		
	橋壁の高さ $h_2$	— 10		
	壁の厚さ $t$	— 10		
	橋壁間距離 $l$	± 30		
	支間長及び 中心線の変位	± 30		
アンカーボルト箱抜	計画高	+ 10 ~ — 30 (+ 10 ~ — 20)	( ) はゴム支承の場合。	 
	平面位置	± 20		
	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下		
橋台下部工 RC 橋脚	基準高	± 20	橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部。その他は寸法表示箇所を測定する。	 
	天端長 $l_1$	— 20		
	基礎長 $l_2$	— 20		
	天端幅 $w_1$	— 10		
	基礎幅 $w_2$	— 20		
	高さ $h$	— 20		

5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
橋台下部工 RC 橋脚	厚さ $t$	— 10	( ) はゴム支承の場合。	
	橋脚中心間距離 $l$	± 30		
	支間長及び 中心線の変位	± 30		
	アンカーボルト箱抜	+ 10 ~ - 30 (+ 10 ~ - 20)		
	平面位置	± 20		
	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下		
基礎工 オープンケーン基礎 ニューマチックケーン基礎	基準高	— 100	各打設ロットごとに測定する。	
	ケーンの長さ $l$	— 30		
	ケーンの幅 $w$	— 30		
	ケーンの高さ $h$	— 100		
	ケーンの壁厚 $t$	— 10		
	偏心量 $d$	200 以内		
基礎工 鋼管井筒基礎	基準高	± 50		
	根入長	設計値以上		
	偏心量 $d$	200 以内		

5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
基礎工	コンクリート杭 鋼管杭 H形鋼杭			1. 共通工 基礎工に準ずる
	場所打杭 深礎杭			
ト ン ネ ル ・ N A T M	吹付け コンクリート	吹付け厚さ  設計吹付け厚以上。 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長20mごとに図に示す(1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定する。 (注) 良好的岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。	
ロックボルト	位置間隔	—	施工延長20mごとに断面全本数を測定する。	
	削孔角度	—		
	削孔深さ	—		
	孔径	—		
	突出量	プレート下面から10cm以内		
ATM	覆工コンクリート	基準高 (堆頂) ± 50	(1) 基準高、幅、高さは、施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。 (2) 厚さは、イ. コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定、中間部はコンクリート打設口で測定する。	
	側壁コンクリート	幅 (全幅) B — 50		
		高さ (内法) h — 50		
		厚さ t1, t2 設計値以上		
		延長 L —		

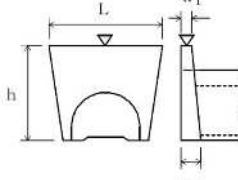
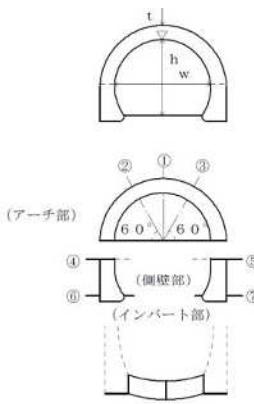
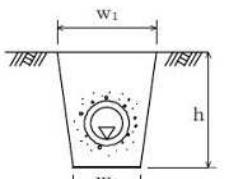
5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
トンネル・NATM			<p>口. コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚を測定する。</p> <p>ハ. 検査孔による巻厚の測定は、図の(1)は 20m に 1箇所、(2)~(3)は 50m に 1箇所の割合で測定する。</p> <p>なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 箇所以上の検査孔による測定を行う。</p> <p>ただし、以下の場合には左記の規格値は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 1/3 以下のもの。</li> <li>・ なお、変形が収束しているものに限る。</li> <li>・ 異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認され、かつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。</li> <li>・ 鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。</li> </ul>	
床版コンクリート	幅 W	— 50	施工延長 20m につき 1 箇所の割合で測定する。	
	厚さ t	— 30	延長 40m 以下のトンネルは最低 2 箇所測定する。	

## 5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
トンネル・NATM	幅 (全幅) W	— 50	<p>(1) 幅は、施工延長 20 mにつき 1箇所測定する。</p> <p>(2) 厚さは、覆工のイ. 口. ハを準用する。なお、トンネル延長が 50 m以下のものについては、1トンネル当たり 2箇所以上の検測孔による測定を行う。</p> <p>ただし、以下の場合には左記の規格値は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認され、かつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。</li> <li>・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。</li> </ul>	
	厚さ t1, t2	規格値以上		
	延長 L	—		
M	基準高	± 30	<p>施工延長 20 mにつき 1箇所の割合で測定する。</p> <p>延長 40 m以下は最低 2箇所測定する。</p> <p>延長は 1施工箇所ごとに測定する。</p>	
地下排水工	幅 W1, W2	— 50		
深さ h	— 30			
延長 L	— 50			

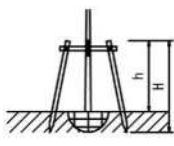
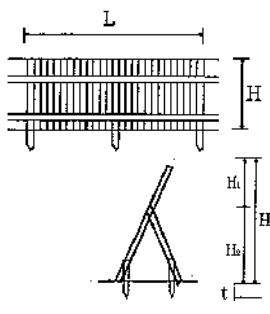
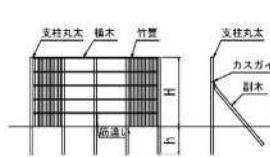
5. 道路工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
トンネル・N.A.T.M	坑門本体工	基準高	設計図の寸法表示箇所で測定する。	
		幅 W1, W2		- 30
		高さ $h < 3\text{ m}$		- 50
		高さ $h \geq 3\text{ m}$		- 100
		延長 L		- 200
涌水処理	明り巻工	基準高 (拱頂)	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長 20m につき 1 箇所を測定する。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩について測定する。 延長 40m 以下は最低 2 箇所測定する。	
		幅 (全幅) W		- 50
		高さ (内法) h		- 50
		厚さ t		- 20
		延長 L		-
	暗渠工	幅 W	施工延長 20m ごとに 1 箇所測定する。 施工延長 40m 未満の箇所は最低 2 箇所測定する。 施工総延長は設計値以上とする。	
		高さ h		- 30
		延長 L		- 50

## 6. 森林整備

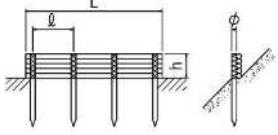
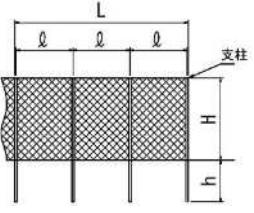
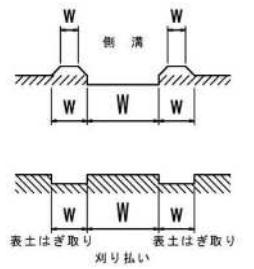
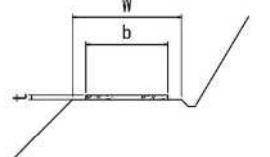
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要	
植栽工 施工面積	面積 ha	— 0	1施工地で最低3箇所測定する。 1箇所とは、2辺とその内角をいう。		
	測点内角 $\alpha$	± 1°			
	測点間距離 $L$	± 0.5%			
植栽工 コンテナ苗	植付け本数	— 0	プロット内の全本数を測定する。	<p>プロットは <math>20m \times 20m = 400m^2</math> とする。 プロットは 5 ha に 1 箇所の割合で設定する。 5 ha 未満は 2 箇所設定する。</p>	
	植穴、幅 $d$	— 0	プロット内で 5 箇所を植穴、高さを測定する。		
	植穴、高さ $h$	— 0	箱苗及び梱包苗は 500 本に 1 本、コンテナ苗は 200 本に 1 本測定する。		
	根鉢、直径 $d$	— 0			
	根鉢、高さ $h$	— 0			
	樹高 (苗長) $H$	県指定の規格値以上			
	根元径 $\phi$	県指定の規格値以上			
植栽工 山行用苗	植付け本数	— 0	プロット内の全本数を測定する。	<p>プロットは <math>20m \times 20m = 400m^2</math> とする。 プロットは 5 ha に 1 箇所の割合で設定する。 5 ha 未満は 2 箇所設定する。</p>	
	植穴、幅 $d$	— 0	プロット内で 5 箇所を測定する。		
	植穴、高さ $h$	— 0	箱苗及び梱包苗は 500 本に 1 本、ポット苗は 200 本に 1 本測定する。		
	樹高 $H$	県指定の規格値以上			
	根元径 $\phi$	県指定の規格値以上			
植樹工 大苗木 中苗木 小苗木 株物	植付け本数	— 0	全数測定する。		
	大苗木・中苗木 樹高 $H$	規格値以上	植栽樹種ごとの、20%以上を測定する。 (最低 10 本を測定)		
	幹周り $\phi$				
	枝張 $W$	規格値以上	植栽樹種ごとの、10%以上を測定する。 (最低 5 本を測定)		
	小苗木・株物 樹高 $H$				
	葉張 $W$				
	株立数 本				

## 6. 森林整備

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
植樹工 大苗木 中苗木 小苗木 株物	植穴、幅 $d$	— 0	植栽樹種ごとの、10%以上を測定する。 (最低5本を測定)	支柱  樹種ごとに記号及び番号を符した植樹配置図を作成する。
	植穴、高さ $h$	— 0		
	肥料 堆肥	— 0		
	支柱	規格値以上		
本数調整伐	伐倒本数	+ 5% — 0	施工ブロックごとに全数管理。	管理方法 ①作業班の作業日報 ②ナンバーテープ等証明出来るものであれば内容は問わない。
枝落とし	本数	± 0%	施工ブロックごとに全数管理。	管理方法 ①作業班の作業日報 ②ナンバーテープ等証明出来るものであれば内容は問わない。
	高さ $h$	— 0		
枝落としB	高さ $h$	— 0	標準地*1 内対象木の平均枝下高 *1 ・施工ブロックごと1箇所 ・2haを超える場合は1ha増すごとに1箇所追加 ・10m×10m	管理方法 ①作業班の作業日報 ②ナンバーテープ等証明出来るものであれば内容は問わない。
防風工 (丸太柵)	資材 形状、寸法	設計値以上	施工延長20mごとに1スパン測定する。 最低2スパン測定する。 スパン延長 ± 50	
	止杭根入れ $t$	— 0		
	柵高 $H$	— 50		
	施工総延長 $L$	— 0		
防風工 (竹柵)	資材 形状、寸法	設計値以上	施工延長20mごとに1スパン測定する。 最低2スパン測定する。	
	支柱根入れ $h$	— 0		
	柵高 $H$	— 50		

※除伐の測定基準については枝落としBに準じる

## 6. 森林整備

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
防風工 (竹柵)	施工総延長	- 0	スパン延長 ± 50	
丸太柵工	丸太径 $\Phi$	± 10%	施工延長 50 mごとに 1箇所の割合で測定する。 50 m未満の施工地は最低 2箇所測定する。	
	柵高 $h$	± 50		
	スパン延長 $l$	± 100		
	施工総延長 $L$	- 0		
防護柵工 (鹿ネット)	資材 形状、寸法	設計値以上	施工延長 50 mごとに 1箇所の割合で測定する。	
	柵高 $H$	± 50		
	スパン延長 $l$	± 100		
	施工総延長 $L$	- 0		
防火線	延長 $L$	- 0	新設は 50 mごとに 1箇所の割合で測定する。 維持・修理は最低 3 箇所以上測定する。	
	側溝 幅、高さ	± 50		
	表土はぎ取り 幅 $W$	- 0		
	刈り払い幅 $W$	- 0		
作業路 作業歩道	幅員 $W$ 延長 $L$ 敷砂利幅 $b$ 敷砂利厚 $t$	- 0	起点、終点、中間 3 点の 5 箇所を測定する。 延長 100 m未満は、起点、終点、中間点の 3 箇所を測定する。	

※除伐の測定基準については枝落とし B に準じる

## [ 2 ] 品 質 管 理 基 準

### 1. 適 用

この基準は、福岡県農林水産部（水産林務関係）が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員の承諾を得て他の方法によることができる。

### 2. 管理の実施

- ( 1 ) 受注者は、工事施工前に、品質管理計画及び品質管理担当者を定めなければならぬ。
- ( 2 ) 品質管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な品質管理を行わなければならない。
- ( 3 ) 受注者は、試験等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- ( 4 ) 受注者は、試験等の結果をその都度、品質管理表に記録整備し、適切な管理のもと保管し、完成届と同時に提出しなければならない。なお、監督員の要請があれば直ちに提出しなければならない。

### 3. 管理項目及び方法

受注者は、当該工事に使用する材料の品質を管理基準に定める試験項目、試験方法、試験基準により適正に実施し、内容に応じて品質管理図表等を作成するものとする。

品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている項目は全面的に実施し、「その他」となっている項目は、設計図書で指定するもの及び監督員が指示するものを実施するものとする。なお、「試験成績表等による確認」に該当する項目は、試験成績書やミルシートによって規定の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検査を実施しなければならない。

### 4. 規格値

受注者は、品質管理基準により測定した各実測（試験、検査）値は、すべて規格値を満足していなければならないものとする。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
セメント・コンクリート 材 試 験	必 須	配合試験			特記仕様書で指示した場合。 JIS 指定工場以外の製品を使用する場合。 現場練りコンクリートの場合。		
					骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回以上/6ヶ月及び産地が変わった場合。	「コンクリートの耐久性向上対策」による。	
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5001-1~4 JIS A 5021	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		設計図書による。	
	そ の 他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5001-1~4 JIS A 5021	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	絶乾密度 : 2.5 以上 細骨材の吸収率 : 3.5% 以下 粗骨材の吸収率 : 3.0% 以下		生コン使用の場合は年1回または材料の変化時に建設技術情報センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績書により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。(注1)
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	工事開始前、工事中1回以上/か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合には、工事開始前、工事中1回/月以上産地が変わった場合。	碎石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは 35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は、25%以下		
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	工事開始前、工事中1回以上/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判断実積率が 58%以上の場合は 5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合 5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合 3.0%以下)		
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	標準色より淡いこと。 濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色より濃い場合。	圧縮強度の 90%以上		

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
セメント・コンクリート	材 料	そ の 試 験	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	工事開始前、工事中1回以上/月及び産地が変わった場合。	細骨材 1.0%以下 粗骨材 0.25%以下	(注1)
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS-A-1122 JIS-A-5005	砂、砂利、碎砂、碎石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	寒冷地で凍結のおそれがある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS-R-5201	製造会社の試験成績表	JIS-R-5210(ポルトランド) JIS-R-5211(高炉) JIS-R-5212(シリカ) JIS-R-5213(フライアッシュ) JIS-R-5214(エコセメント)	
			セメントの化学分析	JIS-R-5202	製造会社の試験成績表	JIS-R-5210(ポルトランド) JIS-R-5211(高炉) JIS-R-5212(シリカ) JIS-R-5213(フライアッシュ) JIS-R-5214(エコセメント)	
			セメントの水和熱測定	JIS-R-5203	製造会社の試験成績表	JIS-R-5210(ポルトランド) JIS-R-5211(高炉) JIS-R-5213(フライアッシュ)	
	試 験	他	セメントの蛍光X線分析方法	JIS-R-5204	製造会社の試験成績表	JIS-R-5210(ポルトランド) JIS-R-5211(高炉) JIS-R-5213(フライアッシュ)	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS-A-5308 付属書JC	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材令7及び28日で90%以上	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。
			回収水の場合： JIS-A-5308 付属書JC		工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材令7及び28日で90%以上	その源水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合すること。
	製造プラント	その他の計量設備の計量精度			工事開始前、工事中1回/6か月以上。	水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混和剤 : ±2%以内 (高炉スラグ、微粉末の場合 : ±1%以内) 混和剤 : ±3%以内	ペイミクストコンクリートの場合、印字記録による確認を行う。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要		
セメント・コンクリート試験	製造	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 JIS-A-1119 JIS-A-8603-1 JIS-A-8603-2	工事開始前、工事中1回以上/12か月。	コンクリートの練り混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	小規模工事※で1種別当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1種別1回以上の試験、またはレギュラーコンクリート工場(JISマーク表示認証製品を製造する工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅2.0m以上)護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種			
		連続ミキサの場合 土木学会基準 JSCE-I502-2013			コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度の差: 7.5%以下 空気量の差: 1%以下 スランプの差: 3cm以下				
	プローラン	細骨材の表面水率試験	JIS-A-1111	2回/日以上	設計図書による。	レギュラーコンクリート以外の場合に適用する。			
		粗骨材の表面水率試験	JIS-A-1125	1回/日以上	設計図書による。				
	の他	塩化物総量規制	「コンクリート耐久性向上対策」による。	・荷卸し時 鉄筋コンクリート重要構造物に適用する。 コンクリートの打設が午前・午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	小規模工事※で1種別当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1種別1回以上の試験、またはレギュラーコンクリート工場(JISマーク表示認証製品を製造する工場)の品質証明書等のみとすることができる。 1種別当たり総の使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSEC-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅2.0m以上)護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種			

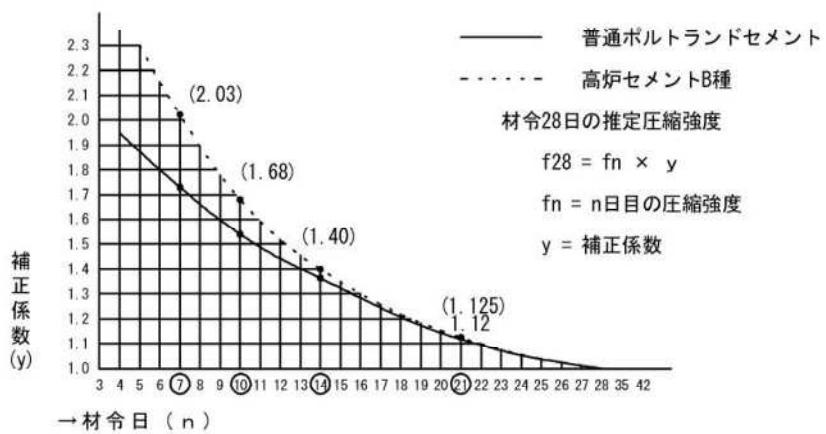
品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
セメント工事	必試	セメント施工の単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」による。	・荷卸し時 「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」参照	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超える場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、運配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施できる。 再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。 【対象工種】 1 鉄筋コンクリート擁壁(H=5m以上) 2 ポックスカルバート（内空断面積25m <sup>2</sup> 以上） 3 橋梁（上・下部・床板） 4 トンネル 5 治山ダム(H=10m以上) 6 その他測定が必要と認められる重要な構造物 ※1. プレキャスト製品を除く ※2. 1日当たりコンクリート使用量が100m <sup>3</sup> 未満の場合でも、上記1～6に該当する場合は、単位水量測定を実施するものとする。	
コンクリート試験	須試	スランプ試験	JIS-A-1101	・荷卸し時 ・圧縮強度、曲げ強度試験用供試体及び打ち込み中に品質の変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路床版の場合、全運搬車測定を行うがスランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	スランプ 5cm以上8cm未満 ：許容差±1.5cm 8cm以上18cm以下 ：許容差±2.5cm 2.5cm：許容差±1.0cm	小規模工事※で1種別当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1種別1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証製品を製造する工場)の品質証明書等のみとすることができる。 1種別当たり総の使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合には、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSEC-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅2.0m以上)護岸、ダム及び堰、トレン、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
セメントコンクリート工・構造物試験	施工前試験	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS-A-1108	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷卸し時又は工場出荷時に運搬車から採取した試料。</li> <li>1回／日以上、原則として150m<sup>3</sup>（構造物の重要度と工事規模に応じて打設量20m<sup>3</sup>～150m<sup>3</sup>）毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</li> <li>但し、道路橋床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は、原則として全運搬車測定を行う。</li> <li>・道路橋床版の場合、全運搬車を行なうが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合は、その後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減できる。</li> <li>・早強セメントの場合は必要に応じて1回につき3個（3日強度）を追加で採取できる。</li> <li>・鉄筋コンクリートの重要構造物（注：参照）については、打設日1日につき2回（午前・午後）とする。</li> </ul>	1回（供試体3本の平均値）の試験結果呼び強度の値の85%以上。かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供試体の試料は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。</li> <li>・供試体は1回につき6個採取（7日強度及び28日強度、各3本）</li> <li>・小規模工種※で1工事当たりの総数量が50m<sup>3</sup>未満の場合は、1工種1回以上の試験、又は、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。</li> </ul> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工事及び特記仕様書で指定された工種。）</p>
		その他	空気量測定	JIS-A-1116 JIS-A-1118 JIS-A-1128	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷卸し時</li> <li>・圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及びコンクリート打ち込み中に品質の変化が認められたとき。</li> </ul>	許容差 ±1.5%	小規模工種※については圧縮強度試験に準ずる。
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS-A-1106	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日毎に2回（午前・午後）に行なう。なお、テストピースは1回につき3個（4週強度3本）とする。	1回（供試体3本の平均値）の試験結果は、呼び強度の85%以上、かつ回の試験結果の平均値は呼び強度以上。	供試体の試料は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。
			コアによる強度試験	JIS-A-1107	品質に異常が認められた場合に行なう。	設計図書による。	
	施工後試験	必須	コンクリートの洗い分析試験	JIS-A-1112	品質に異常が認められた場合に行なう。	設計図書による。	
			ひび割れ調査	スケールによる測定	本数、総延長、ひび割れ幅等	0.2mm	
			シュミットハンマーによる試験	コンクリート標準示方書（基準編）「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」による。		設計基準強度	任意の材齢の圧縮強度から材齢28日の圧縮強度を推定する場合は附図-1により参考とすることができる。

附図—1 材令任意の圧縮強度による材令 28 日の圧縮強度の推定



注：重要構造物とは P C 枠（工場製作枠は除き、間詰・横枠は含む）、鋼橋の P C 床版、R C 橋、井筒、水門、  
樋門等、擁壁（高さ 2 m 以上）治山工事の本堤及び副堤、その他上記に類するもののほか、特記仕様書に  
示す  
構造物。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
鋼材・棒鋼	材料試験	必須	降伏点引張強さ伸び	JIS-A-3112	鋼材規格証明及び外況検査。 重要構造物を除き 2 t 未満は規格証明を省略することができる。	JIS-A-3112	特に試験を必要とする場合は、監督員の指示により行う。
			寸法	JIS-G-3112	同一形状、寸法のもの 1 ロールごとに 1 個の供試体を採取する。	JIS-G-3112	
鋼材ガス圧接試験	施工前試験	必須	外観検査	• 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 • ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ折れ曲がり等	鉄筋メーカー、 圧接作業班、 鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各 2 本、手動ガス圧接の場合は各 5 本のモデル供試体を作成する。	熱間押抜方法以外の場合。 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の 1/5 以下。 ②ふくらみが鉄筋径の(径が異なる場合は細い方の鉄筋) 1.4 倍以上。 ただし、SD 490 の場合は 1.5 倍以上。 ③ふくらみの長さが 1.1 倍以上。 ただし、SD 490 の場合は 1.2 倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが 1/4 以下。 ⑤折れ曲がりの角度が 2° 以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の 1/5 以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。  热間押抜方法の場合。 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の 1.1 倍以上。ただし、SD 490 の場合は 1.2 倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件同一材料で行う。 ① SD 490 以外の鉄筋を圧接する場合 - 手動ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行なう。 特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件、高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 - 自動ガス圧接装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならぬ。 ② SD 490 の鉄筋を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。
				引張試験	JIS-Z-3120 JIS-Z-2241	JIS G 3112	

**品質管理基準・規格値**

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
鋼材	施工後	必試	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等</li> <li>・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ折れ曲がり等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視は全数実施する。</li> <li>・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査</li> </ul>	<p>熱間押抜方法以外の場合。</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋の1/5以下。 ②ふくらみが鉄筋径の（径が異なる場合は細い方）1.4倍以上。 ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。 ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p> <p>熱間押抜方法の場合。</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状きず、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>熱間押抜方法以外の場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。</li> <li>①は、圧接部を切り取って再圧接する。</li> <li>②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。</li> <li>④⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。</li> <li>⑤は、再加熱して修正する。</li> </ul> <p>熱間押抜方法の場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。</li> <li>①②③は、再加熱、再加工、再加圧、押抜きを行つて修正し、後外観検査を行う。</li> <li>④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。</li> </ul>

**品質管理基準・規格値**

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
ガス切断工	施工試験	必須	表面粗さ	目視		主要部材 : 50 μm以下 二次部材 : 100 μm以下。 (ただし、切削による場合は 50 μm以下)	表面粗さとは、JIS-B0601(2013)に規定最大高さ粗さ RZ とする。
			ノッチ深さ	目視計測		主要部材 : ノッチがあつてはならない。 二次部材 : 1 mm以下。	ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。
			スラグ	目視		塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。	
			上縁の溶け	目視		わずかに丸みを帯びているが、滑らかな状態のもの。	
	その他	その他	平面度	目視		設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく。)	
			ベヘル精度	計測器による計測		設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく。)	
			真直度	計測器による計測		設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく。)	
溶接工	施工試験	必須	引張試験: 開先溶接	JIS Z 2241	試験片の形状: JIS Z 3121 1号 試験片の個数: 2	引張強さが母材の規格値以上。	溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工図 20.8.1 開先溶接施工試験方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の報告書によって溶接施工試験を省略することができる。
			型曲げ試験(19 mm未満の裏曲げ)・(19 mm以上の側曲げ) : 開先溶接	JIS Z 3122	試験片の形状: JIS Z 3122 試験片の個数: 2	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がプローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが 3 mm以下の場合は許容するものとする。	(非破壊検査を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305(非破壊試験—技術者の資格及び認証)に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波自動探傷試験レベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。
			衝撃試験: 開先溶接	JIS Z 2242	試験片の形状: JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法図 20.8.2 衝撃試験片 試験片の個数: 各部位につき 3	溶着金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上。 (それぞれ 3 個の平均)	
			マクロ試験: 開先溶接	JIS G 0553 に準ずる。	試験片の個数: 1	欠陥があつてはならない。	
			非破壊試験: 開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査 20.8.7 内部きず検査規定による。	試験片の個数: 試験片継手全長	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査 20.8.7 内部きず検査規定による。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
溶接工試験	施工試験	必	マクロ試験 すみ肉溶接	JIS G 0553 に準ずる。	試験片の形状： 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法図 20.8.3 すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	欠陥があつてはならない。	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の報告書によって溶接施工試験を省略することができる。
			引張試験 スタッド溶接	JIS Z 2241	試験片の形状： JIS B 1198 試験片の個数：3	降伏点は 235N/mm <sup>2</sup> 以上 引張強さは 400～550N/mm <sup>2</sup> 、 伸びは 20% 以上とする。ただし溶接で切ってはいけない。	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。
			曲げ試験 スタッド溶接	JIS Z 3145	試験片の形状： JIS Z 3145 試験片の個数：3	溶接部に亀裂を生じてはならない。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編表 - 解 20.8.6 及び表 - 解 20.8.7 溶接施工 図 20.8.7 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表 - 解 20.8.6 及び表 - 解 20.8.7 示されていない強度等級を低減させた場合などの内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。
		須	突合せ継手の内部 欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	放射線透過試験の場合は JIS Z 3104 による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合は JIS Z 3060 による。	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される以下でなければならぬ。 ただし、寸法によらず表面の開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が 25 mm 以下の試験の結果については、以下を満たす場合は合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部、JIS Z 3014 付属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す 2 類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部、JIS Z 3014 付属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す 3 類以上とする。 ・なお、板厚が 25 mm を超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の 1/3 とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきずの寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	(非破壊検査を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波自動探傷試験レベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。
			外観検査 (割れ)	・目視	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わし場合は磁粉探傷試験または浸透探傷試験をもちいる。	あつてはならない。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
溶接工試験	必須	外観形状検査 (ビード表面のピット)	・目視及びノギス等による計測	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶け込み開先溶接には、1継手につき3個まで許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅 (B [mm]) 余盛り高さ (h [mm]) B < 15 : h ≤ 3 15 ≤ B < 25 : h ≤ 4 25 ≤ B : h ≤ (4/25) • B	
		外観形状検査 (余盛高さ)	・目視 ・ノギス等による計測	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。	すみ肉溶接サイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編表-20.8.4 及び表-20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでアダーカットの許容値が示されている。 表-20.8.4 及び表-20.8.5に示されていない継手のアダーカットの許容値は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	
		外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視 ・ノギス等による計測	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。			
		外観形状検査 (アンダーカット)	・目視 ・ノギス等による計測	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編表-20.8.6 外部きず検査の規定による。		
		外観検査 (オーバーラップ)	・目視	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視検査する。			
		外観形状検査 (ビート表面の凸凹)	・目視 ・ノギス等による計測	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。	ビート表面の凹凸は、ヒート長さ25mmの範囲で3mm以下。	余盛り形状不整：余盛りは全周にわたり包囲してはならない。なお、余盛り高さ1mm幅0.5mm以上。 ・カック及びスラグ巻込み：あってはならない。 アダーカット：するどい切欠状のアダーカットがあつてはならない。ただし、ゲライギー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 カットジベルの仕上り高さ：設計値±2mmを越えてはならない。	
		外観形状検査 (アーツタッド)	・目視 ・ノギス等による計測				

**品質管理基準・規格値**

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
溶接工	施工	その他の	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り、曲げ検査をするものとする。	割れなどの欠陥を生じないものを合格。	余盛が包围していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。
治山土工	材料	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工当初及び土質の変化した時。	設計図書による。	
	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≤53mm 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm 舗装調査・試験法便覧 [4] -256 突砂法	1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、又は設計図書に示された値。	最大乾燥密度の85%以上。又は、設計図書に示された値。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
河川・海岸土工	材料試験	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	当初及び土質の変化した時。	設計図書による。	
		その他の	土の粒度試験	JIS A 1204	当初及び土質の変化した時。	設計図書による。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	当初及び土質の変化した時。	設計図書による。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	当初及び土質の変化した時。	設計図書による。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	当初及び土質の変化した時。	設計図書による。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	当初及び土質の変化した時。	設計図書による。	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	必要に応じて	設計図書による。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	必要に応じて	設計図書による。	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	必要に応じて	設計図書による。	
			土の透水試験	JIS A 1218	必要に応じて	設計図書による。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
河川・海岸土工	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≤53mm 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm 舗装調査・試験法便覧 [4] -256 突砂法	1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、土量が5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回、 1,000未満の工事は1回。  1回の試験につき3孔の平均値で測定を行う。 ・1000m <sup>3</sup> 未満：1回 ・1000m <sup>3</sup> 以上 5000m <sup>3</sup> 未満：3回 ・5000m <sup>3</sup> 以上 6000m <sup>3</sup> 未満：6回 ・6000m <sup>3</sup> 以上 7000m <sup>3</sup> 未満：7回	最大乾燥密度の90%以上。ただし上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によりことができる。 【砂質土(25%≤75μm ふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≤15% 【粘性土(50%≤75μm ふるい通過分)】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気間隙率Vaが2%≤Va≤10% または、設計図書による。	・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
捨石工	施工	必須	岩石の見掛け比重	JIS A 5006	原則として産地毎に工事当初及び岩質の変化時に実施	設計図書による。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値 ・硬石：約2.7～2.5g/cm <sup>3</sup> ・準硬石：約2.5～2g/cm <sup>3</sup> ・軟石：約2g/cm <sup>3</sup> 未満
			岩石の吸水率	JIS A 5006	原則として産地毎に工事当初及び岩質の変化時に実施	設計図書による。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値 ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上 15%未満 ・軟石：15%以上
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	原則として産地毎に工事当初及び岩質の変化時に実施	設計図書による。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値 ・硬石：4903N/cm <sup>2</sup> 以上 ・準硬石：980.66N/cm <sup>2</sup> 以上 4903N/cm <sup>2</sup> 未満 ・軟石：980.66N/cm <sup>2</sup> 未満
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	5,000m <sup>3</sup> に1回の割合で実施する。但し、5,000m <sup>3</sup> 未満は1工事に2回実施する。	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督員承諾を得て省略できる。
吹付工・現場吹付法枠工	材料試験	必須	アルカリシリカ反応制御対策について	アルカリ骨材反応制御対策について	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	「アルカリ骨材反応制御対策について」による。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	設計図書による。	生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時（公財）福岡県建設技術センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績表により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
吹付工材	その他の試験		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	絶乾密度：2.5%以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ・骨材、イエロニッケルスラグ・細骨材、銅スラグ・細骨材の規格値については適用を参照)	JIS A 5005（コンクリート用碎石及び細砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ・骨材-第1部：高炉スラグ・骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ・骨材-第2部：イエロニッケルスラグ・骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ・骨材-第3部：銅スラグ・骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ・骨材-第4部：電気炉酸化スラグ・骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ・骨材-第5部：石炭ガス化スラグ・骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） 生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時（公財）福岡県建設技術センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績表により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。
現場吹付方法枠工			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	粗骨材 ・碎石 3.0%以下（ただし、粒径判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） ・スラグ粗骨材 5.0%以下 ・それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 ・碎砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） ・スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） ・それ以外（砂等）5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	工事開始前、工事施工中1回以上/12か月。及び材料の産地が変わった場合。	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度比が90%以上の場合は使用できる。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。ただし（公財）福岡県建設技術センターにおいて実施した試験成績表により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	資料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	圧縮強度比の90%以上	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時（公財）福岡県建設技術センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績表により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
吹付工・現場吹付方法枠	材 料 の 試 験	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験		JIS A 1122 JIS A 5005	砂、砂利、細砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月、及び材料の産地が変わった場合。	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	寒冷地で凍結の恐れがある地点に適用する。生コン使用の場合は年1回又は材料の変化時。(公財)福岡県建設技術センターにおいて施工の前年度以降に実施した試験成績表により品質の適合を確認すれば施工ごとの試験を省略できる。
		セメントの物理試験		JIS R 5201	製造会社の試験成績書	JIS-R-5210(ポルトランド) JIS-R-5211(高炉) JIS-R-5212(シリカ) JIS-R-5213(フライアッシュ) JIS-R-5214(エコセメント)	
		ポルトランドセメントの化学分析		JIS R 5202	製造会社の試験成績書	JIS-R-5210(ポルトランド) JIS-R-5211(高炉) JIS-R-5212(シリカ) JIS-R-5213(フライアッシュ) JIS-R-5214(エコセメント)	
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS-A-5308 付属書JC		工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量： 1g/l以下 塩化物イオン量： 200mg/l以下 セメントの凝結時間の差： 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材令7及び28日で90%以上	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。
	製造プラント	必 須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	2回/日以上	設計図書による。	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。
		粗骨材の表面水率試験		JIS A 1125	1回/日以上	設計図書による。	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。
		その他の	計量設備の計量精度		月に1回以上	水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混合剤 : ±2%以内 (高炉スラグ、微粉末の場合は±1%以内) 混合剤 : ±3%以内	レディーミックスコンクリートの場合、印字記録による確認を行う。 ・急結材は適用外

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
吹付工	製造ブランク	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッヂミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2  連続ミキサの場合 土木学会基準 JSCE-1502-2013	工事開始前、工事中、1回/12か月以上	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタルの偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 スランプの偏差率：15%以下  コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5.0%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量の差：1%以下 スランプの差：3 cm以下	小規模工事※で1種別当たりの総使用量が50 m <sup>3</sup> 未満の場合は1種別1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証製品を製造する工場)の品質証明書等のみとすることができます。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。 橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅2.0m以上)護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種
・現場吹付工法	施工試験	必須	塩化物の総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策」仕様書。	・荷卸し時 鉄筋コンクリート重要構造物に適用する。 コンクリートの打設が午前・午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	原則0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下。	小規模工事※で1種別当たりの総使用量が50 m <sup>3</sup> 未満の場合は1種別1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証製品を製造する工場)の品質証明書等のみとすることができます。1種別当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目参照
		須	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	・荷卸し時 ・圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	スランプ5 cm以上8 cm未満 ：許容差±1.5 cm スランプ8 cm以上18 cm以下 ：許容差±2.5 cm	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F561	吹付1日につき1回行う。なお、テスピーブースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50 mmのコアを切取りキャビングを行う。1回に3本とする。	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	※「4-1 公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」参照すること。
			空気量測定 (モルタル除く)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	・荷卸し時 ・圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	許容差：±1.5%	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	品質に異常が認められたとき。	設計図書による。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
既製杭	材料試験	必須	外観検査	目視	設計図書による。	目視により使用上有害な欠陥(鋼杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	鋼管杭 H鋼杭 コンクリート杭 鋼矢板
							外周 700 mm未満 : 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2 \text{ mm} \times \pi$ 以下とする。 外周 700 mm以上 1016 mm以下 : 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3 \text{ mm} \times \pi$ 以下とする。 外周 1016 mmを超える場合 : 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4 \text{ mm} \times \pi$ 以下とする。
							【円周溶接部の目違い】 外周 700 mm未満 : 許容値 2 mm以下 外周 700 mm以上 1016 mm以下 : 許容値 3 mm以下 外周 1016 mm以上 2000 mm以下 : 許容値 4 mm以下
	施工試験	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	原則として全溶接個所で行う。ただし、施工方法や施工順序から全数量の実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とすることができる。	われ及び有害な欠陥がないこと。	
	杭試験	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	原則として全溶接個所で行う。ただし、施工方法や施工順序から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接個所の 10% 以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6 により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。	JIS Z 3104 の 1類から 3類であること。	
工	試験		鋼管杭・H鋼杭の現場の溶接 放射線透過試験	JIS A 3104	原則として、溶接 20ヶ所毎に 1ヶ所とするが施工方法や施工順序から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を 4方向から透過し、その撮影長は 30 cm/1方法とする。(20ヶ所毎に 1ヶ所とは、溶接を 20ヶ所施工した毎にその 20ヶ所から任意の 1箇所を試験することである。)		

**品質管理基準・規格値**

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
既製杭	施工試験	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS A 3060	原則として 20箇所に 1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を 4方向から探傷し、その探傷長は 30cm/1方向とする。 (20箇所に 1箇所とは、溶接を 20箇所施工した毎にその 20箇所から任意の 1箇所を試験することである。)	JIS Z 3104 の 1類から 3類であること。	中堀り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比	比重の測定による水セメント比の測定	試料の採取回数は一般的に単杭では 30本に 1回、継杭では 20本に 1回とし、採取本数は 1回につき 3本とする。	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は 60%~70%(中堀り杭工法)、60%(アレボーリング杭及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	供試体採取回数は一般に単杭では 20本に 1回につき 3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従つて作成した $\phi 5 \times 10\text{ cm}$ の円柱供試体によって求めるものとする。	設計図書による。	参考値 : 20N/mm <sup>2</sup>
アンカーワーク	施工試験	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	2回(午前・午後)/日	設計図書による。	
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 1-2018	練りませ開始前に試験は 2回行い、その平均値をフロー値とする。	10~18 秒 p ポート	
			適正試験(多サイクル確認試験)	ケーランド・アンカ-設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	・施工数量の 5%かつ 3本以上 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	設計アンカーラーに対して安全であること。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。
			確認試験(1サイクル確認試験))	ケーランド・アンカ-設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する 1サイクル方式とする。	設計アンカーラーに対して安全であること。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。
		その他	その他の試験	ケーランド・アンカ-設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)		所定の緊張力が導入されていること。	・定着時緊張力確認試験 ・残存引抜力確認試験 ・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
ロックボルト工	材料試験	その他	異形棒鋼の形状・寸法及び質量の測定	J I S G-3112	製造会社の検査 (ミルシート等による品質証明)	J I S-G- 3112による。	
			異形棒鋼の降伏点引張強さ伸びの試験		製造会社の試験 (成績証明書等による品質証明)	J I S-G- 3112による。	
ロックボルト工	施工試験	必須	セメントミルクの塩化物総量規制	J I S A-6204 附-3	注入開始当初及び注入施工日毎に1試験行う。1試験の測定回数は3回とし、試験の判定は3回の測定値の平均値で行う。	0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下。	
			セメントミルクのフロー値試験	J I S R-5201	注入開始当初及び注入施工日毎に練混ぜ完了後に2回行い、その平均値をフロー値とする。	10秒～18秒	
			セメントミルクの圧縮強度試験	J I S A-1108	注入開始当初及び注入施工日毎、及び材料の変化時毎に供試体6個を作製し(1週・4週用各3本)現場養生のうえ、公認の試験機関またはJ I S認定工場で行う。	長期— $\sigma_{ck} \geq 24 N/mm^2$ (240 kg f/cm <sup>2</sup> ) 短期— $\sigma_{ck} \geq 18 N/mm^2$ (180 kg f/cm <sup>2</sup> )	早強セメントを使用する場合の強度試験は、3日・7日の材齢による試験に替えることができる。
			緊張定着確認試験		施工本数の5%以上かつ1施工地で最低3本以上。 試験は、単サイクルで最大試験荷重まで載荷する。なお、載荷方法は原点荷重を0.5tfとし、各段階の増加荷重のきざみを1.0tfとする。また、各段階での荷重保持時間は5分とし、荷重速度については1.0tf/minとする。	設計荷重に対して十分安全であること。	確認試験に用いた以外のボルトについては、計画最大荷重まで載荷して緊張定着を行い、その記録を自主管理すること。

**品質管理基準・規格値**

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
集水井工	材料試験	必須	ライナーフレート 補強リング ボルト・ナット 外観・形状 寸法検査 化学成分 強度検査	JIS G 3302  B-1180 B-1181	製造会社の検査試験 (ミルシート、成績証明書等)	有害な欠陥、変形・ 損傷などがないこと。	ライナーフレート JIS-G-3302 SS-330 補強リング JIS-G-3302 SS-400 6角ボルト JIS-B-1180 ナット IS-B-1181
	施工試験	必須	ライナーフレート 及び補強リングのボルト 締め付け トルク値試験	JIS B 1186	井戸の深さ1m毎にボルト1個を抽出、また補強リングは施工箇所毎にボルト1個を抽出して行う。	JIS-B-1186による。	
			吊りコンクリート及び静水槽コンクリート		セメント・コンクリートの管理基準に準ずる。	セメント・コンクリートの管理基準に準ずる。	
落口石一防 止ネッ ツ工 張工	材料試験	その他の 他	ひし形金網 ワイヤーロック 巻き付け グリップ ターンバッフル クロスクリップ 三方向クリップ ワイヤクリップ	JIS G 3552 JIS G 3525 JIS G 3537 JIS G 3101 JIS-G-3101 JIS-G-5502 JIS-B-2809	外観・形状・寸法・品質等について製造会社の検査及び試験 (ミルシート、成績証明書等)	設計図書及びJIS規格による。	支柱 JIS-G-3101 岩盤用アンカー JIS-G-3101 土中用アンカー JIS-G-3112
路床路体盛土工	材料試験	必須	突固めによる土の締固め試験 C B R 試験(路床)	JIS A 1210 JIS A 1211	当初及び土質の変化した時 (材料が岩碎の場合は除く) ただし、法面、路肩部の土量は除く。 土量が500m <sup>3</sup> 未満の場合は省略しがができる。	設計図書による。	
		その他の 他	土の粒度試験 土粒子の密度試験 土の含水比試験 土の液性限界・塑性限界試験 土の一軸圧縮試験	JIS A 1204 JIS A 1202 JIS A 1203 JIS A 1205 JIS A 1216	当初及び土質の変化した時 (材料が岩碎の場合は除く)	設計図書による。	
					当初及び土質の変化した時	設計図書による。	
					当初及び土質の変化した時	設計図書による。	
					当初及び土質の変化した時	設計図書による。	
					当初及び土質の変化した時	設計図書による。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
路	材料試験	その他の試験	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	当初及び土質の変化した時	設計図書による。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	当初及び土質の変化した時	設計図書による。	
			土の剪断試験	地盤材料試験の方法と解説	当初及び土質の変化した時	設計図書による。	
			土の透水試験	JIS A 1218	当初及び土質の変化した時	設計図書による。	
床	施工試験	必須	現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53 mm : (砂置換法) JIS A 1214 最大粒径 ≥ 53 mm : 鋪装調査・試験法便覧 [4] -256 突砂法	路体 土量 5000m <sup>3</sup> 以上の場合 は、1000m <sup>3</sup> につき 1 回 5000m <sup>3</sup> 未満の場合は、延長 200m につき 1 回 測定箇所は横方向に 3 点とする。  路床 延長 200m 毎に 1 回 測定箇所は横方向に 3 点とする。	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水率比において、最大乾燥密度の 90%以上(突固め試験 JIS A 1210) A・B 法。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の 95%以上(突固め試験 JIS A 1210) A・B 法。もしくは 90%以上(締固め試験 JIS A 1210) C・D・E 法) 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% または飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95%。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
			プレー フローリング	舗装調査・試験法便覧 [4] -288	路床仕上げ後に全幅全区間にについて実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。		・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つフローラやトラック等を用いるものとする。
			その他の試験	平板載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに 40m に 1 箇所の割合で実施する。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。
				現場 C B R 試験	JIS A 1222	各車線ごとに 40m に 1 箇所の割合で実施する。	・確認試験である。
土工		その他の試験	土の含水比試験	JIS A 1203	路体の場合、1000m <sup>3</sup> につき 1 回の割合で行う。 ただし、5000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1 工事当たり 3 回以上。 路床の場合、500m <sup>3</sup> につき 1 回の割合で行う。 ただし、1500m <sup>3</sup> 未満の工事は 1 工事に 3 回以上。	設計図書による。	・確認試験である。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
			コーン指 数の測定	舗装調査・試験法 便覧 [1] -273	必要に応じて実施 (例) トライカビリティが悪い時に実施する。	設計図書による。	・確認試験である。
			たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1] -284 (ハングルマンピーム)	ブルーフローリングの不良箇所について実施。	設計図書による。	・確認試験である。
路	材料試験	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	当初及び土質が変化したとき。	設計図書による。	
			C B R試験	舗装調査・試験法 便覧 [4] -227 [4] -230	当初及び土質が変化したとき。	設計図書による。	
床置換	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≤53mm: (砂置換法) JIS A 1214 最大粒径≥53mm: 舗装調査・試験法 便覧 [4] -256 突砂法	延長 200m 毎に 1 回 測定箇所は横方向に 3 点とする。	【砂質土】 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の 95%以上(突固め試験 JIS A 1210) A・B 法)。もしくは 90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E 法) 【粘性土】 トライカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
工	試験	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4] -288	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	設計図書による。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
			その他	含水比試験	JIS A 1203	500m <sup>3</sup> につき 1 回の割合で行う。ただし、1500m <sup>3</sup> 未満の工事は 1 工事に 3 回以上。	設計図書による。
				土の粒度試験	J I S A - 1 2 0 4	必要と認められると き隨時	・確認試験である。
路床土処理工	材料試験	必須	配合設計 C B R		別紙「F e 石灰工法の品質管理」参照		
			処理土の C B R		別紙「F e 石灰工法の品質管理」参照		
	施工	必須	現場密度の測定		別紙「F e 石灰工法の品質管理」参照		

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
下層	材料試験	必	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -68	当初及び材料変更等	粒状路盤:修正 CBR20%以上 (クラッシャラン鉄鋼スラグは修正 CBR 30%以上) アスファルトコンクリート再生材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は 30%以上とする。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		JIS A 5001 表2参照	
		須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	当初及び材料変更等	塑性指数 PI : 6 以下	・鉄鋼スラグには適用しない。
		鉄鋼スラグの水浸膨張性試験 道路用スラグの呈色判定試験	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -80	当初及び材料変更等	膨張率 1. 5 %以下	・CS: クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	当初及び材料変更等	呈色なし	
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	当初及び材料変更等	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生材は、すりへり量が50%以下とする。	
		必	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -256	最大乾燥密度の93%以上で平均値が以下を満足すること。 X10: 95%以上 X6: 96%以上 X3: 97%以上	最大乾燥密度の93%以上で平均値が以下を満足すること。 X10: 95%以上 X6: 96%以上 X3: 97%以上	締固め度及び粒度は、10孔の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得難い場合は3孔の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ※締固め度は、監督員が承認した最大乾燥密度に対する百分率で表した値
路盤	施工試験		砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径53mm以下の場合のみ適用できる。	1,000 m <sup>3</sup> に1孔、1工事につき最低3孔以上実施する。			
	必	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4] -288	1工事につき1回 仕上げ後全区間について実施する。		・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つフローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	1,000 m <sup>3</sup> に2回の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	必要と認められるとき随時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	必要と認められるとき随時	塑性指数 PI : 6 以下	
			含水比試験	JIS A 1203	必要と認められるとき随時	設計図書による。 ・確認試験である。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
粒度調整・再生粒度調整路盤工	材料試験	必	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	当初及び材料の変更時	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリートの再生資材を含む場合 90%以上 40°Cで行った場合 80%以上	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	当初及び材料の変更時	JIS A 5001 表2参照	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	当初及び材料の変更時	塑性指数PI: 4以下	
		須	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	当初及び材料の変更時	修正CBR80%以上	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	当初及び材料の変更時	1.5%以下	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]-73	当初及び材料の変更時	呈色なし	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
	試験	その他の	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧[4]-131	当初及び材料の変更時	1.50 kg/L以上	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-75	工事着手当初及び材料が変化した場合	1.2Mpa以上 (14日)	NMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	必要と認められるとき随時	再生クラッシャンに用いるセメントコンクリート再生材は、すりへり量が50%以下とする。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	必要と認められるとき随時	20%以下	
	施工試験	必	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256  砂置換法(JIS A1214) 最大粒径53mm以下の場合に適用出来る。	1,000m <sup>3</sup> に1孔 1工事につき最低3孔	最大乾燥密度の93%以上  X <sub>10</sub> : 95%以上 X <sub>6</sub> : 95.5%以上 X <sub>3</sub> : 96.5%以上	・締固め度及び粒度は、10孔の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また10孔の測定値が得難い場合は3孔の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。 ※締固め度は、監督員が承認した最大乾燥密度の値との差を求めた値
				粒度測定(2.36mmフルイ)		2.36mmフルイ: ±15%以内	現場に敷き拵げられた混合物から資料を採取する。 ・粒度は資料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。
		必	粒度測定(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	1,000m <sup>3</sup> に1回の割合で行う。 ただし、2,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、省略できる。	75μmフルイ: ±6%以内	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
		その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	必要と認められるとき随時	塑性指数 PI : 4 以下	土の液性限界・塑性限界試験
			平板載荷試験	JIS A 1215	1,000 m <sup>2</sup> に2回の割で行う。		平板載荷試験
			含水比試験	JIS A 1203	必要と認められるとき随時	設計図書による。	含水比試験
セメント・石灰安定処理工	材料	修正CBR試験	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -68	当初及び材料の変更時	セメント安定処理 下層路盤 10%以上 上層路盤 20%以上 石灰安定処理 下層路盤 10%以上 上層路盤 20%以上	
			一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -102	当初及び材料の変更時	セメント安定処理 下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98 MPa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9 MPa 石灰安定処理 下層路盤：一軸圧縮強さ [10日間] 0.70 MPa 上層路盤：一軸圧縮強さ [10日間] 2.98 MPa	安定処理材に適用する。
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4] -167		当初及び材料の変更時	セメント安定処理 下層・上層路盤 塑性指数 PI : 9 以下 石灰安定処理 下層・上層路盤 塑性指数 PI : 6~18	
	施工試験	粒度測定	(2.36 mm フルイ)	JIS A 1102	1日1回 1工事に最低3回	2.36 mm ふるい: ±15% 以内	現場に敷き拡げられた混合物から資料を採取する。 ・粒度は資料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。
			(75 μm フルイ)	JIS A 1102	1日1回 1工事に最低3回	75 μm ふるい: ±6% 以内	
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -256 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 53 mm 以下に適用出来る。		最大乾燥密度の 9.3% 以上 ×10 : 95% 以上 ×6 : 95.5% 以上 ×3 : 96.5% 以上	締固め度及び粒度は、10孔の測定値の平均値 × 10 が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得難い場合は3孔の測定値の平均値 × 3 が規格値を満足するものとするが、×3 が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値 × 6 が規格値を満足していればよい。 ・締固め度は、監督員が承認した最大乾燥密度に対する百分率で表した値。	
	施工試験	その他	含水比試験	JIS A 1203	必要と認められる時	設計図書による。	現場に敷き拡げられた混合物から資料を採取する。セメント量は、資料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -293、 [4] -297	必要と認められるとき随時 (1日1回)	±1.2% 以内	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
アスフルト舗装材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	当初及び材料の変更時	JIS A 5001 表2参照		(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	当初及び材料の変更時	表層・基層 表乾密度 : 2.45 g /cm <sup>3</sup> 以上 吸水率 : 3%以下		
		骨材中の粘土魂量の試験	JIS A 1137	当初及び材料の変更時	粘土、粘土魂 : 0.25%以下		
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -51	当初及び材料の変更時	細長、あるいは扁平な石片 : 10%以下		
		フィラーの(舗装用石灰石粉)粒度試験	JIS A 5008	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧 表3. 3-17による。		
		フィラーの(舗装用石灰石粉)水分試験	JIS A 5008	当初及び材料の変更時	1%以下		
アスフルト舗装材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	当初及び材料の変更時	4以下		(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。 ・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。
		フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -83	当初及び材料の変更時	50%以下		
		フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -74	当初及び材料の変更時	3%以下		
		フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -78	当初及び材料の変更時	1/4以下		
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -94	当初及び材料の変更時	水浸膨張比 : 2%以下		
		製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	当初及び材料の変更時	SS 表乾密度 : 2.45 g /cm <sup>3</sup> 以上 吸水率 : 3%以下		
アスフルト舗装材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	当初及び材料の変更時	すり減り量 碎石 : 30%以下 CSS : 50%以下 SS : 30%以下		(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	当初及び材料の変更時	損失量 : 12%以下		

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
アスフタルト舗装の試験他	アスフタルト舗装の試験他	アスフタルト舗装の試験他	粗骨材中の軟石量試験	JIS A-1126	着手前1回及び材料が変わった場合	軟石量 5%以下	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
			針入度試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト表3.3.1 ・ホリマー改質アスファルト表3.3.3 ・セミフローアスファルト表3.3.4	
			伸度試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト表3.3.1 ・ホリマー改質アスファルト表3.3.3	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト表3.3.1 ・ホリマー改質アスファルト表3.3.3 ・セミフローアスファルト表3.3.4	
			軟化点試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト表3.3.1 ・ホリマー改質アスファルト表3.3.3	
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト表3.3.1	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト表3.3.1 ・セミフローアスファルト表3.3.4	
			密度試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト表3.3.1 ・ホリマー改質アスファルト表3.3.3 ・セミフローアスファルト表3.3.4	
			高温動粘土試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 212	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・セミフローアスファルト表3.3.4	
			60°C粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 224	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・セミフローアスファルト表3.3.4	
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 289	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・ホリマー改質アスファルト表3.3.3	
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト表3.3.1 ・ホリマー改質アスファルト表3.3.3 ・セミフローアスファルト表3.3.4	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
アスファルト舗装	必須	アスファルトラン	配合試験	舗装調査・試験法便覧 [3] - (5)	配合ごとに1回		50t 未満は省略することができる
			粒度測定 (2.36 mm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] - 16	・抽出ふるい分け試験の場合：1~2回／日 ・印字記録の場合：全数	2.36 mmふるい：±12%以内基準粒度	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
			粒度測定 (75 μm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] - 16	・抽出ふるい分け試験の場合：1~2回／日 ・印字記録の場合：全数	75 μmふるい：±5%以内基準粒度	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] - 238	・抽出ふるい分け試験の場合：1~2回／日 ・印字記録の場合：全数	アスファルト量：±0.9%以内	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	1時間ごと	配合設計で決定した混合温度185°Cを越えてはならない。	
	試験	その他	水浸ホールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] - 65	1工事1回		アスファルト混合物の耐剥離性の確認
			ホールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] - 44	1工事1回		アスファルト混合物の耐流動性の確認 (注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
アスファルト舗装	施工	必	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3] -218	<p>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</p> <p>・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1工事あたり3,000m<sup>2</sup>を超える場合は10,000m<sup>2</sup>以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。</p>	<p>基準密度の94%以上</p> <p>X10 96%以上</p> <p>X6 96%以上</p> <p>X3 96.5%以上</p>	<p>・複数層を施工する場合各層毎</p> <p>(試験基準例)</p> <p>3,001~10,000 m<sup>2</sup> : 10孔 10,001 m<sup>2</sup>以上の場合、10,000 m<sup>2</sup>毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるよう設定すること。 例えば12,000 m<sup>2</sup>の場合 : 6,000 m<sup>2</sup>/1 ロット毎に10孔、合計20孔</p> <p>なお、50t未満または400m<sup>2</sup>以下の場合は、3孔で測定する。ただし、点在する維持工事は監督員と協議の上、省略することができる。</p> <p>また、400 m<sup>2</sup>以上3,000 m<sup>2</sup>以下の場合は、6孔で測定する。</p>
	試験	須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	随時	<p>110°C以上</p> <p>※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定する。</p>	<p>測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)</p>
	試験		外観検査(混合物)	目視	随時		
	舗装		混合物のアスファルト抽出	舗装調査・試験法便覧 [4] -238	<p>1,500 m<sup>2</sup>に1回 コアー3個 1工事につき最低1回</p>	<p>アスファルト量 ± 0.90%以内 X10 : ± 0.55%以内 X6 : ± 0.50%以内 X3 : ± 0.50%以内</p>	<p>・複数層を施工の場合は各層毎 ・アスファルト量は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値。 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値。 (注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については試験を省略できる。</p>
	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1] -101	舗設車線ごとの200mごとに1回			特記仕様書及び監督員の指示があった場合。

## 品質管理基準・規格値

### 注意 1

アスファルト混合物事前審査制度の認定を得た混合物については、  
「材料」・「プラント」に係る試験を省略することができる。

### 注意 1

アスファルト混合物事前審査制度の認定を得た混合物についての  
「施工」に係る試験は従来どおりとし、その基準値は、事前審査認定時の  
「アスファルト混合物総括表」による。

附表-1 「F e 石灰工法の品質管理」

施工面積 (m <sup>2</sup> ) 処理土の品質管理	5,000 以下	5,000~10,000	10,000~15,000	15,000~20,000	摘要
1) 配合設計 CBR	1工事に1回	1工事に1回	1工事に2回	1工事に3回	注1) 構造物基礎地盤の補強等に、F e 石灰処理土を適用する時の品質管理も左記を基本とするが層厚が50cm以上の場合は、仕上り全層の中間部でも単位体積重量試験を実施する。 注2) 材料品質管理 (1)、(2)は、F e 石灰工法の適正な試験方法により行う。
2) 処理土の CBR 水浸直後 水浸4日 水浸7日 水浸14日	1, 000 m <sup>2</sup> に1回	1, 500 m <sup>2</sup> に1回	1, 500 m <sup>2</sup> に1回	2, 000 m <sup>2</sup> に1回	
3) 現場における 処理土の乾燥 単 位体積質量試 験					1孔/1, 000 m <sup>2</sup> に1回（但し、1工事に3孔以上）
4) 使用数量の 管理					F e 石灰混合物あるいはF e 石灰単体の使用数量伝票で提出する。

附表-2 「(3) 現場における処理土の乾燥単位体積重量試験」規格値

工種	項目	× 10	× 6	× 3
路床処理工(F e 石灰) 路盤工(粒調Fe処理材)	締固め度 %	95.0以上	95.5以上	96.5以上
締固め度は、10孔の測定値の平均値×10が規格値を満足しなければならない。 また、10孔の測定値が得がたい場合は、3孔の測定値の平均値×3が規格値を満足しなければならないが、×3が規格値をはずれた場合はさらに3孔のデータを加えた平均値×6が規格値を満足していればよい。				

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
転圧コングリート試験	必須材	コンシステムシーヴC試験			当初	舗装施工便覧 8-3-3 による目標値 修正 VC 値 : 50 秒	
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれかの1方法	当初	舗装施工便覧 8-3-3 による目標値 締固め率 96%	
		ランマー突き固め試験		転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれかの2方法	当初	舗装施工便覧 8-3-3 による目標値 締固め率 97%	
		含水比試験	JIS A 1203	当初		設計図書による。	含水比は、品質管理試験としてコンシステムシーテストがやむを得ず行えない場合に適用する。
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	2回／日(午前、午後) で3本1組／回		設計図書による。	
	料その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	細骨材 300 m <sup>3</sup> 、 粗骨材 500 m <sup>3</sup> ごとに1回あるいは1回/日	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22		
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	細骨材 300 m <sup>3</sup> 、 粗骨材 500 m <sup>3</sup> ごとに1回あるいは1回/日	設計図書による。		
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	工事開始前及び 材料の変更時	設計図書による。		
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	工事開始前及び 材料の変更時	35%以下 積雪寒冷地 25%以下	ホワイトベースに使用する場合 : 40%以下	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	工事開始前及び 材料の変更時	粗骨材 ・碎石 3.0%以下(ただし、粒径判定実績率が58%以下の場合は、5.0%以下) ・スラグ 粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1%以下 細骨材 ・碎砂、スラグ 細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下 (ただし、碎砂で粘土、シリカ等を含まない場合は5.0%以下)		
	の他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	工事開始前及び 材料の変更時	標準色より淡いこと。 濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	濃い場合は、JIS-A-1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	材料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	圧縮強度の90%以上		
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	工事開始前及び 材料の変更時	細骨材 : 1.0%以下 粗骨材 : 0.25%以下	観察で問題なければ省略できる。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
転圧コンクリート	材の試験	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	工事開始前、材料の変更時	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	寒冷地で凍結の恐れのある地点に適用する。	
			JIS R 5201	製造会社の試験成績表	JIS-R-5210(ホルトランド) JIS-R-5211(高炉) JIS-R-5212(シリカ) JIS-R-5213(フライアッシュ) JIS-R-5214(エコセメント)		
		セメントの化学分析	JIS-R-5202	製造会社の試験成績表	JIS-R-5210(ホルトランド) JIS-R-5211(高炉) JIS-R-5212(シリカ) JIS-R-5213(フライアッシュ) JIS-R-5214(エコセメント)		
			上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS-A-5308 付属書JC	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材令7及び28日で90%以上		
		練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS-A-5308 付属書JC	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材令7及び28日で90%以上		

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
転圧コントローランク	製造プラント試験	その他の他	計量設備の計量精度		工事開始前、工事中 1回／6カ月以上	水 : ± 1 %以内 セメント : ± 1 %以内 骨材 : ± 3 %以内 混和剤 : ± 2 %以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤 : ± 3 %以内	レディミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	工事開始前及び工事中 1回／12カ月以上	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： ・コンクリート内のモルタル量の偏差率 : 0.8 %以下 ・コンクリート内の粗骨材量の偏差率 : 5.0 %以下 圧縮強度の偏差率 : 7.5 %以下 ・コンクリート内空気量偏差率 : 10.0 %以下 ・スランプの偏差率 : 15.0 %以下	レディミクスコンクリート工場 (JISマーク表示認証製品を製造する工場) の品質証明書等のみとができる。
			連続ミキサの場合 土木学会規準 JSCE-I-502-2013		工事開始前及び工事中 1回／12カ月以上	コンクリート中のモルタル単位容積質量差 : 0.8 %以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 : 5.0 %以下 圧縮強度の差 : 7.5 %以下 空気量の差 : 1.0%以下 スランプの差 : 3cm以下	レディミクスコンクリート工場 (JISマーク表示認証製品を製造する工場) の品質証明書等のみとができる。
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	2回／日以上	設計図書による	レディミクスコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	1回／日以上	設計図書による	レディミクスコンクリート以外の場合に適用する。
リート	施工	必須	コンシステムシーソーVC試験		1日2回(午前、午後)以上。その他コンシステムシーソーの変動が認められる場合などに実施する。 但し、運搬車ごとに目視観察する。	修正VC値の±10秒	
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか方法		目標値の±1.5%	
			ランマー突き固め試験			目標値の±1.5%	
		必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	2回/日(午前・午後)で、3個1組/回(法令28日)	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上。	
			温度測定(コンクリート)	温度計による。	2回/日(午前・午後)以上		
			現場密度の測定	R I 水分密度計	40mに1回 (横方向に3箇所)	基準密度の95.5%以上	
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353	1,000 m³に1個の割合でコアを採取		

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
グリスアスフルート舗装	材料試験	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	当初及び材料の変更時	JIS A 5001 表一2参照	注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラン」に係る試験を省略できる。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	当初及び材料の変更時	表層・基層 表乾比重: 2.45 g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率 : 3.0%以下	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	当初及び材料の変更時	粘土・粘土魂量 0.25%以下	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -51	当初及び材料の変更時	細長あるいは偏平な石片 10%以下	
			フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	当初及び材料の変更時	舗装施工便覧 表 3.3.17	
			フィラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	当初及び材料の変更時	1%以下	
	その他	粗骨材のすりへり試験	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	当初及び材料の変更時	30%以下	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	当初及び材料の変更時	損失量 : 12%以下	
			針入度試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	針入度 15~30 (1/10 mm)	
		軟化点試験	軟化点試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	軟化点 58~68°C	
			伸度試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	伸度 10 cm以上 (25°C)	
		トルエン可溶分試験	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	トルエン可溶分 86~91%	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	当初及び材料の変更時	引火点 240°C以上	
		蒸発質量変化率試験	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	変化率 0.5%以下	
			密度試験	JIS K 2207	当初及び材料の変更時	密度 1.07~1.13 g/cm <sup>3</sup>	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
グースアスファルト舗装	プラント試験	必須	貫入試験(40°C)	舗装調査・試験法便覧[3]-402	配合ごとに各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	貫入量(40°C)目標値 表層: 1~4mm 基層: 1~6mm	注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
			リュエル流動性試験(240°C)	舗装調査・試験法便覧[3]-407		3~20秒(目標値)	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44		300以上	
		須	曲げ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-79		被断ひずみ (-10°C、50mm/min) 8.0×10-3以上	
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	印字記録の場合:全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	2.35mmフルイ ±12%以内基準粒度	
		須	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16		75μmフルイ ±5%以内基準粒度	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318		アスファルト量 ±0.9%以内	
	舗設現場	必須	温度測定(アスファルト、骨材、混合物)	温度計による	随時	アスファルト: 220°C以下 石粉: 常温~150°Cトルク	
	路床材料試験	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による	クッカ1台ごと。 ただし、同一配合の合材100t未満の場合は1日2回行う (午前、午後)		アスファルトフニッシャへの搬出時。
安定処理工	施工試験	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	当初及び土質の変化したとき。	設計図書による	
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-227 [4]-230	当初及び土質の変化したとき。	設計図書による	
	試験	必須	現場密度の測定	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	設計図書による	左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
表層安定処理工	施工試験	その他	プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4] -288	路床仕上げ後、全幅 ・全区間で実施する。		・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
			平板載荷試験	JIS A 1215	延長 40mにつき 1箇所の割合で実施する。		・確認試験である。 セメントコンクリートの路盤に適用する。
			現場CBR試験	JIS A 1222	各車線ごとに、延長 40mにつき 1回の割合で実施する。	設計図書による	確認試験である。
			含水比試験	JIS A 1203	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上	設計図書による	確認試験である。
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1] -284 (ベンケルマンビーム)	プルーフローリングでの不良箇所について実施する。	設計図書による	確認試験である。
	材料試験	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	当初及び材料の変化したとき。	設計図書による	配合を定めるための試験である。
	施工試験	必須	現場密度の測定	最大粒径≤53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき 3孔で測定し、3孔の最低値で判定	設計図書による	
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4] -288	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。		荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに、延長 40mにつき 1回の割合で実施する。		セメントコンクリートの路盤に適用する。
			現場CBR試験	JIS A 1222	各車線ごとに、延長 40mにつき 1回の割合で実施する。	設計図書による。	
			含水比試験	JIS A 1203	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。	設計図書による。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1] -16 (ベンケルマンビーム)	プルーフローリングでの不良箇所について実施する。	設計図書による。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
固 結 工 程	材料試験	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	当初及び土質の変化したとき。	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの。	配合を定めるための試験である。
			ゲルタイム試験		当初及び土質の変化したとき。		配合を定めるための試験である。
再生アスファルト舗装工	材料試験	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 試験は1本の改良体について、上・中・下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度ごとに3回とする。 現場の条件、規模等によりがたい場合は監督員の指示による。	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの。	
			再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2] -16	再生骨材使用量 500tごとに1回 1工事につき最低1回		
			再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4] -318	再生骨材使用量 500tごとに1回 1工事につき最低1回	3.8%以上	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
			再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1工事につき最低1回	20 (1/10mm) 以上 (25°C)	
			再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	再生骨材使用量 500tごとに1回	5%以下	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗い前の75μmふるいにとどまるものと、水洗い後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60°C以下の炉乾燥し、その質量の差から求める。
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	2回以上及び 材料が変化したとき	JIS K 2207 石油アスファルト規格	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	
再生アスファルト舗装工	粒度測定 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2] -16	抽出ふるい分け試験の場合 : 1~2回/日 印字記録の場合 : 全数	2. 36mmふるい : ±12%以内 再アス処理の場合 2. 36mmふるい : ±15%以内			(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。 ・印字による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	
	再生アスファルト量	舗装調査・試験法 便覧 [4] -318	抽出ふるい分け試験の場合 : 1~2回/日 印字記録の場合 : 全数	アスファルト量 ±0.9% 以内 再アス処理の場合 アスファルト量 : -1.2% 以内				
	その他	舗装調査・試験法 便覧 [3] -65		設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認		
	外観検査 (混合物)	目視	随時					
施工試験	外観検査 (混合物)	温度計による。	温度計による。			測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		
	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3] -218	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</li> <li>・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</li> <li>・1工事あたり3,000m<sup>3</sup>を超える場合は10,000m<sup>3</sup>以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。</li> </ul>	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	※「4-1公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・複数層を施工の場合各層毎。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 例) 3,001~10,000m <sup>3</sup> : 10孔 10,001m <sup>3</sup> 以上の場合、10,000m <sup>3</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるよう設定すること。例えば12,000m <sup>3</sup> の場合 : 6,000m <sup>3</sup> ／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、50t未満または400m <sup>3</sup> 以下の場合は、3孔で測定する。ただし、点在する維持工事は監督員との協議の上、省略することができる。また、400m <sup>3</sup> 以上3,000m <sup>3</sup> 以下の場合は、6孔で測定する。			
	混合物のアスファルト抽出	舗装調査・試験法 便覧 [3] -238		アスファルト量 ±0.9%以内 X10 ±0.55%以内 X6 ±0.50%以内 X3 ±0.50%以内	アスファルト量 ±0.9%以内 X10 ±0.55%以内 X6 ±0.50%以内 X3 ±0.50%以内	アスファルト量 ±0.9%以内 X10 ±0.55%以内 X6 ±0.50%以内 X3 ±0.50%以内	※「4-1 公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・複数層を施工の場合各層毎。 ・アスファルト量は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値	
	混合物の粒度分析	舗装調査・試験法 便覧 [3] -238		2.36mmふるい : ±12% 以内基準粒度 X10 ±8.0以内 X6 ±7.5以内 X3 ±7.0以内 75μmふるい : ±5% 以内基準粒度 X10 ±3.5以内 X6 ±3.5以内 X3 ±3.0以内	2.36mmふるい : ±12% 以内基準粒度 X10 ±8.0以内 X6 ±7.5以内 X3 ±7.0以内 75μmふるい : ±5% 以内基準粒度 X10 ±3.5以内 X6 ±3.5以内 X3 ±3.0以内	2.36mmふるい : ±12% 以内基準粒度 X10 ±8.0以内 X6 ±7.5以内 X3 ±7.0以内 75μmふるい : ±5% 以内基準粒度 X10 ±3.5以内 X6 ±3.5以内 X3 ±3.0以内	2.36mmふるい : ±12% 以内基準粒度 X10 ±8.0以内 X6 ±7.5以内 X3 ±7.0以内 75μmふるい : ±5% 以内基準粒度 X10 ±3.5以内 X6 ±3.5以内 X3 ±3.0以内	2.36mmふるい : ±12% 以内基準粒度 X10 ±8.0以内 X6 ±7.5以内 X3 ±7.0以内 75μmふるい : ±5% 以内基準粒度 X10 ±3.5以内 X6 ±3.5以内 X3 ±3.0以内

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
プレストレスコンクリート桁	グラウト	必須	流動性 フリーティング率 体積変化率 圧縮強度 塩化物イオン含有率	コンクリート標準示方書施工編 JSCE-F 531 の方法 JSCE-F 535 の方法 JSCE-F 531 の方法	注入前、1回/日以上および品質変化が認められた時	JPコード標準 高粘性型 14~23秒 (流動性)高粘性型~低粘性型 7~35秒 低粘性型 6~14秒 超低粘性型 3.5~6秒 フリーティング率 0.3%以下(3時間後) 体積変化率 -0.5%~+0.5% 圧縮強度 材齢7日に30N/mm <sup>2</sup> 以上 塩化物イオン含有率 質量の0.08%以下	
	緊張管理	必須	緊張管理	道路橋示方書、コンクリート道路橋施工便覧による。	試験緊張 1回 主桁 1) ケーブルごと管理 2) ケーブルごと管理 横組 ケーブルごと管理	PC鋼線及びPC鋼より線の摩擦係数の管理限界とPC鋼棒の緊張力差の許容誤差は、道路橋示方書による。	
鋼構造用材・溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	一般接構構造用 圧延鋼材 ・溶接構造用 耐候性 熱間圧延 鋼材	必須	外形寸法 重量 化学成分		JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194 許容差はJISによる。	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	鋼材規格証明及び外況検査
			機械的性質 引張試験	JIS Z 2241	規格、材質、厚さごとに 鋼材重量が概ね 10tにつき1組、または監督員の指示及び特記仕様による。	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114	
			機械的性質 曲げ試験	JIS Z 2248	10tにつき1組、または監督員の指示及び特記仕様による。	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114	
			機械的性質 シャルビー試験	JIS Z 2242	総重量が10t未満については、鋼材規格証明書により省略することができる。	JIS G 3106 JIS G 3114	
	橋	突合せ継手	【放射線透過試験】 引張部材	JIS Z 3104	1継手に1枚(端部を含む)	JIS Z 3104 2級以上	
			【放射線透過試験】 圧縮部材	JIS Z 3104	5継手に1枚	JIS Z 3104 2級以上	
			【放射線透過試験】 曲げ部材 引張フランジ	JIS Z 3104	1継手に1枚	JIS Z 3104 2級以上	
			【放射線透過試験】 曲げ部材 圧縮フランジ	JIS Z 3104	5継手に1枚	JIS Z 3104 2級以上	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
鋼			曲げ部材 腹板の応力に直角方向	J I S Z-3104	1継手に1枚 (引張側)	J I S Z-3104 2級以上	現場溶接を行う全断面溶け込みグループ溶接継手について実施する。監督員の承諾を得て、放射線透過試験のかわりに超音波探傷試験 (J I S-Z-3060) を用いることができる。
			曲げ部材 腹板の応力に水平方向	J I S Z-3104	1継手に1枚 (端部を含む)	J I S Z-3104 3級以上	
			鋼床版	J I S Z-3104	1継手に1枚 (端部を含む)	J I S Z-3104 2級以上	
	グ放 ル射  線 透 過 継 過 手 試 験	必 須	鋼製橋脚のはり及び柱	J I S Z-3104	継手全部を原則とする。	J I S Z-3104	
			主桁のフランジ及び腹板(鋼床版を除く)	J I S Z-3104	継手全部を原則とする。	J I S Z-3104	
			鋼床版のデッキプレート	J I S Z-3104	継手の始終端で連続して50cmに2枚、中間部で1mにつき1箇所(1枚)、ワイヤー継ぎ部で1箇所(1枚)を原則とする。	J I S Z-3104	
橋	摩六 擦角 接ナ 合ツ 用ト 高・ 力平 ボ座 ル金 トナ ット	必 須	形 状 寸 法 外 観 機 械 的 性 質	J I S B-1186 その他 J I S Z-2241 (Z-2201) Z-2245 による	特記仕様書又は監督員の指示による。	J I S B-1186	製造業者の管理図その他品質管理のデータ又は、検査成績表
据付管理	必 須	高 力 ボ ルト	道路橋示方書による。	トルク法による場合、各ボルト群の10%のボルト本数を標準とする。	各検査ボルトの据付けトルク値がキャリプレーション時の設定トルク値±10%の範囲。		
		トルシア 形 高 力 ボ ルト	道路橋示方書による。	一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出する。	道路橋示方書による		

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
覆工コンクリート・NATM	材	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	設計図書による。	
	料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率： 3.5%以下 粗骨材の吸水率： 3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	碎石 40%以下 砂利 35%以下	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
覆工コンクリート・NATM	材 料 試 験 の 他	骨材の微粒分量試験		JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	
						標準色より淡いこと。 濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	濃い場合は、JIS A 5308（モルタルの圧縮強度による砂の試験）付属書一3による。
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	JIS A 1142	工事開始前、工事中1回以上／12ヶ月及び産地が変わった場合。	圧縮強度の90%以上	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験			試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場		
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	JIS A 1122 JIS A 5005	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	細骨材：1.00%以下 粗骨材：0.25%以下	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	細骨材：10.0%以下 粗骨材：12.0%以下	寒冷地で凍結の恐れがある場合には適用しない。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
覆工コンクリート・NATM	材料の試験	セメントの物理試験 ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5201	工事開始前、工事中1回／月以上	JIS-R-5210(ポルトランド) JIS-R-5211(高炉) JIS-R-5212(シリカ) JIS-R-5213(フライアッシュ) JIS R 5214(エコセメント)		
			JIS R 5202	工事開始前、工事中1回／月以上			
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 附属書JC	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	
			回収水の場合：JIS A 5308 附属書JC	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		
トナメント試験	製造プラント試験	計量設備の計量精度 ミキサの練混ぜ性能試験		工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上。	水 ±1%以内 セメント ±1%以内 骨材 ±3%以内 混和剤 ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤 ±3%以内	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	工事開始前、工事中1回以上／12か月	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシスティンシー(スランプ)の偏差率：15%以下		

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
覆工コンクリート・NATM	製造プラント試験	その他の	連續ミキサの場合: 土木学会規準 JSCEI 502-2013	工事開始前、工事中1回以上／12か月。	コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差： 5.0%以下 圧縮強度の差： 2.5%以下 空気量の差： 1.0%以下 スランプの差： 3.0cm以下	設計図書による。  レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。	
			細骨材の表面水率試験	JIS A-1111	2回/日以上		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A-1125	1回/日以上		
施工試験	必须	塩化物の総量規制	'コンクリートの耐久性向上対策'による。	・荷卸し時 鉄筋コンクリート構造物に適用する。 コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502, 503)または設計図書の規定により行う。	
		施工試験	スランプ試験	JIS A-1101	・荷卸し時 1回/日以上、150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び 荷卸し時に品質変化が認められた時。	スランプ5cm以上 8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上 18cm以下：許容差±2.5cm	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A-1108	・荷卸し時又は工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個( $\sigma$ 7~3個、 $\sigma$ 28~3個)とする。	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	
			空気量測定	JIS A-1116 A-1118 A-1128	・荷卸し時 1回/日以上、150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び 荷卸し時に品質変化が認められた時。	許容差 ±1.5%	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502, 503)または設計図書の規定により行う。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
覆工コンクリート・NATM	施工試験	必須	単位水量測定	'レディーミクストコンクリートの品質確保について'	100m <sup>3</sup> / 日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上、 重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、 及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超える±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込みますに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。
吹付コンクリート・NATM	材料試験	必須	アルカリ骨材反応対策	'アルカリ骨材反応抑制対策について'(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
吹付けコンクリート・NATM	材 料 の 試 験	骨材のふるい分け試験		J I S A - 1 1 0 2	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	設計図書による。	
		骨材の単位容積質量試験		J I S A - 1 1 0 4	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	設計図書による。	
		骨材の密度及び吸水率試験		J I S A - 1 1 0 9 A - 1 1 1 0	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	絶乾密度 : 2.5 以上 細骨材の吸水率: 3.5% 以下 粗骨材の吸水率: 3.0% 以下	
		骨材の微粒分量試験		JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が 58 % 以上の場合は 5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただしすりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 3.0%以下)	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
吹付けコンクリート・NATM	材 料 の 試 験 他	砂の有機不純物試験		J I S A-1105	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	圧縮強度の90%以上	
		骨材中の粘土塊量の試験	J I S A-1137		細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	J I S A-1122		細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	寒冷地で凍結のある地点に適用する。
		粗骨材の粒形判定実績率試験	J I S A-5005		粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	55%以上	
		セメントの物理試験	J I S R-5201	工事開始前、工事中1回／月以上	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）		
		ポルトランドセメントの化学分析	J I S R-5202				

**品質管理基準・規格値**

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
吹 付 け コ ン クリ ー ト ・ N A T M	材 料  試 験	そ の 他	練混ぜ水の 水質試験	上水道水及び上 水道水以外の水 の場合： JIS A 5308 附属 書 JC	工事開始前、工事中 1回以上／12か月。	懸濁物質の量：2g/L 以 下 溶解性蒸発残留物の 量：1g/L 以下 塩化物イオン量： 200mg/L 以下 セメントの凝結時間の 差：始発は30分 以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度 比：材齢7及び28 日で90%以上	上水道を使用して る場合は試験に換 え、上水道を 使用することを示す資 料による確認を行 う。
				回収水の場合： JIS A 5308 附属 書 JC		塩化物イオン量： 200mg/L 以下 セメントの凝結時間の 差：始発は30分 以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度 比：材齢7及び28 日で90%以上	その原水は、上水道水及 び上水道水以外の水の規 定に適合するものとす る。
	製 造 プ ラ ント	そ の 他	計量設備の 計量精度		工事開始前、工事中 1回／6ヶ月以上	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の 場合は±1%以 内) 混和剤：±3%以内	・レディーミクストコン クリートの場合、印字記 録により確認を行 う。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
吹付コンクリート・N.A.T.M	製造プラント	その他の他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッヂミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCEI 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下		
			細骨材の表面水率試験	J I S A-1111	2回／日以上	設計図書による	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する
			粗骨材の表面水率試験	J I S A-1125	1回／日以上		
	施工試験	必須	塩化物の総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策」。	・荷卸し時 鉄筋コンクリート構造物に適用する。 コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前を行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 (1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	原則 0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502, 503)または設計図書の規定により行う。

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
吹付コンクリート・NATM	施工試験	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	トンネル施工長 40m 毎に1回 材齢7日、28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 ( $\sigma$ 7…3本、 $\sigma$ 28…3本,)とする。	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	
						スランプ 5cm以上 8cm未満：許容差 ±1.5cm スランプ 8cm以上 18cm以下：許容差 ±2.5cm	
	その他		スランプ試験	J I S A-1101	・荷卸し時 1回／日以上、150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び 荷卸し時に品質変化が認められた時。	±1.5% (許容差)	
			空気量測定	J I S A-1116 A-1118 A-1128	・荷卸し時 1回／日以上、150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び 荷卸し時に品質変化が認められた時。		
ロックボルト・NATM	材料	その他	ココアによる強度試験	J I S A-1107	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。	
	施工試験	必須	外観検査(ロックボルト)	目視寸法計測	材質は製造会社の試験による。	設計図書による。	
			モルタルの圧縮強度試験	J I S A-1108	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長 50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	設計図書による。	
			モルタルのフロー値試験	J I S R-5201	1)施工開始前に1回 2)施工中または必要な都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	設計図書による。	
			ロックボルトの引抜き試験	「ロックボルトの引抜き試験」による	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。	設計図書による。	

品質管理基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
補強土壁工	材 料	必 須	土の締固め試験	J I S A-1210	施工当初及び土質の変化時。	設計図書による。	
			外観検査	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる	補強土壁工法各設計施工マニュアルによる	補強土壁工法各設計施工マニュアルによる	ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる	補強土壁工法各設計施工マニュアルによる	補強土壁工法各設計施工マニュアルによる	
	その他		土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる	補強土壁工法各設計施工マニュアルによる	設計図書による。	
	施工試験	必 須	現場密度の測定	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ J I S A-1214 A-1210 A・B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ 舗装調査・試験法便覧 [4] -182	500m <sup>3</sup> につき1回	最大乾燥密度の 90%以上 または、設計図書による。	

## 2. レディーミクストコンクリートの品質確保について 【レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）】

### 1 適用範囲

本要領は、レディーミクストコンクリートの単位水量測定について、測定方法および管理基準値等を規定するものである。

なお、水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m<sup>3</sup>以上の施工となるコンクリート工及び（別表）に示す工種を対象とする。

### 2 測定機器

レディーミクストコンクリートの単位水量測定機器については、エアメータ法かこれと同程度、あるいは、それ以上の精度を有する測定機器を使用することとし、施工計画書に記載させるとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督員に提出するものとする。

また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用することとする。

### 3 品質の管理

受注者は、施工現場において、打込み直前のレディーミクストコンクリートの単位水量を本要領に基づき測定しなければならない。

### 4 単位水量の管理記録

受注者は、測定結果をその都度記録（プリント出力機能がある測定機器を使用した場合は、プリント出力）・保管するとともに、測定状況写真を撮影・保管し、監督員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

また、1日のコンクリート打設量は単位水量の管理シートに記載するものとする。

### 5 測定頻度

単位水量の測定頻度は、（1）～（4）による。

- (1) （別表）に示す工種で鉄筋構造物の場合は、コンクリート打設（コンクリート種別ごと）を午前から午後にかけて行う場合は、2回／日（午前1回、午後1回）。午前または午後のみ打設を行う場合は、1回／日とする。
- (2) （別表）に示す工種で無筋構造物の場合は、1回／日とする。
- (3) 上記以外の場合は、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m<sup>3</sup>以上の施工となる場合は、100m<sup>3</sup>毎に1回とする。
- (4) 荷卸し時に品質の変化が認められたとき。

### 6 管理基準値・測定結果と対応

#### （1）管理基準値

現揚で測定した単位水量の管理基準値は次のとおりとして扱うものとする。

区分	単位水量 (kg/m <sup>3</sup> )
管理値	配合設計±15kg/m <sup>3</sup>
指示値	配合設計±20kg/m <sup>3</sup>

注) 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20～25mmの場合は175kg/m<sup>3</sup>、40mmの場合は165kg/m<sup>3</sup>を基本とする。

## (2) 測定結果と対応

### 1) 管理値内の場合

測定した単位水量が管理値内の場合は、そのまま打設してよい。

### 2) 管理値を超える、指示値内の場合

測定した単位水量が管理値を超える場合、そのまま施工してよいが、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければならない。

その後、管理値内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。なお、「管理値内に安定するまで」とは、2回連続して管理値内の値を観測することをいう。

### 3) 指示値を超える場合

測定した単位水量が指示値を超える場合は、その運搬車は打込まずに持ち帰らせるとともに、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。

その後、単位水量が管理値内になるまで全運搬車の測定を行う。

なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。

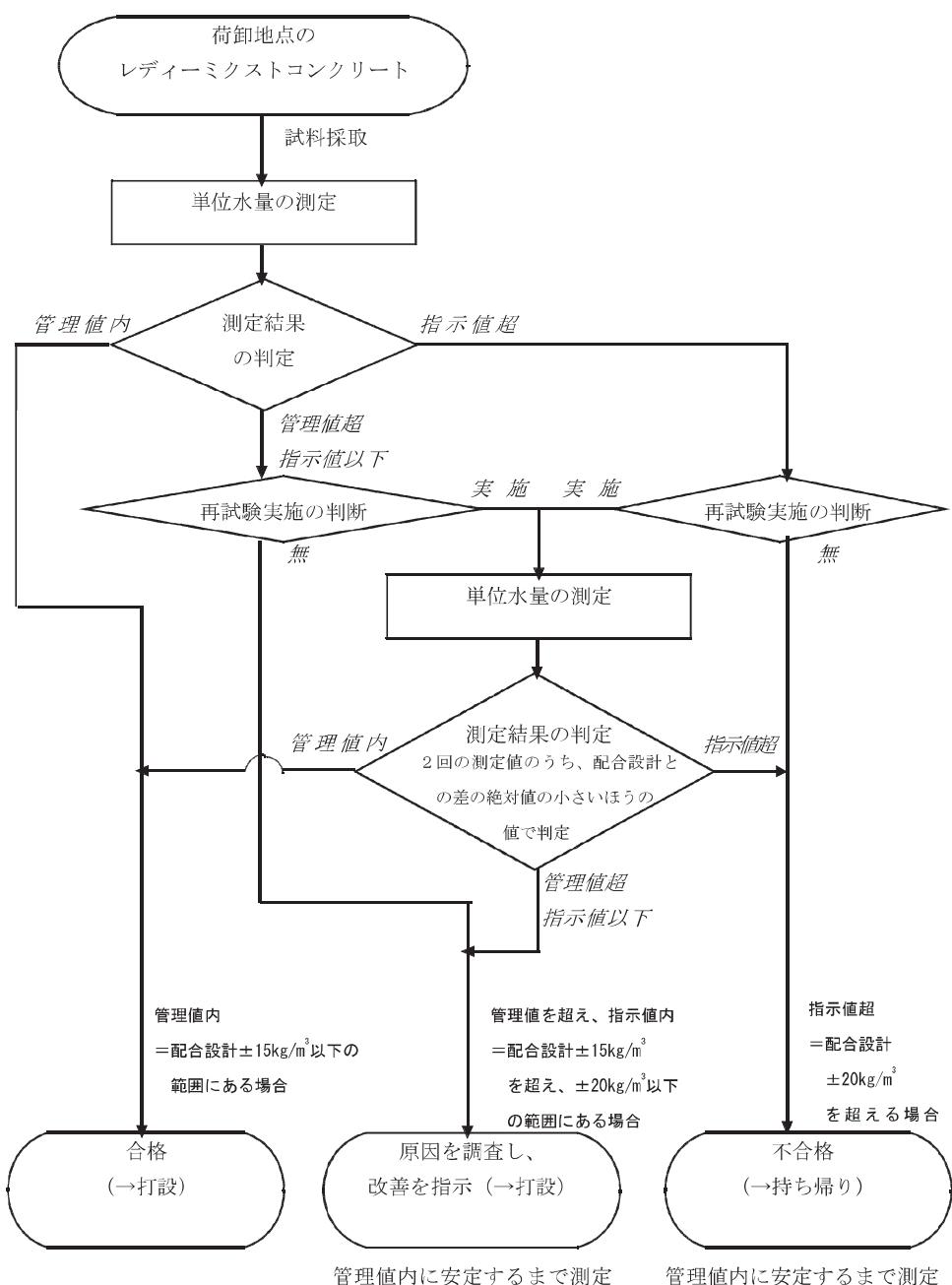
再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さいほうの値で評価してよい。

(別表)

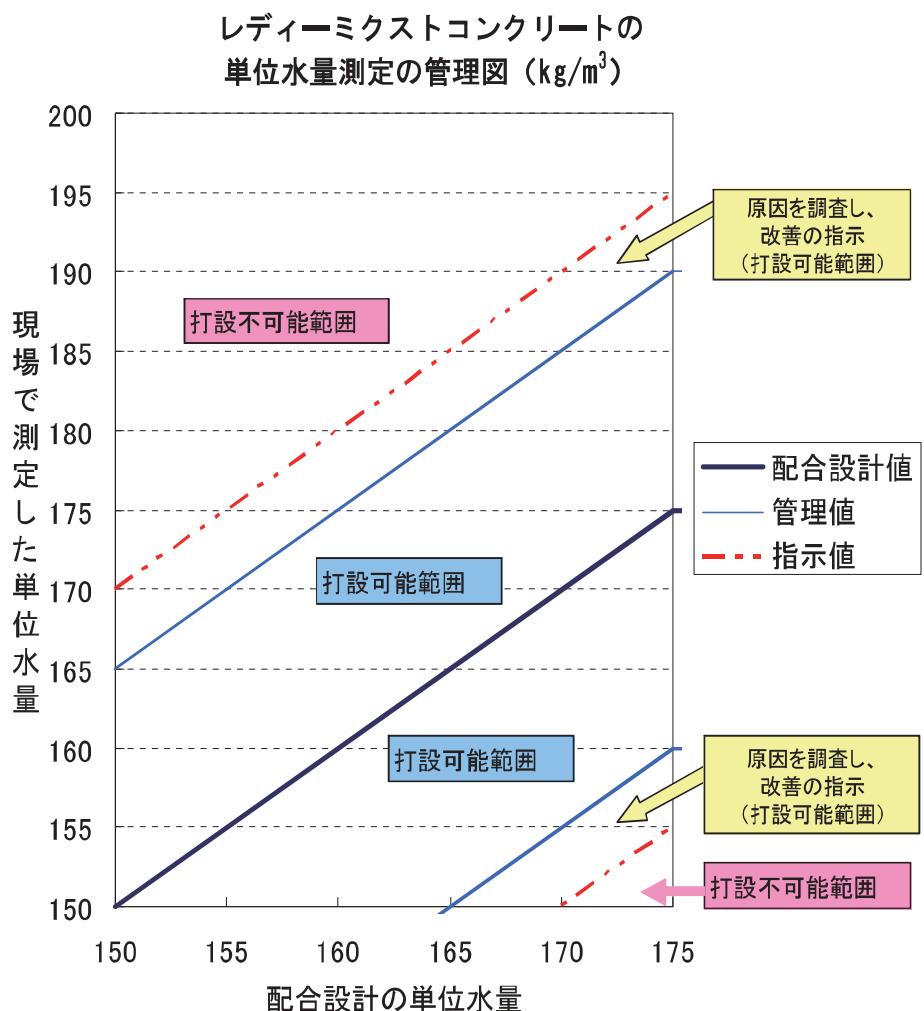
	名 称
1	鉄筋コンクリート擁壁 (H=5 m以上)
2	ボックスカルバート (内空断面積2 5 m <sup>2</sup> 以上)
3	橋梁 (上・下部・床板)
4	トンネル
5	治山ダム (H=1 0 m以上)
6	その他測定が必要と認められる重要構造物

※1：プレキャスト製品を除く。

※2：1日当たりコンクリート使用量が100m<sup>3</sup>未満の場合でも、上記の1～6に該当する場合は、単位水量測定を実施するものとする。



レディーミクストコンクリートの単位水量測定の管理フロー図



注) 単位水量の上限値が 175kg/m<sup>3</sup> の場合 (粗骨材最大寸法が 20 ~ 25mm)

### 3. コンクリート二次製品（JIS製品以外）の規格・材料検査

製品種類 試験項目	ポックス カルバート	方格枠	消波異形 ブロック (2t以下)	方塊ブロック 直立消波 異形ブロック	ケーソン	セルラー L形ブロック
製作番号 外観	全個数	全個数	全個数	全個数	全個数	全個数
形状・寸法	呼び名が異なるごとに10個又はその端数に1個の割合で測定する。	呼び名が異なるごとに10個又はその端数に1個の割合で測定する。	呼び名が異なるごとに30個又はその端数に1個の割合で測定する。	呼び名が異なるごとに5個又はその端数に1個の割合で測定する。	全個数を測定	呼び名が異なるごとに3個に1個の割合で測定する。
圧縮強度試験	曲げ強さを含めて100個又はその端数に1個の割合で JIS-A-1106、1108 の試験	曲げ強さを含めて100個又はその端数に1個の割合で JIS-A-1106、1108 の試験	原則としてコンクリート 150m³に1回 JIS-A-1108 の試験	原則としてコンクリート 150m³に1回 JIS-A-1108 の試験	原則としてコンクリート 150m³に1回 JIS-A-1108 の試験	原則としてコンクリート 150m³に1回 JIS-A-1108 の試験
空気量・スランプ試験		原則としてコンクリート 50m³に1回 JIS-A-1101、1118 の試験				
シュミットハンマー試験（A試験）	呼び名が異なるごとに10個又はその端数に1個の割合で測定する。	呼び名が異なるごとに10個又はその端数に1個の割合で測定する。	呼び名が異なるごとに30個又はその端数に1個の割合で測定する。	呼び名が異なるごとに5個又はその端数に1個の割合で測定する。	全個数を測定	呼び名が異なるごとに3個に1個の割合で測定する。
異常を認めた場合のコアー採取による試験（C試験）		随時	随時	随時	随時	随時
配筋の検査	100個又はその端数に1個の割合で検査する。	100個又はその端数に1個の割合で検査する。	100個又はその端数に1個の割合で検査する。	500個又はその端数に1個の割合で検査する。	100個又はその端数に1個の割合で検査する。	100個又はその端数に1個の割合で検査する。
適用	現場打の場合には空気量・スランプ試験を行うこと。（C試験）	必要に応じてコンクリート打設時にコア用ブロックを作成して現場養生のうえ、JIS-A-1107の試験を行うこと。	必要に応じてコンクリート打設時にコア用ブロックを作成して現場養生のうえ、JIS-A-1107の試験を行うこと。	必要に応じてコンクリート打設時にコア用ブロックを作成して現場養生のうえ、JIS-A-1107の試験を行うこと。	必要に応じてコンクリート打設時にコア用ブロックを作成して現場養生のうえ、JIS-A-1107の試験を行うこと。	必要に応じてコンクリート打設時にコア用ブロックを作成して現場養生のうえ、JIS-A-1107の試験を行うこと。

#### 4. 鋼材の規格・材料検査

鋼材の種類	規 格		鋼材記号
構造用鋼材	JIS-G-3101	一般構造用圧延鋼材	SS400, SS490
	JIS-G-3106	溶接構造用圧延鋼材	SM400, SM490, SM520, SM570
	JIS-G-3114	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	SMA400, SMA490, SMA570
钢管	JIS-G-3444	一般構造用炭素鋼管	STK400, STK490
接合用鋼材	JIS-B-1186	摩擦接合用高力六角ボルト 六角ナット、平座金のセット	F8T, F10T
	JIS-G-3104	リベット用丸鋼	SV330, SV400
溶接材料	JIS-Z-3211	軟鋼用被覆アーク溶接棒	
	JIS-Z-3212	高張力鋼用被覆アーク溶接棒	
	JIS-Z-3311	鋼サブマージアーク溶接材料	
鍛造品	JIS-G-3201	炭素鋼鉄鋼品	SF490A, SF540A
	JIS-G-5101	炭素鋼鉄鋼品	SC450
	JIS-G-5102	溶接構造用鉄鋼品	SCW410, SCW480
	JIS-G-5111	構造用高張炭素鋼及び 低合金鋼鉄鋼品 (低マンガン鋼鉄鋼品)	SCMn1A, SCMn2A
	JIS-G-4051	機械構造用炭素鋼材	S30C, S35C
	JIS-G-5501	ねずみ鉄品	FC150, FC250
	JIS-G-5502	球状黒鉛鉄品	FCD400
線材 線材二次製品	JIS-G-3502	ピアノ線材	SWRS
	JIS-G-3506	硬鋼線材	SWRH
	JIS-G-3536	PC鋼線及びPC鋼より線	丸鋼: SWPR1 異形線: SWPD1 2本より線: SWPR2 7本より線: SWPR7
鋼棒	JIS-G-3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	A種1号: SBPR785/930
	JIS-G-3109	PC鋼棒	A種2号: SBPR785/1030 B種1号: SBPR930/1080 B種2号: SBPR930/1180

※ 品質管理基準の規定によって全部又は一部の材料及び数量をJIS規定に基づき適宜検査を行う。

## 5. 公的試験機関での品質管理試験の実施について

品質管理基準により義務付けられた品質管理項目のうち、次表に示す項目については、公的試験機関（注1参照）で試験を実施するものとする。

公的試験機関による品質管理試験項目一覧表

工種	試験項目	試験基準	適用
セメント コンクリート	圧縮強度試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷卸し時1回／日以上、原則として150m<sup>3</sup>（構造物の重要度と工事規模に応じて打設量20m<sup>3</sup>～150m<sup>3</sup>）毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。但し、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は、原則として全運搬車測定を行う。</li> <li>・道路橋床版の場合、全運搬車を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合は、その後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減できる。</li> <li>・早強セメントの場合は必要に応じて1回につき3個（3日強度）を追加で採取できる。</li> <li>・鉄筋コンクリートの重要構造物（注：参照）については打設日1日につき2回（午前・午後）とする。</li> </ul>	<p>供試体の試料は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供試体は1回につき6個採取（7日強度及び28日強度、各3本）</li> <li>・小規模工種※で1工事当たりの総数量が50m<sup>3</sup>未満の場合は、1工種1回以上の試験、又は、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができます。※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工事及び特記仕様書で指定された工種。）</li> </ul>
	曲げ強度試験	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回（午前、午後） なお、供試体は1回につき3個採取（28日強度3本）	
鋼材ガス圧接	引張試験	1) 手動ガス圧接の場合 工事着手前に作製した試験片5本 2) 自動ガス圧接の場合 工事着手前に作製した試験片2本 ※ 試験片の作製は鉄筋径毎に行う。	試験片の作製は、圧接者、圧接装置、鉄筋の端面処理、加熱時間等実際の作業と同一条件で行う。

河川・海岸・治山 ・道路土工	土の締固め試験	500m <sup>3</sup> 以上の盛土を行う工事で、当初及び土質の変化時の試験（路床と同一材料の路体盛土は、路床の品質管理試験のみでよい）。	河川、海岸、治山の盛土及び道路の路体盛土材に適用する。
	修正CBR試験	道路の路床工事の盛土材で、当初及び土質の変化時に行う試験。	土の締固め試験も必要。
路床置換工	置換材料の修正CBR試験	道路の置換材料について、当初及び材料の変化時に行う試験。	
転圧コンクリート舗装	曲げ強度試験 (作成供試体—現場施工)	打設日1日につき2回（午前、午後）の、材齢28日の強度試験。	供試体は打設場所で採取し、1回につき3個とする。
アスファルト舗装	コアー密度測定試験 混合物のアスファルト量 抽出試験 混合物粒度分析試験	交通量区分がN7、N6、N5（注7）の場合について、車道の各層毎に1回、3個のコアーを採取して行う試験。 但し、1工事（各層毎）の混合物の使用数量が50t又は舗設面接が400m <sup>2</sup> 未満の場合は、省略することができる。	路肩、取付け道路は除く。
	ホイールトラッキング試験	改質アスファルト使用の場合は、1工事につき1回（複数層に使用の場合各層毎）施工前に作成した3個の供試体で実施する試験。（注5参照）	
地盤改良・固結工	土の一軸圧縮試験	改良体500本未満については3回、500本以上については250本増える毎に1回を追加して行う供試体の試験。	試験1回当たりの供試体の作成は3個である。
補強土壁工	土の突固め試験	当初及び土質の変化時に行う試験。	
法面吹付工	圧縮強度試験	吹付1日につき1回行う試験。なお、テストピースは、現場に配置した型枠に施工と同時期に吹付けたコンクリート（モルタル）を現場放置後に切り取ったコアーΦ5cmとし、7日強度と28日強度の双方各3本を対象とする。	供試体は、キャッピングすること。
現場吹付法枠工	圧縮強度試験	吹付1日につき1回行う試験。なお、テストピースは、現場に配置した型枠に施工と同時期に吹付けたコンクリート（モルタル）を現場放置後に切り取ったコアーΦ5cmとし、7日強度と28日強度の双方各3本を対象とする。	供試体は、キャッピングすること。

- (注) 1. 公的試験機関とは、(財)福岡県建設技術情報センター、(財)九州環境管理協会、(財)建材試験センター(財)日本品質保証機構、(社)九州機械工業振興会、及び他県の直轄試験場・技術センター等や大学をいう。なお、公的試験機関での試験実施が困難な場合は、監督員の承諾を得て、その他機関（注2）を受注者立会のもとで利用できるものとする。
2. その他機関とは、試験、検査及び管理などの業務を実施する技術者を有し、JISに基づく試験をJIS基準に適合した試験機材等を使用し、実施できる機関をいう。
3. 品質管理上の重要構造物とは、PC桁（工場製作は除き、間詰め・横桁は含む）、鋼橋のRC床版、RC橋、井筒、水門、樋門等、共同溝、橋台、橋脚、擁壁（高さ2m以上）、本堤・副堤（治山工事）その他これらに類するもの及び設計図書等に示す構造物とする。
4. 単純オーバーレイ工事は対象外とする。(切削オーバーレイ工事は対象とする。)
5. アスファルト事前審査制度の認定を得た改質アスファルト混合物については、ホイールトラッキング試験を省略することができる。
6. 項目一覧表以外の品質管理試験であっても、監督員の指示により公的試験機関での試験が必要となる場合がある。
7. 交通量区分は舗装設計便覧による。(例：N5 日交通量250台以上)

## [ 3 ] 写 真 管 理 基 準

### 1. 適 用

この写真管理基準は、福岡県農林水産部（水産林務関係）が発注する工事の工事写真の撮影に適用する。

### 2. 写 真 摄 影 の 要 点

工事記録写真は契約書の設計図書に照らして、工事が適正に施工されたことを証明するものであり、特に工事完成後の不可視部分についての立証資料となるので、次の点に十分注意して撮影しなければならない。

- (1) 工事写真是写真撮影要領に基づき撮影すること。ただし工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加削除するものとする。  
なお該当工種がない場合は、撮影計画書を作成し監督員と協議するものとする。
- (2) 工事の内容を十分理解し、写真の目的を把握して撮影すること。
- (3) 管理する目的物の現状、形状及び寸法がはっきりとわかるように、鋼尺、箱尺、リボンテープ、ポール等をあてて撮影すること。
- (4) 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこみこと。ただし、工事着手前写真、工事完成写真については位置が写真で判断できれば省略できるものとする。

- ①工事名      ②工種等      ③測点（位置）
- ④設計寸法    ⑤実測寸法    ⑥略図

### 3. 工事記録写真の分類

工事記録写真是次のように分類する。

- (1) 工事着手前及び完成写真
- (2) 施工状況写真
- (3) 安全管理写真
- (4) 使用材料写真
- (5) 品質管理写真
- (6) 出来形管理写真
- (7) 災害写真
- (8) 事故写真
- (9) その他（環境、補償、検査等）

#### **4. 写真の整理及び提出**

- (1) 写真の信憑性を考慮し、写真加工は認めない。ただし黒板情報の電子的記入については不正な写真加工には該当しないものとする。
- (2) 写真の色彩やサイズは、以下のとおりとする。
  - ①写真はカラーとする。
  - ②有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度=1,200×900程度～2,000×1,500程度)
- (3) 電子納品の場合の工事写真の形式及び整理方法  
福岡県農林水産部(林務関係・水産関係)電子納品運用ガイドラインによるものとする。
- (4) 電子納品以外の場合の工事写真の形式及び整理方法  
写真を電子納品としていない場合は次によるものとする。
  - ①工事写真として、工事写真帳(原則として工事用アルバム)を工事完成時に1部提出すること。
  - ②工事写真帳における写真の大きさは、サービスサイズ(Lサイズ)程度とすること。  
ただし、着手前及び完成写真等は、キャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができます。また、監督員が指示する場合は、その指示した大きさとすること。
- (5) 写真の撮影及び整理は受注者の責任において行い管理すること。
- (6) 監督員の指示する写真は、提出時期及び提出部数について指示に従うものとする。

#### **5. I C T 施工技術の活用**

受注者は、ICT施工技術を活用して出来形管理や品質管理を行う場合は、写真管理の撮影頻度及び撮影方法について事前に監督員と協議しなければならない。

※国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を準拠して出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。  
また、「T S・G N S S を用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

#### **6. 写真撮影要領**

別表に示す。

※「撮影頻度」は原則とし、監督員と協議の上変更できるものとする。

**[別表] 写真撮影要領**

1 工事写真分類別撮影要領

分類	区分	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
着手前・完成	着手前	着手前1回	<p>工事区域全体の状況が判断できる写真を撮影すること。</p> <p>①起終点は勿論、工区全体の状況が判断できる写真であること。</p> <p>②人家、立木等障害物が多く工区全体の関連写真の撮影が不可能な場合は、順序よく関連付けされた(関連位置を明確にするポール等を設置)追い写真とする。</p>
	完成	完成後1回	<p>全景及び部分写真の2種類に分類されるが、着手前写真と対照できるよう同一箇所から撮影すること。</p> <p>また、部分完成写真は主要工種毎及び主要構造物毎に撮影すること。</p>
施工状況	工事施工中	工種種別毎 1施工箇所毎	<p>工事の施工方法、施工時期、出来高工程、進捗状況などの記録写真となり、総合的な判断資料となるため、施工状況がよく分かるように工夫するとともに、契約図書の工種別に工事の施工状況を撮影し、順序良く整理すること。</p> <p>工種毎の撮影箇所等は、2工種別撮影要領によること。</p>
	機械施設	機種毎 設備毎	<p>現場搬入時に機種、形式、規格等が確認できるよう1台毎に明示して撮影すること。</p> <p>現場仮設機械(プラント等)の設置状況、機種、形式、規格等及び機械の組合せ関連が確認できるよう撮影すること。</p>
	仮設(指定仮設)	1施工箇所毎	<p>指定仮設については、仮設状況、使用材料、形状寸法が確認できるよう撮影すること。</p> <p>廻排水等の任意仮設については、仮設状況を撮影すること。</p>
	図面との不一致	必要に応じて  ただし、 ※1の場合 撮影毎に 1回 ※2の場合 計測毎に 1回	<p>図面と現地が不一致の場合は、不一致程度が判断できるよう撮影すること。</p> <p>※1 発注者が指定する規定における空中写真測量(UAV)による場合(写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納))〔発生時〕</p> <p>※2 発注者が指定する規定における地上型レーザースキャナー(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナー(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザー)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSSによる場合〔発生時〕</p>
安全管理	各種標識・保安施設等	種類毎	工事の施工に関する各種標識類、各種保安施設、防護施設、土石流安全対策等の写真であり、万一事故が発生した場合の原因究明及び工事現場の安全管理状況の証拠となるものであり、必ず施設の設置状況が明瞭に判読できるよう撮影すること。
	交通整理	1回	監視員による交通整理状況を周辺との関連がわかるよう撮影すること。
	安全訓練	実施日毎	安全教育、訓練、パトロール等の活動状況が確認できるよう撮影すること。
使用材料	材料検収	品目毎	<p>当該工事に使用する資材(主として二次製品)の材料検収状況写真であり、使用後に種別、数量、形状、規格、寸法等が確認できない部分を写真で証明するもので、資材を現場に搬入後、使用前に撮影すること。</p> <p>また、撮影に際しては規格、形状、寸法等が確認できるよう明示し、測定尺を当て行うこと。</p> <p>また材料の保管状況も撮影すること。</p>
	品質証明	品目毎	JIS規格品は、JIS表示が確認できるよう撮影すること。
	検査実施状況	品目毎	材料検査の実施状況が確認できるよう撮影すること。

分類	区分	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
品質管理	品質管理	品 質 管 理 項目毎	別に定める品質管理基準に関する試験又は測定の実施状況及び結果を証明するもので、明瞭に判読できるよう撮影すること。（3品質管理写真撮影要領を参照） ただし、公的機関で実施された品質管理証明書を保管・整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
出来形管理	出来 形 管 理	出来 形 管 理箇所毎	仕様書及び設計図書に明示された工事目的物の出来形（形状、規格、寸法、品質等）を詳細に撮影し、管理写真で対比して証明するものである。このため基本的には出来形管理箇所毎に撮影するものとし、工種毎の撮影箇所等は、2工種別撮影要領によること。 ①後日明視出来ない地中等に埋設（没）する部分や水中に沈む部分は、特に厳重な出来形（形状、規格、寸法、品質等）管理写真を撮影し、写真で設計図書どおりであることを確認の後、埋戻しや上方の盛土を行うこと。 ②検尺、リボンテープなどで出来形を撮影する場合は、斜め上、下、横からの撮影はせずに正面から写すこと。なお、検尺等の目盛ははつきり判読できるよう撮影すること。また、場合によっては部分拡大写真的併用を考慮すること。 ③薄暗い箇所での写真撮影は、ストロボ、照明等を使用して撮影し、撮り損ないのないことを確認の後、次の作業工程に着手すること。 ④完成後測定可能な部分（工事が完成したときに隠れる部分以外）については、出来形管理状況がわかる写真を細別毎に1回撮影し、他は撮影を省略出来るものとする。 ただし、足場等を設置しないと測定できない部分は撮影すること。
災害	災害報告	その都度	工事途中での集中豪雨（天災）等により災害を受けた場合に、その災害の状況、被災規模がわかるよう記録写真を撮影し、可能であれば被災前及び被災中、被災直後、被災後と整備しておくこと。 また、応急措置状況等も撮影すること。 なお、ここでいう災害とは、工事請負契約書第27条、28条、29条で規定する損害を指し、請負工事施工中における、これらの災害についての費用負担区分の判定に必要な資料として、欠かすことのできない写真であるので、十分留意して撮影すること。
事故	事故報告	その都度	事故が発生した場合に、事故の状況、発生要因等がわかるよう記録写真を撮影し、発生前、発生直後、発生後と整備しておくこと。
その他	測量標等	その都度	測量標（仮BM）、工事多角点等の設置位置、設置状況、基準高、構造物との関連性がわかるよう撮影すること。
	補償関係	その都度	用地、立木補償等に關係する収去状況写真の撮影すること。 また、工事中の振動等によるクラック等、工事の施工に起因すると思われる補償問題が、あらかじめ予想される場合は、想定影響区域より相当広範囲の事物を対象に、施工前の状況を撮影しておくこと。
	環 境 対 策 等	その都度	公害対策、環境保全対策、イメージアップ等の施設の設置状況写真の撮影すること。
	現 場 事 務 所 等	その都度	現場事務所、労務者休憩所、資材倉庫、火薬庫、仮設トイレ、その他仮設物等の設置状況を撮影すること。
	段階確認 中間検査 完成検査	その都度	監督員が求めた場合は、段階確認、立会、中間検査、完成検査の実施状況写真の撮影すること。 監督員（検査員）の確認（検査）状況並びに、該当項目の完了が判断できるよう撮影すること。 黒板には段階確認（検査）を行う種別、細別、確認項目、監督員（検査員）氏名を記入して撮影すること。

## 2 工種別撮影要領

### (1) 共通工事

工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
土工	伐開、除根	施工前後の状況	施工前1回 施工後1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐開、除根作業の実施状況が、着手前写真と完了後写真により対比して確認できるよう同一箇所から撮影する。</li> <li>局所的写真では、同じ施工地かどうか判然としないので注意して撮影する。</li> </ul>
	丁張	丁張架設	架設後1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>丁張架設後、架設位置、工事箇所全体の架設状況がわかるよう局部及び全景写真を撮影する。</li> </ul>
	掘削(切取) 盛土	仕上がり幅 法長、法勾配	No測点毎  ただし、 ※1の場合 1工事に1回 ※2の場合 写真管理に 代えること ができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削、盛土完了後に、各部の寸法が確認できるよう測定尺を添えて撮影するが、展開図等で別途確認できる手段がある場合は省略可とする。</li> <li>土質が変化した場合、土質とその区分線が確認できるよう測定尺を添えて撮影する。</li> <li>転石交り土は、転石の大きさ、混合歩合、転石層の位置等が確認できるよう局部と全体を対比して撮影する。</li> <li>崩壊、欠損の恐れのある箇所は、その規模、亀裂の状況等がわかるよう撮影する。</li> </ul> <p>※1 発注者が指定する規定による場合〔掘削後〕 ※2 発注者が指定する規定における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合</p>
	床掘 埋戻し	床掘状況 基面整形状況 土質区分 転圧状況	1施工箇所 毎 変化点毎  ただし、 ※1の場合 1工事に1回 ※2の場合 写真管理に 代えること ができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>床掘の施工状況がわかるように撮影する。</li> <li>床掘完了後、基礎が土砂の場合は床掘面の転圧整形状況、岩の場合は岩盤整形状況がわかるように撮影する。</li> <li>床掘幅、土質区分が確認できるように撮影する。</li> <li>埋戻し材の土質、蒔出し、転圧の状況がわかるよう撮影する。</li> </ul> <p>※1 発注者が指定する規定による場合〔掘削後〕 ※2 発注者が指定する規定における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合</p>
基礎工	コンクリート基礎	幅、高さ 延長	1施工箇所 毎 変化点毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠の設置状況、コンクリートの打設、養生等の施工状況がわかるように撮影する。</li> <li>脱枠後、幅、高さ、延長等の寸法が確認できるように測定尺を当てて撮影する。</li> </ul>
	栗石等基礎	幅、厚さ 延長	1施工箇所 毎 変化点毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>栗石の敷均し、締固め、目潰し仕上げ等の施工状況がわかるように撮影する。</li> <li>栗石等基礎仕上げ後に、幅、厚さ、延長等の寸法が確認できるように測定尺を当てて撮影する。</li> </ul>
	胴木 梯子土台	径、幅 長さ	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>土台木組立据付け後、部材寸法、組立寸法、据付け寸法等が確認できるように測定尺を当てて撮影する。</li> <li>杭打胴木、片梯子土台の杭は予め目盛をつけ、杭を打込んだ時点で根入長が確認できるように測定尺を当てて撮影する。</li> </ul>

(1) 共通工事

工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
基礎工	木杭	杭の径、長さ 位置、杭間隔	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>杭に予め目盛をつけ、杭を打込んだ時点での根入長が確認できるように測定尺を当てて撮影する。</li> <li>打込み完了後施工位置、杭間隔等が確認できるよう測定尺を当てて撮影する。</li> <li>全長の打込みが不可能で頭部を切断する場合は切断前に撮影する。</li> </ul>
	コンクリート杭 鋼管杭 H形鋼杭 深礎杭 場所打杭	位置、杭間隔 根入長、偏心	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料搬入時に、規格、形状、寸法等が確認できるように測定尺を当てて撮影する。</li> <li>杭に予め目盛をつけ、杭を打込んだ時点での根入長が確認できるように測定尺を当てて撮影する。</li> <li>打込み完了後施工位置、杭間隔、偏心等が確認できるように測定尺を当てて撮影する。</li> </ul>
	石積(張)工 ブロック積(張)工	基礎工		<ul style="list-style-type: none"> <li>前記基礎工に準じて撮影する。</li> </ul>
擁壁工	石積(張)工 ブロック積(張)工 コンクリート擁壁工	施工状況	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>石又はブロックの築積、胴込コンクリート充填、裏込め充填抜き型枠、水抜きパイプ等の施工状況がわかるよう撮影する。</li> <li>(根石、中段部2箇所程度、天端の局部写真及び全景写真)</li> </ul>
		厚さ	測点又は変化点毎	胴込コンクリート、裏込めの厚さを根石、中段部2箇所程度、天端について、確認できるように測定尺を当てて撮影する。
		法長又は高さ 施工延長 法勾配	測点又は変化点毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>積(張)工完了後、法長又は高さ及び施工延長、法勾配が確認できるように測定尺を当てて撮影する。</li> <li>(局部写真及び全景写真)</li> </ul>
		基礎工		前記基礎工に準じて撮影する。
擁壁工	コンクリート擁壁工	型枠	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠の構造(メタルフォーム、コンパネ等)、架設状況、清掃状況、剥離剤の塗布状況、フォームタイの状況、セパレーターの取付け状況、鉄筋、鉄線の締付け状況、縦横バタの設置状況等がわかるように撮影する。</li> <li>鉛直仕切型枠、目地(エラスタイル等)の設置状況がわかるように撮影する。</li> <li>幅等がわかるよう検測尺、箱尺、リボンテープ等で寸法表示し、型枠の組立てを行った底盤部及び構造の変化点を撮影する。</li> </ul>
		足場	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>足場の構造(単管、キャットウォーク等)、架設状況(安全性)がわかるように局部及び全景を撮影する。</li> </ul>
		コンクリートの投入打設	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬方法、運搬状況がわかるように撮影する。</li> <li>投入打設(人力、トラッククレーン、ポンプ車等)状況が、よくわかるように局部及び全景を撮影する。</li> <li>バイブレーターによる締め固め、人力による突き固め作業等の状況がよくわかるように撮影する。</li> <li>打継目の処理(レイタス除去、洗浄、清掃、敷きモルタル等)作業の状況、その他打設準備の状況がよくわかるように局部及び全景を撮影する。</li> <li>養生マット類の掛け方、散水(保湿)方法、保温方法等、養生の状況がよくわかるように撮影する。</li> </ul>

(1) 共通工事

工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
擁壁工	コンクリート擁壁工	高さ（法長）、幅、延長、法勾配	変化点毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱枠後埋戻し前に、幅、高さ（法長）、法勾配、延長等の出来形寸法が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> <li>床幅は、型枠縫付け後変化点ごと、型枠内に測定尺を当てて撮影する。</li> </ul>
		鉄筋コンクリート壁の配筋	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋組立て後、鉄筋の径、組立寸法（間隔、位置）が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>
	プレキャスト擁壁工	基礎工		<ul style="list-style-type: none"> <li>前記基礎工に準じて撮影する。</li> </ul>
		敷モルタル	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>モルタルの配合、練り混ぜ、敷設状況及び敷幅がわかるように撮影する。</li> </ul>
		据付	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>トラッククレーン等による、据付作業の状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
		目地モルタル	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>モルタルの施工状況、仕上げ状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
		高さ、延長、傾き	変化点毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>据付、目地モルタル完了後埋戻し前に、変化点ごとの高さ、延長、壁の傾き等の出来形寸法が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>
	コンクリート鉤止工	基礎工		<ul style="list-style-type: none"> <li>前記基礎工に準じて撮影する。</li> </ul>
		型枠	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠の構造、架設状況等がわかるように撮影する。</li> </ul>
		コンクリート投入打設	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>投入方法及び打設状況がわかるように撮影する。</li> <li>バイブレーター等による締固め状況がわかるよう撮影する。</li> <li>養生マット等による養生の状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
		幅、高さ、延長	測点又は主要点毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱枠後埋戻し前に、幅、高さ及び施工延長等の出来形寸法が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>
巨石積（張）工	石積（張）工に準ずる			<ul style="list-style-type: none"> <li>前記石積（張）工に準じて撮影する。</li> </ul>
補強土壁工	基礎工			<ul style="list-style-type: none"> <li>前記基礎工に準じて撮影する。</li> </ul>
	壁面材、控え材組立		各段毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>部材の組立状況及び組立寸法が確認できるように測定尺を当てて撮影する。（特に、控え材は埋没するため検査時に敷設長さの出来形寸法が確認できるように撮影する。）</li> </ul>
	埋戻し		3段毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋戻し材の土質、蒔出し、敷均し及び転圧状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
	壁高 法勾配 延長		変化点毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁材組立て完了後、高さ（法長）、法勾配、延長等の出来形寸法が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>
矢板工	鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 幅広鋼矢板	位置、根入長 偏心量、延長	規格毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料搬入時に、規格、形状、寸法等が確認できるように測定尺を当てて撮影する。</li> <li>矢板に予め目盛をつけ、杭を打込んだ時点で根入長が確認できるように測定尺を当てて撮影する。</li> <li>打込み完了後施工位置、偏心量、施工延長等が確認できるように測定尺を当てて撮影する。</li> </ul>

(1) 共通工事

工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
水路(側溝)工	U型溝、L型溝 U型クリューム溝 自由勾配側溝 コルゲート水路	基礎工		<ul style="list-style-type: none"> <li>前記基礎工に準じて撮影する。</li> <li>材料搬入時に、種別ごとの検収状況及び形状、寸法がわかるように測定尺を当て撮影する。</li> <li>JIS製品は、JIS表示が確認できるように撮影する。</li> <li>製品の敷設状況及び目地モルタル等の施工状況がわかるように、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>
		形状、寸法 施工状況	規格毎	
	横断溝 (補強コンクリート)	基礎工		<ul style="list-style-type: none"> <li>前記基礎工に準じて撮影する。</li> <li>型枠の種別、架設状況がわかるように撮影する。</li> <li>コンクリートの投入打設、締固め、養生の状況がわかるように撮影する。</li> <li>脱枠後、高さ、幅、厚さ、延長が確認できるように測定尺を当て撮影する。</li> </ul>
		高さ、幅 厚さ、延長	1施工箇所 毎	
管渠工	ヒューム管 PC管 PCボックス	基礎工		<ul style="list-style-type: none"> <li>前記基礎工に準じて撮影する。</li> <li>型枠の種別、架設状況がわかるように撮影する。</li> <li>コンクリートの投入打設、締固め、養生の状況がわかるように撮影する。</li> <li>脱枠後、高さ、幅、厚さ、延長が確認できるように測定尺を当て撮影する。</li> </ul>
		布設	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>トラッククレーン等による管渠の据付状況を撮影する。</li> <li>目地モルタルの施工状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
		巻立て	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠の種別、架設状況がわかるように撮影する。</li> <li>コンクリートの投入打設、締固め、養生の状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
		高さ、幅 厚さ、延長	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱枠後、高さ、幅、厚さ、延長等の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>
柵工	編柵工 丸太柵工 二次製品柵	材 料	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料搬入時に、種別ごとの検収状況及び形状、寸法がわかるように測定尺を当て撮影する。</li> </ul>
		柵高、杭根入	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>柵高、杭根入、杭間隔等の出来形が確認できるよう測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>
法面覆工	筋芝工 張芝(伏)工 植生ネット工 種子吹付工 客土吹付工 植生基材吹付工	施工状況	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工芝、野芝、植生ネット等の布設状況、目串、止アンカー及び人工芝の客土等、施工状況がわかるように撮影する。(200m<sup>2</sup>につき1箇所)</li> <li>法面の整形(清掃)状況がわかるように撮影する。</li> <li>吹付工のネット、ラス張り重ね合せ幅、止アンカーの打設本数が確認できるよう測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> <li>吹付作業の状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
		材料使用量	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>1バッチ当りの材料使用量は、配合前の計量数値で、また種別ごとの材料総使用量は、空袋、空缶等の数量で確認できるように撮影する。</li> </ul>
		施工範囲 厚さ	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。</li> <li>主要点を設定した検査孔により、吹付厚さが確認できるように測定尺を当て撮影する。</li> </ul>

(1) 共通工事

工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
法面覆工	コンクリート吹付工 モルタル吹付工	施工状況	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面の整形（清掃）状況がわかるように撮影する。</li> <li>ラス張り重ね合せ幅、止アンカーの打設本数が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 (200m<sup>2</sup>につき1箇所)</li> <li>吹付作業の状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
		材料使用量	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>1バッチ当りの材料使用量は、配合前の計量数値で、また種別ごとの材料総使用量は、空袋等の数量で確認できるように撮影する。</li> </ul>
		施工範囲 厚さ	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。</li> <li>主要点を設定した検査孔により、吹付厚さが確認できるように測定尺を当て撮影する。</li> </ul>
	法枠工 (コンクリート) (モルタル)	施工状況	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面の整形（清掃）状況がわかるように撮影する。</li> <li>ラス張り重ね合せ幅、止アンカーの打設本数が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 (200m<sup>2</sup>につき1箇所)</li> <li>吹付型枠の組立て、設置状況が確認できるように撮影する。</li> <li>型枠内の鉄筋組立て、配筋間隔、主アンカー、補助アンカーの打設間隔及び数量が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> <li>吹付作業の状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
		材料使用量	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>1バッチ当りの材料使用量は、配合前の計量数値で、また種別ごとの材料総使用量は、空袋等の数量で確認できるように撮影する。</li> </ul>
		施工範囲 枠の幅、高さ 厚さ 枠中心間隔	1施工箇所 毎  ただし、 ※1の場合 写真管理に 代えること ができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。</li> <li>任意に主要点を設定し、枠の幅、高さ、厚さ、中心間隔等の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul> <p>※1 発注者が指定する規定に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合</p>
	落石防止 ネット張工	施工状況	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>支障木の伐開、除去、整理及び法面の清掃状況を撮影する。</li> <li>岩盤アンカーの掘孔、挿入、土中アンカーの打込み状況及び中間支柱建込み状況等を撮影する。</li> <li>縦、横主ロープ張り、締付け、固定、縦、横補助ロープ張り固定状況及び金網の設置、固定状況等を撮影する。</li> </ul>
		施工範囲 縦横ロープ間隔 金網の縦横長さ 金網の重ね合せ幅	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。</li> <li>任意の点で、縦横主及び補助ロープ間隔の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> <li>任意の点で、金網の重ね合せ幅が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>

(1) 共通工事

工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
根固め工	じゃ籠工	厚さ、長さ 施工延長	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>籠組立て、中詰め栗石等の施工状況がわかるように撮影する。</li> <li>完成後の、じゃ籠の厚さ、長さ及び施工延長の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>
	ふとん籠工	幅、高さ 長さ 施工延長	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>籠組立て、中詰め栗石等の施工状況がわかるように撮影する。</li> <li>完成後の、ふとん籠の幅、高さ、長さ及び施工延長の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>
	沈床工	幅、高さ 施工延長	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>沈床枠組立据付け後、部材寸法、組立寸法、据付寸法及び幅、高さ、施工延長等の出来形が確認できるように、測定尺を当てて撮影する。</li> <li>中詰め栗石の形状及び投入状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
	コンクリートブロック	製作寸法	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠の組立状況、組立寸法及びコンクリートの投入打設状況がわかるように撮影する。</li> <li>脱枠後、幅、高さ、長さが確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>
		据付	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレーン等による据付作業の状況がわかるように撮影する。</li> <li>据付完了後、施工幅、延長の出来形が確認できるように、測定尺を当てて撮影する。</li> </ul>
	異形(消波) ブロック	製作寸法	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠の組立状況及びコンクリートの投入打設状況がわかるように撮影する。</li> <li>脱枠後、幅、高さ、厚さが確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> </ul>
		据付	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレーン等による据付作業の状況がわかるように撮影する。</li> <li>据付完了後、施工幅、延長の出来形が確認できるように、測定尺を当てて撮影する。</li> </ul>
海岸工	コンクリート上部工 コンクリート天端工 コンクリート下部工	基礎工		<ul style="list-style-type: none"> <li>前記基礎工に準じて撮影する。</li> </ul>
		型枠	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠の構造、架設状況、剥離剤の塗布状況、型枠の清掃状況、セバの取付け状況、鉄線、鉄筋の締付け状況等がわかるように撮影する。</li> </ul>
		配筋	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋組立後、鉄筋の径、組立寸法(間隔)が確認できるように、測定尺を当てて撮影する。</li> </ul>
		足場	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>足場の構造、架設状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
		コンクリートの投入打設	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬方法、運搬状況がわかるように撮影する。</li> <li>投入打設、締固め、突固め、打継目処理、養生作業の状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
		高さ(法長) 幅、延長 法勾配	測点又は変化点毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱枠後埋戻し前に、高さ(法長)、幅、法勾配、延長等の出来形寸法が確認できるように、測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> <li>底幅は、型枠締付け後測点又は変化点ごとに、型枠内に測定尺を当てて撮影する。</li> </ul>

(1) 共通工事

工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
植樹工	高木、中木 低木、株物	樹高、幹回り 枝張、葉張	樹種毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>大苗、中苗は、樹高、幹回り、枝張りが確認できるよう測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> <li>小苗、株物は、樹高、葉張り、株立数が確認できるよう測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。</li> <li>植穴の幅、高さがわかるように測定尺を当てて撮影する。</li> <li>1本当りの肥料の計量状況及び施肥の状況を撮影する。</li> <li>支柱材料を種別ごとに、規格、寸法がわかるように測定尺を当てて撮影する。</li> <li>植栽木への支柱の取付け状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
道路安全施設	小型標識 カーブミラー	基礎の幅 高さ	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠の組立状況及びコンクリートの投入打設状況がわかるように撮影する。</li> <li>脱枠後、基礎の幅、高さが確認できるように測定尺を当てて撮影する。</li> <li>標識等の取付け状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
	ガードレール ガードケーブル	基礎工 支柱建て込み レール取付け	1施工箇所 毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>支柱の土中建て込み状況を使用器械を含め撮影する。</li> <li>構造物建て込みの場合、鉄筋の加工組立状況及び配筋の間隔ができるように測定尺を当てて撮影する。</li> <li>型枠の組立状況及びコンクリートの投入打設状況がわかるように撮影する。</li> <li>脱枠後、基礎の幅、高さが確認できるように測定尺を当てて撮影する。</li> <li>レール等の取付け、締め付け作業の状況がわかるように撮影する。</li> </ul>

(2) 治山渓間工事

撮影区分	撮影事項	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
一般			<ul style="list-style-type: none"> <li>次に示すもののほか、(1)共通工事に準ずるが施工段階の状況がよくわかるよう撮影する。</li> </ul>
伐開、除根	施工前後の状況	施工前1回 施工後1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)共通工事に準じるが、立木収去補償は、収去状況がわかるよう撮影する。</li> </ul>
丁張	丁張	架設後1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>方向線、天端丁張、提体丁張及び丁張の架設状況の全景を撮影する。</li> </ul>
廻排水	廻排水、締切	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>廻排水、締切等の方式、構造、位置がわかるように撮影する。同時に平水位の状態を撮影する。</li> </ul>
	水替	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水の方法（ポンプ）等、状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
床掘	床掘状況	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>土質の状況、床掘方法、床掘状況等を撮影する。</li> <li>床掘状況は一連の流れ（床掘前～床掘中～床掘完了）がわかる写真とする。</li> </ul>
	基礎の状況	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘り過ぎ箇所、補強状況、基礎部分が土砂の場合は掘削面仕上げ、岩盤の場合は洗浄状況、敷モルタルの状況、湧水がある場合は、その処理状況を撮影する。</li> </ul>
	床掘確認	1施工箇所毎  ただし、 ※1の場合 1工事に1回 ※2の場合 写真管理に代 えることがで きる	<ul style="list-style-type: none"> <li>深さ、幅、長さ、土質区分等が確認できるよう検測尺、箱尺、リボンテープ等で寸法表示し撮影する。</li> <li>止水壁、袖部分の突込み、提底部分等各部分についても寸法、位置がわかるよう撮影する。</li> <li>岩盤清掃及び掘削面仕上げ、法面処理状況、捨土の処理状況もわかるよう撮影する。</li> </ul> <p>※1 発注者が指定する規定による場合〔掘削後〕 ※2 発注者が指定する規定における空中写真測量（UAV）および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合</p>
足場	足場の状況	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>足場の組み方、足場の位置、規模、構造（単管、キャットウォーク）がわかるように撮影する。また、コンクリート小運搬足場等についても、その組み方、規模、位置を撮影する。足場の組替えをした時は、その都度撮影する。</li> </ul>
型枠	型枠管理の状況	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠の構造取付けの状況、洗浄、剥離剤の塗布の状況、特にフォームタイの状況、丸セパレーターの取付状況、鉄筋、鉄線の締付け状況、縦バタ、横バタの状況がわかるよう撮影する。</li> <li>幅等がわかるよう検測尺、箱尺、リボンテープ等で寸法表示し、型枠の組立てを行った底盤部及び構造の変化点を撮影する。</li> <li>残存型枠については、設置状況を撮影する。</li> </ul>

(2) 治山渓間工事

撮影区分	撮影事項	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
コンクリート	一般		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポール、箱尺、リボンテープ等を用いて寸法を表示する。</li> <li>特に基礎部分等明視できなくなる部分については入念に撮影する。</li> </ul>
	鉄筋組立て	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組立、寸法、間隔の検測寸法がわかるように撮影する。</li> </ul>
	コンクリートの運搬	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運搬方法、運搬状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
	打込み	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポンプ車、トラッククレーン等による打込みの状況、ショットの使い方がわかるように撮影する。</li> </ul>
	締固め	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイブレーター、突き棒等による締固めの状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
	打継目の処理	リフト毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃、洗浄、レイタスの取除き作業、敷モルタル、その他打設準備の状況について撮影する。</li> </ul>
	継目止水板取付け	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継目の処理、止水板の取付け状況を撮影する。</li> </ul>
	表面仕上げ	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボルト穴等の跡埋め及びその他表面仕上げの状況を撮影する。</li> </ul>
	養生	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養生マット、保護シート、散水方法等養生の状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
コンクリートブロック	挿し筋本数の確認	リフト毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 挿し筋の設置寸法及び単位面積当たりの施工本数及び型枠から挿し筋までの間隔がわかるように局部・全景を撮影する。</li> </ul>
	コンクリートブロックの施工状況	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロックの積み方、目地のつけ方、胴込コンクリートの打込み等の施工状況がわかるように撮影する。</li> <li>・ 水抜きパイプの据付施工状況についても撮影する。</li> </ul>
	裏込材料及び施工状況	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裏込の施工状況について撮影する。裏込材料がコンクリートの場合はコンクリートに準じるが、裏込が礫の場合は材料の品質規格、充てんの状況等について撮影する。</li> </ul>
その他の工種	その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通工事のよう壁工に準じて撮影する。</li> </ul>
	鋼製ダム	鋼材の組立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鋼材の仮組立及び本締め等の施工状況を撮影する。</li> </ul>
間詰、埋戻し	施工状況、出来形寸法等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通工事に準じて撮影する。</li> <li>特に明視できなくなる部分は工事施工が適正であることを証明できるよう撮影する。</li> </ul>
	間詰、埋戻しの施工状況	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工前、施工中、施工後の状況、特に明視できなくなる部分は、寸法がわかるように撮影する。</li> </ul>

(3) 治山山腹工事

撮影区分	撮影事項	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
一般			<ul style="list-style-type: none"> <li>次に示すものほか、(1) 共通工事 (2) 治山渓間工事に準ずるが各工種の施工段階の状況がよくわかるよう撮影する。</li> </ul>
法切	法切状況	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工前、施工中、施工後の状況を撮影する。</li> </ul>
基礎工	土留コンクリート 暗渠工、柵工等	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>渓間工に準ずるが特に埋設工、暗渠工のように明視できなくなる部分は入念に撮影する。</li> </ul>
暗渠工	ボーリング暗渠工	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボーリングの穿孔位置、配列方向、勾配等がわかるように撮影する。</li> <li>ストレーナーの大きさ及び配置の状況を撮影する。</li> <li>地下水の湧水状況（穿孔後約1時間経過後）を撮影する。</li> </ul>
集水井工 シャフト工	掘削状況	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>0.5～1.0m毎に箱尺、リボンテープ等で寸法表示し掘削状況がわかるように撮影する。</li> <li>地層の変わり目、化石、亀裂等の状況を撮影する。</li> <li>掘削中の崩壊、湧水等の異常について特に入念に撮影する。</li> <li>最終基礎地盤の状況も撮影する。</li> </ul>
杭打工	鋼管杭	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場に搬入された杭は、番号を付し検査の状況を撮影する。</li> <li>杭を現場溶接する場合は、杭番号、溶接位置がわかるように撮影する。</li> <li>削孔間隙の充填、中詰め作業の状況を撮影する。</li> <li>当初の設計長を必要としない場合の切断状況をリボンテープ等で寸法表示しながら撮影する。</li> </ul>
アンカーア	施工状況等	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入された材料の規格、保管等の状況を撮影する。</li> <li>アンカーの削孔位置、長さ及び方向がわかるように撮影する。</li> <li>アンカ一体及び引張材の挿入状況を撮影する。</li> <li>適正試験、確認試験の状況を撮影する。</li> </ul>
その他の工種	施工状況、出来形 寸法等		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共通工事に準じるが、施工位置、施工状況等がわかるように撮影する。</li> </ul>

(4) 道路工事

撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
一般				<ul style="list-style-type: none"> <li>次に示すもののほか、(1)共通工事に準ずるが施工段階の状況がよくわかるよう撮影する。</li> </ul>
土工	伐開、除根	・作業前後の状況	施工前1回 施工後1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)共通工事に準じるが、立木収去補償は、収去状況がわかるよう撮影する。</li> </ul>
	切土、盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業前後の状況</li> <li>・土質の変化点</li> <li>・崩壊、決壊の恐れのある箇所</li> <li>・盛土の段切箇所</li> <li>・盛土の段切箇所</li> </ul>	1施工箇所毎  ただし、 ※1の場合 1工事に1回 ※2の場合 写真管理に代えることができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)共通工事の土工に準じて撮影する。</li> <li>切土は機械施工と人力施工のそれぞれの作業状況がわかるように撮影する。</li> <li>大盛土箇所(1,000m<sup>3</sup>以上)毎に、撒出し及び転圧作業の状況(使用機械等・転圧回数)がわかるように1回撮影する。 また、大盛土箇所は、小段間毎に丁張を設置し3層分の撒出し前、転圧完了後の写真を撮影する。(小段間数×3層)</li> <li>軟弱地盤で工事中に地盤の不等沈下及び法面の滑動等の恐れのある箇所は、その規模、亀裂の状況等がわかるように撮影する。</li> <li>切土、盛土法面仕上げの状況を撮影する。</li> </ul> <p>※1 発注者が指定する規定による場合〔掘削後〕</p> <p>※2 発注者が指定する規定における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合</p>
	指定土取場 残土処理場	・作業前後の状況	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形、規模等が作業前後の状況と対比してわかるよう撮影する。また、土工作業及び仕上げの状況を撮影する。</li> </ul>
擁壁工等	基礎工 石積(張) ・ブロック積(張)工 コンクリート擁壁工 プレキャスト擁壁工 補強土壁工	・箇所ごとの施工状況及び出来形		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)共通工事の擁壁工に準じて撮影する。</li> </ul>
	水替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締切り、廻排水</li> <li>・水替え</li> </ul>	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>締切り、廻排水の種別、形状、寸法及び施工状況がわかるように撮影する。</li> <li>水中ポンプ等による水替えの状況を撮影する。</li> </ul>
舗装工 (簡易舗装)	路盤工 (置換) (安定処理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路盤材料</li> <li>・処理材の配合</li> <li>・敷込み、転圧</li> <li>・敷幅、敷厚</li> </ul>	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料の採取場所の全景、材料の集積筋い分け、積込作業の状況を撮影する。</li> <li>処理材の配合量及び配合状況がわかるように撮影する。</li> <li>敷込み前の路床の状態及び敷込み、転圧の状況がわかるように撮影する。</li> <li>出来形管理箇所毎に、敷幅、敷厚が確認できるよう測定尺を当て撮影する。</li> </ul>

(4) 道路工事

撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
舗装工 (簡易舗装)	路床	・不陸整正 ・補足材の均し、転圧 ・敷幅	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工前、後の状態が対比してわかるように撮影する。</li> <li>補足材の敷均し、転圧状況と併せて使用機種がわかるように撮影する。</li> <li>出来形管理箇所毎に、敷幅がわかるように測定尺を当て撮影する。</li> </ul>
	下層路盤工	・材料の搬入 ・敷均し、転圧 ・敷幅、敷厚	1施工箇所毎  ただし、 ※1の場合 1工事に1回 ※2の場合 写真管理に 代えること ができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。</li> <li>材料の敷均し、転圧状況と併せて使用機種がわかるように撮影する。</li> <li>出来形管理箇所毎に、敷幅、敷厚がわかるように測定尺を当て撮影する。</li> </ul> <p>※1 発注者が指定する規定による場合〔掘削後〕 ※2 発注者が指定する規定における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合</p>
	上層路盤工	・材料の搬入 ・敷均し、転圧 ・敷幅、敷厚	1施工箇所毎  ただし、 ※1の場合 1工事に1回 ※2の場合 写真管理に 代えること ができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。</li> <li>材料の敷均し、転圧状況と併せて使用機種がわかるように撮影する。</li> <li>出来形管理箇所毎に、敷幅、敷厚がわかるように測定尺を当て撮影する。</li> </ul> <p>※1 発注者が指定する規定による場合〔掘削後〕 ※2 発注者が指定する規定における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合</p>
	表層工	・乳剤、砂散布 ・合材の搬入 ・舗設、転圧 ・舗設幅、厚さ	1施工箇所毎  ただし、 ※1の場合 1工事に1回 ※2の場合 写真管理に 代えること ができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳剤及び砂の散布状況がわかるように撮影する。</li> <li>合材の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。</li> <li>合材の舗設、転圧の状況と併せて使用機種の組合せがわかるように撮影する。</li> <li>出来形管理箇所毎に、舗設幅がわかるように測定尺を当て撮影する。</li> </ul> <p>※1 発注者が指定する規定による場合〔掘削後〕 ※2 発注者が指定する規定における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合</p>
	アスカーブ	・舗設	1施工箇所毎	舗設作業の状況がわかるように撮影する。
	区画線	・舗設	1施工箇所毎	舗設作業の状況がわかるように撮影する。

(4) 道路工事

撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
橋梁工	鋼橋各部材製作	・加工、製作 ・仮組立精度	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用鋼材の規格、寸法の検測状況を撮影する。</li> <li>鋼材の切断、さく孔、溶接等の作業状況を撮影する。</li> <li>仮組立検査において、桁の全長、支間長及び主桁、主構の中心間距離、主構の組立高さ等の出来形寸法の検測状況を撮影する。</li> </ul>
	鋼橋塗装	・塗装厚	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>素地調整前、整前中、完了時の各作業状況を撮影する。</li> <li>各段階別の塗装前、塗装中、完了時の各作業、塗装膜厚検査の状況を撮影する。</li> <li>塗装のためのケレンはケレン前後を対比して撮影する。</li> <li>塗装は種別ごとに、使用前及び完了後に集積して数量が把握できるように撮影する。</li> </ul>
	鋼橋継手工	・継手精度	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>主桁、主構の現場継手の施工状況を撮影する。</li> <li>主桁、主構の継手部のすき間等の検査状況を撮影する。</li> </ul>
	支承工	・据付け	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>据付けの状況を撮影する。</li> <li>据付け高さ及び支承の中心間間隔、水平度当の出来形寸法の検測状況を撮影する。</li> </ul>
	架設工	・架設精度	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>架設全設備及び架設設備の稼働中、据付け等作業の状況が関連してわかるように撮影する。</li> <li>落橋防止装置の取付状況を撮影する。</li> <li>据付け完了後、桁の全長、支間長及び桁、トラスの中間距離等の出来形寸法の検測状況を撮影する。</li> </ul>
		・架設支保工	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>支保工の組立状況及び組立完了後の状態（寸法を含む）がわかるように撮影する。</li> </ul>
	床版工 地覆工	・型枠、足場 ・鉄筋加工、組立 ・コンクリート打設 ・出来形	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠組立状況（寸法を含む）及び足場架設状況を撮影する。</li> <li>鉄筋員数、径、組立間隔、交点の緊結、型枠との間隔等が確認できるように撮影する。</li> <li>コンクリートの投入打設、締固め、突き固め作業の状況及び養生方法等を撮影する。</li> <li>床版の幅、厚さ及び地覆の幅、高さ等の出来形が確認できるように測定尺を当て撮影する。</li> </ul>
	P C 桁 製作工	・型枠、支保工 ・鉄筋加工、組立 ・コンクリート打設 ・ケーブル工 ・出来形	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠、支保工の組立状況がわかるように撮影する。</li> <li>鉄筋員数、径、組立間隔、交点の緊結、型枠との間隔等が確認できるように撮影する。</li> <li>コンクリートの投入打設、締固め、突き固め作業の状況及び養生方法等を撮影する。</li> <li>ケーブルの挿入及び緊張の状態がわかるように撮影する。</li> <li>桁長、幅、高さ等の出来形寸法が確認できるように測定尺を当て撮影する。</li> </ul>
	伸縮装置	・据付け	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>伸縮装置の据付け状態がわかるように撮影する。</li> </ul>

(4) 道路工事

撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
橋梁工	R C 橋台 橋脚	・型枠、支保工 ・鉄筋加工、組立 ・コンクリート打設 ・出来形 ・基礎工	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠、支保工、足場の組立状況がわかるように撮影する。</li> <li>・鉄筋員数、径、組立間隔、交点の緊結、型枠との間隔等が確認できるように撮影する。</li> <li>・コンクリートの投入打設、締固め、突き固め作業の状況及び養生方法等を撮影する。</li> <li>・天端幅、天端長、基礎幅、基礎長、基礎高、壁高等の各部の出来形寸法が確認できるように測定尺を当て撮影する。</li> <li>・(1) 共通工事の基礎工に準じて撮影する。</li> </ul>
排水施設	側溝、水路 横断溝 集水樹等	・共通工事に準ず		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1) 共通工事の水路（側溝）工に準じて撮影する。</li> </ul>
管渠工	ヒューム管 P C 管 P C ボックス	・共通工事に準ず		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1) 共通工事の管渠工に準じて撮影する。</li> </ul>
柵工	編柵工 丸太柵工 二次製品柵工	・共通工事に準ず		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1) 共通工事の柵工に準じて撮影する。</li> </ul>
法面保護工	筋芝工、張芝工 植生ネット工 種子、 客土吹付工 植生基材吹付工 コンクリートモルタル 吹付工 法枠工 落石防止 ネット張工	・共通工事に準ず		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1) 共通工事の法面覆工に準じて撮影する。</li> </ul>
防護施設工	ガードレール 道路標識等	・共通工事に準ず		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1) 共通工事の道路安全施設に準じて撮影する。</li> </ul>
産廃物処理	コンクリート アスファルト 根株等	・取壊し ・集積 ・積込、運搬	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート、アスファルト類構造物の取壊し状況を撮影する。</li> <li>・廃棄物の種別ごとの集積状況を撮影する。</li> <li>・廃棄物の積込、運搬及び処理場への搬入状況を撮影する。</li> </ul>
トンネル (N A T M)	支保工	・吹付工 ・ロックボルト工		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県土整備部の出来形管理写真撮影箇所一覧表の道路編 トンネル (N A T M) に準じて撮影する。</li> </ul>
	覆工	・覆工コンクリート ・側壁コンクリート ・床版コンクリート		
	インバート工	・インバート工		
	坑内付帯工	・地下排水工		

(5) 森林整備

撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
森林整備	施工地全景	工事着手前 工事完成時	着手前1回 完成後1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事施工ブロックごとに工事着手前の現況と、工事完成時の状態が対比して確認できるように、位置を固定して同一箇所から局部及び全景写真を撮影する。</li> </ul>
	施工面積	測量	1施工地毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>測量作業及び測点杭の設置状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
	本数調整伐	伐倒本数	1施工ブロック毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐倒、枝払い、玉切り、林内整理作業の施工状況がわかるように撮影する。</li> <li>伐倒本数の1%以上撮影する。(根株等に番号を表示する)</li> </ul>
	枝落とし	枝落し本数 枝落し高さ	1施工ブロック毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>枝落し作業の施工状況がわかるように撮影する。</li> <li><math>20m \times 20m = 400\text{m}^2</math>のプロットを設置し、プロット内の枝落し本数及び枝落し高さが確認できるように番号を表示し、測定尺を当てて局部及び全景を撮影する。</li> </ul>
	枝落としB	枝落し高さ	1施工ブロック毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>枝落し作業の施工状況がわかるように撮影する。</li> <li>枝落し高さが確認できるように番号を表示し、測定尺を当てて拡大及び全景を撮影する(拡大は1標準地につき3本程度)</li> </ul>
植栽工 (植林)	地拵	伐開、筋置 林内整理	1施工地毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽地の雑木竹等の伐開、筋置、林内整理状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
	山行用苗 植付け	植付け本数	1施工ブロック毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>苗木の樹高、幹回の測定状況がわかるように、測定尺を当てて撮影する。</li> <li><math>20m \times 20m = 400\text{m}^2</math>のプロットを設置し、プロット内の植付け本数が確認できるように番号等を表示して撮影する。また、プロット内で植穴の幅、高さがわかるように、測定尺を当てて撮影する。</li> </ul>
	コンテナ苗 植付け	植付け本数	1施工ブロック毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>苗木の樹高、根元径、根鉢直径、根鉢高さの測定状況がわかるように、測定尺を当てて撮影する。</li> <li><math>20m \times 20m = 400\text{m}^2</math>のプロットを設置し、プロット内の植付け本数が確認できるように番号等を表示して撮影する。また、プロット内で土木工事共通仕様書5-8-2-10の2に規定する植穴の直径、高さがわかるように、測定尺を当てて撮影する。</li> </ul>
植栽工	大苗、中苗 小苗、株物	樹高、幹回り 枝張、葉張		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共通工事の(1)植栽工に準じて撮影する。</li> </ul>
防風工	丸太柵 竹柵	材料	1施工地毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料搬入時に、種別ごとの検収状況及び形状、寸法がわかるように測定尺を当てて撮影する。</li> </ul>
		止杭、支柱の 根入れ	1施工地毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>杭に予め目盛をつけ、杭を打込んだ時点で根入れ長が確認できるように、測定尺を当てて撮影する。</li> </ul>
		柵高	1施工地毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工箇所ごとに、柵高、支柱等の間隔の出来形が確認できるように、測定尺を当てて局部及び全景を撮影する。</li> <li>防風柵設置作業の状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
柵工	丸太柵工	材料、柵高 杭根入		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共通工事の柵工に準じて撮影する。</li> </ul>

※除伐については枝落としBに準じる

(5) 森林整備

撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
防護柵工	鹿ネット工	材料	1施工地毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料搬入時に、種別ごとの検収状況及び形状、寸法がわかるように測定尺を当てて撮影する。</li> </ul>
		柵高	1施工地毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工箇所から数スパンを抽出し、柵高、支柱等の間隔の出来形が確認できるように、測定尺を当てて局部及び全景を撮影する。</li> <li>鹿ネット設置作業の状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
作業路 作業歩道	土工	幅員 敷砂利幅、 厚	1施工地毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>起点、終点、中間点の幅員、敷砂利幅、厚さの出来形が確認できるように、測定尺を当てて局部及び全景を撮影する。</li> </ul>

※除伐については枝落としBに準じる

### 3 品質管理写真撮影要領

工 種	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
セメント コンクリート	スランプ試験 空気量測定 圧縮強度試験 塩化物含有量試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート打設場所での試験資料の採取状況を撮影する。</li> <li>・各種試験資料の作成、試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
ガス圧接	外観検査 引張試験 超音波探傷試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種試験資料の作成状況を撮影する。</li> <li>・各種試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
既製杭工溶接	浸透探傷試験 放射線透過試験 超音波探傷試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種試験資料の作成状況を撮影する。</li> <li>・各種試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
路床置換工	締固め密度測定 ブルーフローリング	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
路床土処理工	配合試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験資料の作成、試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
下層路盤工	締固め密度測定 ふるい分け試験 ブルーフローリング 平板載荷試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
上層路盤工 粒度調整路盤 再生粒度調整路盤	締固め密度測定 ふるい分け試験 ブルーフローリング 平板載荷試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
上層路盤工 セメント・石灰 安定処理路盤	配合試験 セメント量試験 混合物粒度試験 締固め密度測定 含水比試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験資料の作成状況を撮影する。</li> <li>・各種試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
表層工	温度測定 密度測定 抜取コアA s量抽出試験 抜取コア粒度分析試験 すべり抵抗試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験資料の採取及び作成状況を撮影する。</li> <li>・各種試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
転圧コンクリート	コンシスティンシーVC試験 突き固め試験 曲げ強度試験 温度測定 締固め密度測定 コア供試体による密度測定	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験資料の採取及び作成状況を撮影する。</li> <li>・各種試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
アンカーア	セメントミルクの 圧縮強度試験 フロー値試験 塩化物含有量試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験資料の採取及び作成状況を撮影する。</li> <li>・試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
	緊張定着適正試験 確認試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
ロックボルト工	セメントミルクの 圧縮強度試験 フロー値試験 塩化物含有量試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験資料の採取及び作成状況を撮影する。</li> <li>・各種試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
	緊張定着適正試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>

### 3 品質管理写真撮影要領

工 種	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
吹付（法枠）工	配合試験 細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
	スランプ試験 圧縮強度試験 塩化物含有量試験 モルタルのフロー値試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験資料の採取及び作成状況を撮影する。</li> <li>試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
鋼橋	鋼材 機械的性質試験 グループ溶接試験 すみ肉溶接試験 スタッド溶接試験 放射線透過試験 ボルト締付試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験資料の採取及び作成状況を撮影する。</li> <li>試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
P C 橋桁	グラウト コンシステンシー、膨張率 圧縮強度試験 塩化物含有量試験 ケーブル緊張試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験資料の採取及び作成状況を撮影する。</li> <li>試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
トンネル N A T M	覆工コンクリート スランプ試験 圧縮強度試験 塩化物含有量試験 空気量測定 細骨材の表面水率試験 コアによる強度試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験資料の採取及び作成状況を撮影する。</li> <li>試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
	吹付コンクリート スランプ試験 圧縮強度試験 塩化物含有量試験 空気量測定 細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験 コアによる強度試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験資料の採取及び作成状況を撮影する。</li> <li>試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
	ロックボルト 引抜き試験 モルタル 圧縮強度試験 フロー値試験 塩化物含有量試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験資料の採取及び作成状況を撮影する。</li> <li>試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
溶接工	グループ溶接 引張試験 型曲げ試験 マクロ試験 衝撃試験 放射線透過試験 すみ肉溶接 マクロ試験 スタッド溶接 引張試験 曲げ試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験資料の採取及び作成状況を撮影する。</li> <li>試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>

### 3 品質管理写真撮影要領

工 種	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
ノンフレーム工	セメントミルクの 圧縮強度試験 フロー値試験 塩化物含有量試験 ロックボルト 緊張適正試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験資料の採取及び作成状況を撮影する。</li> <li>・ 試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>
補強土壁工	土の締固め試験 現場密度の測定	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験の実施状況及び試験結果を撮影する。</li> </ul>

# 福岡県農林水産部（水産林務関係）

## 工事施工管理実施要領

### 1. 総 則

この工事施工管理実施要領（以下「実施要領」という。）は、福岡県農林水産部（水産林務関係）が発注する工事の施工管理及び施工体制に係る必要な事項を定めたものである。

### 2. 適 用

この実施要領は、福岡県農林水産部林業振興課、農村森林整備課及び水産振興課が所管する県営工事（水産林務関係）に適用する。

### 3. 施工管理

#### （1）管理の方法

##### 1) 工程管理

工程表は原則としてネットワーク（工事規模及び工事内容によってはバーチャートでも可）で作成し、主要機械、労務関係、主要資材等の使用計画を考慮して工事の進捗を管理するものとする。

##### 2) 出来形管理

原則としてすべての工種に適用し、管理は出来形管理基準に基づき管理図表又は結果一覧表等を作成し、設計値と管理値を対比するものとする。

##### 3) 写真管理

写真管理基準に基づいて、すべての工種について工事施工状況及び出来形が明確に確認できるよう撮影して管理するものとする。

また、特に完成後に明視できない部分の施工にあたっては、管理写真を確認後に次の工程に着手するように留意して管理するものとする。

##### 4) 品質管理

品質管理基準に基づいて、試験結果及び測定値を管理図表又は結果一覧表等を作成し、管理するものとする。

##### 5) 安全管理

安全管理計画は、緊急時（災害時を含む）の体制を考慮して工事の安全を管理するものとする。

#### （2）記録の方法

管理図表及び結果一覧表等の取りまとめは、施工管理記録様式によるものとするが監督員との協議により別の様式を使用することができる。

### (3) 施工管理記録様式について

#### 1) 施工計画書（様式－1）

受注者は、契約締結後工事の施工計画について監督員と協議し、速やかに施工計画書を監督員に提出しなければならない。

なお、施工計画書は農林水産部制定「土木工事共通仕様書」に基づき、下記①～⑯により構成するものとする。

ただし、簡易な工事（請負金額が5百万円以下等共通仕様書に示されている工事）は①、③、⑧～⑩、⑫、⑯以外、簡易な工事を除く5千万円未満の工事は①、③、⑥～⑩、⑫、⑯以外の事項を省略することができる。

また、当該工事が施工中に契約変更された場合は、変更後にかかる残事業について施工計画の変更を協議し、速やかに変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

しかし、新たな工種・工法の追加がなく数量のみの変更や1ヶ月程度の工期変更のような施工計画に大きく影響しない場合は、監督員の承諾を得て提出を省略できる。

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| ① 工事概要   | ⑨ 交通管理                      |
| ② 現場組織表  | ⑩ 安全管理                      |
| ③ 工程表    | ⑪ 仮設備計画                     |
| ④ 主要機械   | ⑫ 環境対策                      |
| ⑤ 主要資材   | ⑬ 再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法 |
| ⑥ 施工方法   | ⑭ 法定休暇・所定休暇                 |
| ⑦ 施工管理   | ⑮ その他                       |
| ⑧ 緊急時の体制 |                             |

標準的な記載内容は次表のとおりである。

番号	記載事項	内 容
1	工事概要	事業名、工事個所、工期、工事内容
2	現場組織表	現場の組織、業務分担及び氏名、協力会社等
3	工程表	ネットワーク式及び座標式工程(いずれかで作成)
4	主要機械	設計図書に記載された主要機械等
5	主要資材	設計図書に記載された主要材料等
6	施工方法	作業フロー、施工方法、使用機械、指示・承諾事項の予定内容
7	施工管理	出来形管理、写真管理、品質管理の計画(管理基準、管理箇所)
8	緊急時の体制	災害・事故発生時の緊急連絡体制
9	交通管理	通行管理、通行処理
10	安全管理	安全管理体制、安全対策、安全訓練及び安全巡視の実施方法、土石流災害防止対策等
11	仮設備計画	仮設備の構造・配置、仮設建物及び仮排水等
12	環境対策	振動・騒音対策、大気汚染対策及び水質汚濁対策等
13	再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等
14	法定休暇・所定休暇	週休二日の取組み
15	その他	工事現場の美装化及び現場作業環境等 契約図書及び監督員の指示で施工計画書に記載を必要とするもの等 一般競争入札における「簡易な施工計画」の技術提案 その他必要と認められるもの

## 2) 材料検収簿（様式－2）

- ① 使用材料総括一覧表

一覧表の使用数量の確認のため、出荷証明書を監督員に提出しなければならない。

## 3) 品質管理表（様式－3）

- ① 品質管理総括表
- ② コンクリート試験結果表
- ③ コンクリート圧縮強度試験結果一覧表
- ④ 参考様式 シュミット・テストハンマー成果表
- ⑤ 道路工品質管理一覧表

## 4) 出来形管理表（様式－4）

- ① 出来形管理総括表
- ② 構造物管理図表
- ③ 平面管理表
- ④ 測点間距離、縦断管理表
- ⑤ 切取法面・盛土法面管理表
- ⑥ 基準高（表層工・路盤工・路床工）管理表
- ⑦ 幅員等（表層工・路盤工・路床工）管理表
- ⑧ 平面面積管理表（森林整備）
- ⑨ 植付本数管理表
- ⑩ 植栽工出来形管理表
- ⑪ 構造物管理表（森林整備）
- ⑫ 作業路、作業歩道管理表
- ⑬ 防火線管理表
- ⑭ 本数調整伐、枝落とし管理表
- ⑮ 植栽木規格管理表（大・中・小苗木）
- ⑯ 植栽木規格管理表（植栽A・B）
- ⑰ 植栽木規格管理表（植栽A・B コンテナ苗）
- ⑱ 樹木植栽管理表

## 5) 工事アルバム（様式－5）（電子納品対象工事は不要）

アルバム表紙（背）には、年度、事業名、工事箇所、施工者名を記入する。

## 6) 工事打合せ書（様式－6）

- ① 打合せ日ごとに別葉で作成する。
- ② 2部作成し、受注者（本人又は現場代理人）が1部、監督員が1部を保有する。

## 7) 工事しゅん工検査資料一覧表（様式－7）

しゅん工検査時に材料検収簿、品質管理表、出来形管理表等を添付し、監督員に提出しなければならない。

## （4）その他

- ① 施工管理に要する費用はすべて受注者の負担とする。
- ② 受注者は、工事完了後、速やかにしゅん工届とともに管理図表又は結果一覧表等及び工事記録写真帳を提出しなければならない。  
なお、別に監督員の指示がある場合は指示に従うものとする。
- ③ 施工管理の実施にあたり、実施要領により難い場合は、受注者と監督員が協議の上、決定するものとする。

## 4. 施工体制

### (1) 主任（監理）技術者等

主任（監理）技術者は、建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）及び工事請負契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、常時継続的に当該工事現場に置かれていかなければならない。

また、建設業法第26条第3項において、公共性にある工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負代金額が4,500万円以上のもの）については、主任技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならぬと規定されている。

なお、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて監理技術者講習を受講した者であること。又「専任の者」とは、その工事現場に常勤し、専ら職務に従事することを要する者である。

現場代理人については、工事請負契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、当該工事現場に常駐しなければならぬと規定されている。

#### 1) 主任技術者

建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負工事の金額の大小に関係なく、工事施工の技術上の管理をつかさどる者として必ず現場に「主任技術者」を置かなければならぬ。

工事請負契約書第10条に定める主任技術者を通知する場合は「土木施工管理技士及び建設機械施工技士」にあっては合格証明書の写し、「技術士」にあっては登録証の写しを添付するものとする。

#### 2) 監理技術者

- ① 発注者から直接工事を請負い、そのうち5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上を下請契約して工事を施工する場合は、専任の主任技術者にかえて監理技術者資格者証の交付を受けた専任の「監理技術者」を現場に置かなければならぬ。
- ② 工事請負契約書第10条に定める専任の監理技術者の通知にあっては、建設業法第27条第3項に定められた当該合格証明書（1級土木施工監理技士等）の写しの外に監理技術者資格者証の写しを添付するものとする。

#### 3) 現場代理人

- ① 発注者から直接工事を請負い、工事を施工する場合は、必ず工事現場に工事請負契約書第10条に定める常駐の「現場代理人」を置かなければならぬ。
- ② 現場代理人は、工事の施工上支障がない場合にあっては、主任技術者（又は監理技術者）を兼務して差しつかえない。

○ 建設業法に規定されている監理技術者・主任技術者の資格

(指定建設業に係るもの)

許可の種類	特 定 建 設 業		一般建設業
元請工事における下請け金額の合計	5, 000万円以上	5, 000万円未満	5, 000万円以上は契約できない。
工事現場に置くべき技術者	監理技術者 (監理技術者資格証の交付を受けた者であって監理技術者講習を受講した者)	主任技術者	主任技術者
技術者の資格要件	1級国家資格者 建設大臣特別認定者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者	
技術者の専任	請負金額 4, 500万円以上		

指定建設業：土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事の7業種

○ 施工管理技術検定制度活用による監理技術者・主任技術者の資格

(土木管理技士等の場合)

契約予定金額 (請負代金額)	監理技術者又は主任技術者
16, 000万円以上	イ. 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理1級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学又は農業土木(平成30年度以前に合格した者に限る。)」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。
4, 500万円以上 16, 000万円未満	ハ. 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は1級若しくは2級(種別を「土木」とするものに限る。)の土木施工管理とするものに合格した者 二. 上欄のロに掲げる者

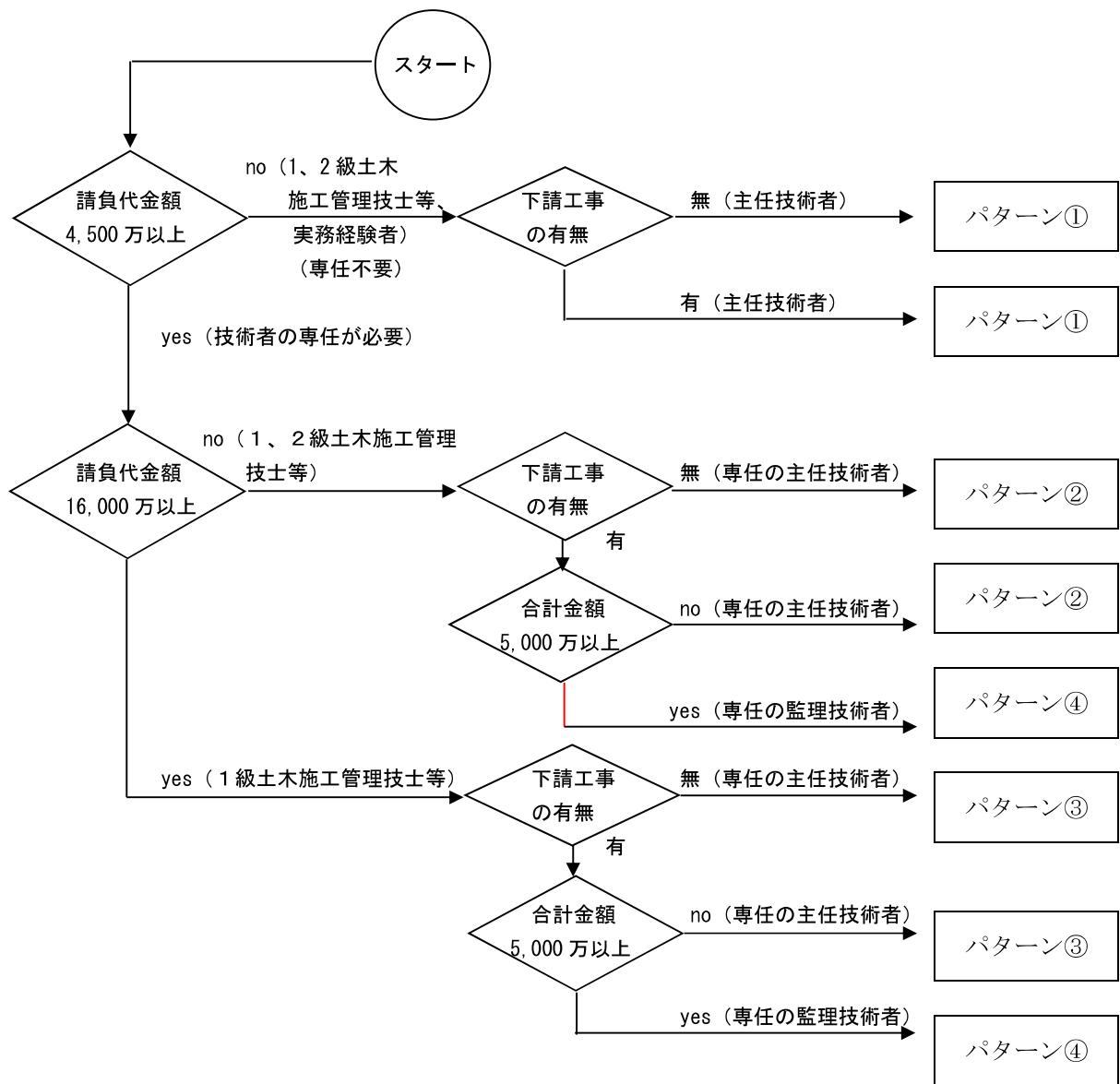
○ 一般土木工事に従事する主任技術者

請負金額	主任技術者
16, 000万円以上	工事の専任の主任技術者は、次の(ア)又は(イ)に掲げる者でなければならない。 (ア) 建設業法による技術検定のうち、検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者 (イ) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学又は農業土木(平成30年度以前に合格した者に限る。)」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。
4, 500万円以上 16, 000万円未満	工事の専任の主任技術者は、次の(ウ)又は(エ)に掲げる者でなければならない。 (ウ) 建設業法による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は、1級若しくは2級(種別を「土木」とするものに限る。)の土木施工管理とするものに合格した者。 (エ) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学又は農業土木(平成30年度以前に合格した者に限る。)」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水

	産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。
4, 500万円未満	工事の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者

## 技術者選任フロー図

現場に置くべき技術者は、建設業法及び施工管理技術検定制度活用の通達で請負代金額及び下請金額により決められており、下記フロー図・次頁の技術者選任パターン表のとおりである。



〔技術者選任パターン表〕

前頁のフロー図により選択したパターンは、下記のとおりである。

パター	技 術 者	資 格 要 件	現場代理人 との兼務	他 現 場 との兼務
①	主 任 技 術 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1、2級建設機械施工・1、2級土木施工管理技士・技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木・森林土木・水産土木）</li> <li>・ 実務経験者※ 1</li> </ul>	可	可
②	専任の主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1、2級建設機械施工・1、2級土木施工管理技士・技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木・森林土木・水産土木）</li> </ul>	可	不可※ 2
③	専任の主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級建設機械施工・1級土木施工管理技士</li> <li>・ 技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木・森林土木・水産土木）</li> </ul>	可	不可※ 2
④	専任の監理技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級建設機械施工・1級土木施工管理技士</li> <li>・ 技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木・森林土木・水産土木）</li> </ul>	可	不可※ 3

※ 1 実務経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、設計技術者として設計に従事した経験や現場監督技術者として監督に従事した経験等も含まれる。また、建設業法第7条第2号に定める経験年数を有すること。

※ 2 契約書に添付されている特記仕様書に別に定めがある場合を除く。

※ 3 監理技術者の他の現場との兼任については、建設業法26条第3項及び「監理技術者制度運用マニュアル」を参照。

## **(2) 施工体制台帳及び施工体系図**

施工体制台帳及び施工体系図の作成等については、建設業法第24条7等に基づき、施工体制台帳等の作成及び提出を請負業者に義務付けている。

### **1) 目的**

建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するとともに、発注者においても、発注者が必要と認めた事項をその施工体制台帳において確認することを目的とする。

### **2) 対象工事**

施工体制台帳及び施工体系図の提出を義務付けている工事としては、工事共通仕様書第1編1-1-12（施工体制台帳及び施工体系図）に以下のように規定している。

受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額にかかわらず、別に定める建設省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式により監督員に提出しなければならない。

### **3) 記載すべき内容**

- ① 建設業法施行規則第14条の2第1条に掲げる事項
- ② 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名など

### **4) 提出手続き**

受注者は、施工体制台帳等を作成後、速やかに関係書類を監督員に提出しなければならない。

また、下請負契約の相手方を県外業者（県内に本店を有する業者以外の業者）とする場合は、施工体制台帳の提出と併せて選定理由書を監督員に提出すること。

### (3) 腕章の着用

工事共通仕様書第1編1-1-46（現場技術者等の腕章の着用）に下記のとおり規定されている。

受注者は、現場における責任の自覚と意識の高揚や責任者の明確化を図るため、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）には腕章の着用を義務付けるものとする。

また、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は腕の見やすいところを原則とする。なお、腕章のほかにも名札を着用することが望ましい。

#### 1) 目的

- ・住民の信頼に応え、技術者の責任の自覚と意識の高揚。
- ・発注者・受注者相互、元請・下請相互及び住民から見た責任者の明確化。

#### 2) 対象者

- ・現場代理人及び主任技術者（監理技術者）

#### 3) 対象工事

- ・全ての工事を対象とする。

#### 4) 腕章の仕様

- ・監督員と受注者が協議する腕章の仕様、下記を例とする。

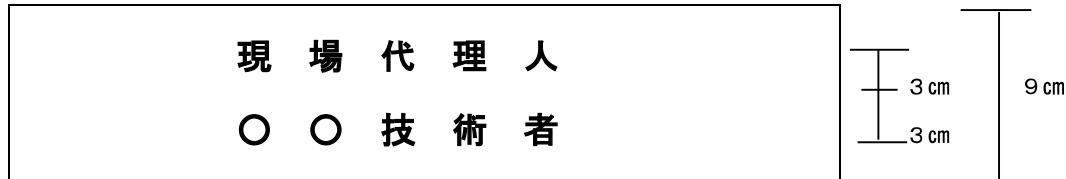
例1 現場代理人の場合



例2 主任技術者等の場合



例3 現場代理人と主任技術者等を兼務する場合



※ 色は、黄色地に黒文字を原則とする。  
その他、会社名、会社マーク等の記載も可

#### (4) 工事現場に掲げる標識

工事現場に掲げる標識は、建設工事の現場ごとに掲げる「建設業の許可票」（建設業法施行規則様式第29号）のほか、工事共通仕様書第1編1-1-45に規定している労災保険及び退職金共済の標識についても次のとおり掲げるものとする。

##### 1) 労災保険関係成立票

「労災保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」に下記のように記載されている。

（建設事業の保険関係成立の標識）

第74条 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票（様式第25号）を見やすい場所に掲げなければならない。

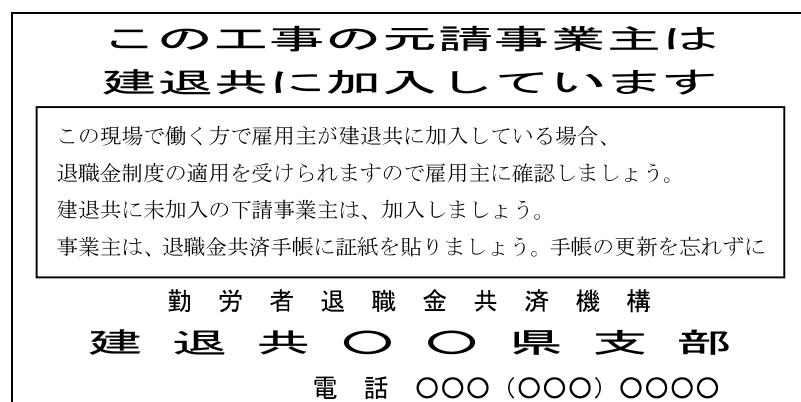
様式第25号

労 災 保 險 関 係 成 立 票	
保険関係成立 年 月 日	○○年○○月○○日
労働保険番号	○○○○○○○○○○○○
事業の期間	○○年○○月○○日から ○○年○○月○○日まで
事業主の 住所・氏名	○○市○○区○丁目○番○号 ○○建設株式会社 代表取締役 ○○○○
注文者の氏名	福岡県○○農林事務所
事業主代理人 の 氏 名	○○建設株式会社 ○○○○○ ○○○○

※ 標識の仕様：縦長40cm×横長50cm（白地に黒文字）

##### 2) 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識

建設業退職金共済制度に加入した事業主は、この制度に対する下請けの事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所及び工事現場の入口等の見やすい場所に標識（シール）を掲示する。



事業  
年度

施

計

画  
書

受注者 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

年月日 \_\_\_\_\_

現場代理人	監督員	係長	課長
-------	-----	----	----

## 目 次

1 工事概要	POO
2 現場組織表	POO
3 工程表	POO
4 主要機械	POO
5 主要資材	POO
6 施工方法	POO
7 施工管理計画	POO
8 緊急時の体制及び対応	POO
9 交通管理	POO
10 安全管理	POO
11 仮設設備計画	POO
12 環境対策	POO
13 再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法	POO
14 法定休暇・所定休暇	POO
15 その他	POO

書畫計工施

## 工事概要

事業年度

河圖目

田川榮

自年月日

卷之五

#### (4) 工事内容

表 織 織 組 現 場

施工管理	<input type="checkbox"/>	
主任技術者	<input type="checkbox"/>	
工程管理者	<input type="checkbox"/>	
出來形管理者	<input type="checkbox"/>	
品質管理者	<input type="checkbox"/>	
寫真管理者	<input type="checkbox"/>	
建設副產物管理者	<input type="checkbox"/>	
測量管理者	<input type="checkbox"/>	
重機管理者	<input type="checkbox"/>	
安全管理	<input type="checkbox"/>	
主任技術者	<input type="checkbox"/>	
火藥管理者	<input type="checkbox"/>	
事務管理	<input type="checkbox"/>	
事務管理者	<input type="checkbox"/>	
協力會社	<input type="checkbox"/>	
現場代理人	<input type="checkbox"/>	
氏名	<hr/>	

1 - (2)

主 要 資 材 一 覽 表

注) 使用材料については「材料使用承認願」により、承認を得ること。

主 要 機 械 一 覧 表

1 - (3)

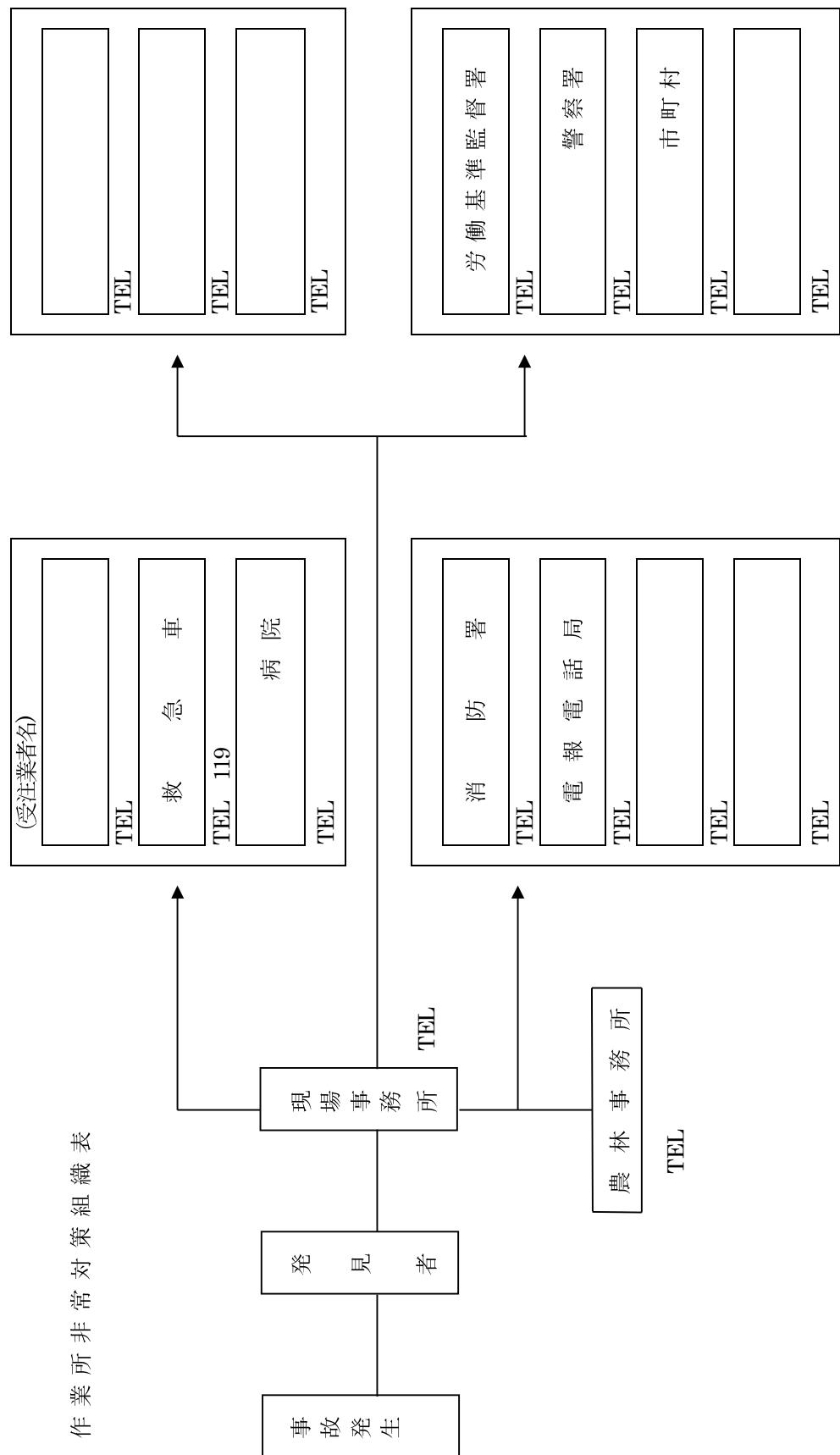
## 工事施工作計画表

1 = (4)

施工管理計画

緊急時体制

作業所非常対策組織表



## 1-(6)

安全管理制度計画

項目	安全管理計画	摘要
安全委員会の開催		
発破作業上の注意		
土運搬作業		
安全標識の設置		
安全看板の設置		安全旗
特別安全日の選定		
土石流対策(土石流に関する特記仕様書)		

1-(7)

調査及び記録（労働安全衛生規則第575条の9）  
作業場所から上流及びその周辺の状況

概要	流域面積 崩壊地の状況（有・無等）	ha	渓床勾配（上流200m）	%
	土石流危険溪流の有無	流域の形状	崩壊土砂流出危険地区の有無	有 無
過去の災害歴等				

※必要に応じて図面等を添付すること。

土石流による労働災害の防止に関する規定（労働安全衛生規則規則第575条の10）

降雨量の把握の方法	
降雨及び地震があつた場合に講ずる措置	
土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置	
土石流が発生した場合の警報及び避難の方法	
避難訓練の内容及び時期	

※なお、上記記載については、「労働安全衛生規則の改正については（土石流による労働災害の防止關係）」を参照すること。

様式2

年度

事業

年      月      日

材 料 檢 収 簿

受注者

# 使 用 材 料 總 括 一 覧 表

(注) 1 使用数量と購入数量に差がある場合は、摘要欄に購入数量を記入する。

2 設計数量は割増率を除いた数値を記入する。

様式3

年度

事業

年 月 日

# 品 質 管 理 表

受注者 \_\_\_\_\_

3-(1)

品質管理総括表( 中間・しゅん工検査 )

工事名 \_\_\_\_\_

測定者 \_\_\_\_\_

工種	種別	試験項目	試験基準	測定回数		規格値	測定値			摘要
				計画	実施		最大値	最小値	平均値	

※道路工品質管理一覧表と重複する内容については、記載を省略できる。

## 3-(1)

## 品質管理総括表( 中間 )

工事名 ○○地区改良工事

測定者 ○ ○ ○ ○

工種	種別	試験項目	試験基準	測定回数		規格値	測定値			摘要
				計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	盛土・路床	土の締固め試験	最大乾燥密度	当初及び土質の変化した時	1 1	-	-	-	2.106	
		"	最適含水比	"	1 1	-	-	-	9.3	
		CBR試験		"	1 1	12以上	-	-	13.4	
		現場密度の測定	現場密度	1,000m <sup>3</sup> (200m)につき1回	5 5	-	1.933	1.936	1.969	
		"	含水比	"	5 5	-	4.7	5.2	4.88	
		"	締固め度	"	5 5	90%以上	94.6	91.9	93.5	
道路盤	下層路盤	締固め試験	最大乾燥密度	施工前及び材料変更時	1 1	-	-	-	2.223	
		"	最適含水比	"	1 1	-	-	-	5.6	
		修正CBR試験		"	1 1	20%以上	-	-	50.5	
		425 μ mふるい通過部分のP.1.		"	1 1	塑性指数PI6以下	-	-	NP	
		ふるい分け試験		"	1 1	-	-	-	-	別紙
		現場密度の測定	現場密度	延長200mにつき1回	6 6	-	2.178	2.118	2.146	
		"	含水比	"	6 6	-	5.0	4.3	4.6	
		"	締固め度	"	6 6	γ dmaxの93%以上 ×10 95%以上 ×5 96%以上 ×3 97%以上	98.0	97.3	97.5	
コンクリート	21 N/mm <sup>2</sup>	スランプ		午前、午後2回	4 5	±2.5cm	8.5	7.0	7.6	
		空気量		"	4 5	±1.5%	4.3	3.6	4.0	
		圧縮強度		"	4 5	21N/mm <sup>2</sup> 以上	28.3	26.5	27.7	
		塩分濃度		"	4 5	0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	0.010	0.008	0.009	

※道路工品質管理一覧表と重複する内容については、記載を省略できる。

# コンクリート試験結果表

注) 測定値の最下段にそれぞれの試験の平均値を記入すること。

## コンクリート圧縮強度試験結果一覧表

注) 摘要欄には工種、採取ヶ所を記載する。

注) 平均の最下段に4回試験の平均値を記入すること。

シュミット・テストハンマー成果表

No.

工事名称					監督員		
工事箇所					現場代理人		
コンクリートの呼び方			養生			測定状態	
測定構造物							
打撃番号	測定箇所		測定箇所		測定箇所		
	打設日		打設日		打設日		
	測定時期		測定時期		測定時期		
	材齢		日		材齢		日
	反発度	摘要	追加反発度	摘要	反発度	摘要	追加反発度
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
合計							
平均							
許容範囲	平均×0.8=	平均×0.8=	平均×0.8=	平均×0.8=	平均×0.8=	平均×0.8=	
	平均×1.2=	平均×1.2=	平均×1.2=	平均×1.2=	平均×1.2=	平均×1.2=	
最小値							
最大値							
判定							
測定状態による反撥度補正							
Ro(基準反撥度) = (測定(平均)反撥度 + 反撥度補正)							
Ro=							
テストハンマー強度	F(N/mm <sup>2</sup> ) = (-18.0 + 1.27 × Ro) × α (Ro=基準反撥度 α=材齢補正係数)						
α							
F=							

A 試験

シュミット・テストハンマー早見表

(N/mm<sup>2</sup>)

R	0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
25	13.8	14.0	14.1	14.2	14.3	14.5	14.6	14.7	14.8	15.0
26	15.1	15.2	15.4	15.5	15.6	15.7	15.9	16.0	16.1	16.2
27	16.4	16.5	16.6	16.8	16.9	17.0	17.1	17.3	17.4	17.5
28	17.7	17.8	17.9	18.0	18.2	18.3	18.4	18.5	18.7	18.8
29	18.9	19.1	19.2	19.3	19.4	19.6	19.7	19.8	19.9	20.1
30	20.2	20.3	20.5	20.7	20.7	20.8	21.0	21.1	21.2	21.3
31	21.5	21.6	21.7	21.9	22.0	22.1	22.2	22.4	22.5	22.6
32	22.8	22.9	23.0	23.1	23.3	23.4	23.5	23.6	23.8	23.9
33	24.0	24.2	24.3	24.4	24.5	24.7	24.8	24.9	25.0	25.2
34	25.3	25.4	25.6	25.7	25.8	25.9	26.1	26.2	26.3	26.4
35	26.6	26.7	26.8	27.0	27.1	27.2	27.3	27.5	27.6	27.7
36	27.9	28.0	28.1	28.2	28.4	28.5	28.6	28.7	28.9	29.0
37	29.1	29.3	29.4	29.5	29.6	29.8	29.9	30.0	30.1	30.3
38	30.4	30.5	30.7	30.8	30.9	31.0	31.2	31.3	31.4	31.5
39	31.7	31.8	31.9	32.1	32.2	32.3	32.4	32.6	32.7	32.8
40	33.0	33.1	33.2	33.3	33.5	33.6	33.7	33.8	34.0	34.1
41	34.2	34.4	34.5	34.6	34.7	34.9	35.0	35.1	35.2	35.4
42	35.5	35.6	35.8	35.9	36.0	36.1	36.3	36.4	36.5	36.6
43	36.8	36.9	37.0	37.2	37.3	37.4	37.5	37.7	37.8	37.9
44	38.0	38.2	38.3	38.4	38.6	38.7	38.8	38.9	39.1	39.2

$$\text{※} F = (13 \times R_o - 184) \times 0.0980665$$

### 3-(5) 道路工品質管理一覧表

種別 区分	試験項目	試験基準	規格値	試験値又は管理値							備考 (試験方法等)	
				No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	平均値		
材料 施工	CBR試験(路床)	当初及び土質変化時	路床 500m <sup>3</sup> に1回	最大乾燥密度の 85%以上	No.	No.					JIS・A1211	
					No.	No.					最大粒径53mm以下 砂置換法 JIS・A1214	
	現場密度の測定	路床 500m <sup>3</sup> に1回			No.	No.					最大粒径53mm超 突砂法 舗装調査・試験法便覧[4]-256	
		空気間隙率 2%≤Va≤8%		No.	No.					舗装調査・試験法便覧[4]-288		
				No.	No.					舗装調査・試験法便覧[4]-288		
	ブルーフローリング	路床仕上後全幅 全区間にについて実施		良好 不良(内容: ※不良の場合の措置:							舗装調査・試験法便覧[4]-288	
				※不良の場合の措置:								
	材 料	骨材のふるい分け試験	当初及び材料変化時	40~0mm							JIS・A1102 JIS・A5001 表2参照	
				53mm	100%							
	修正 CBR 試験	当初及び材料変化時		37.5mm	95~100						舗装調査・試験法便覧[4]-68	
				19mm	50~80						JIS・A1205	
	425 μ m ふるい 通過分のPI	当初及び材料変化時		4.75mm	15~40							
				2.36mm	5~25							
	施 工	現場密度の測定	1,000m <sup>3</sup> に1回	締固め度 %	粒状路盤 20%以上						舗装調査・試験法便覧[4]-256	
					X <sub>10</sub> ≥95	No.	No.					
					X <sub>6</sub> ≥96	No.	No.					
				X <sub>3</sub> ≥97	但し10回(3回)は93.0%以上	No.	No.					
	ブルーフローリング	仕上後全区間に について実施		良好 不良(内容: ※不良の場合の措置:							舗装調査・試験法便覧[4]-288	
				※不良の場合の措置:								
材 料	骨材のふるい分け試験	当初及び材料変化時	40~0mm 25~0mm	53mm	100%	—					JIS・A1102 JIS・A5001 表2参照	
				37.5mm	95~100						舗装施工便覧(表-3.4.3)	
				31.5mm	—	100%						
				26.5mm	—	95~100						
				19mm	60~90							
	修正 CBR 試験	当初及び材料変化時		13.2mm	—	55~85					舗装調査・試験法便覧[4]-68	
				4.75mm	30~65	30~65						
	425 μ m ふるい 通過分のPI	当初及び材料変化時		2.36mm	20~50	20~50					JIS・A1205	
				425μm	10~30	10~30						
	施 工	現場密度の測定	1,000m <sup>3</sup> に1回	75μm	2~10	2~10					舗装調査・試験法便覧[4]-256	
				締固め度 %	X <sub>10</sub> ≥95	No.	No.					
					X <sub>6</sub> ≥95.5	No.	No.					
				X <sub>3</sub> ≥96.5	但し10回(9回)は93.0%以上	No.	No.					
ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	粒度	1,000m <sup>3</sup> に1回	2.36mm ±15%以内							舗装調査・試験法便覧[2]-16	
				75μm ±6.0%以内								
				(13)								
				19mm	100%						JIS・A1102 JIS・A5001 表2参照	
				13.2mm	95~100							
	骨材の密度及び吸 水率試験	当初及び材料変化時	2.36mm ±15%以内	4.75mm	55~70						JIS・A1109 JIS・A1110	
				2.36mm	35~50							
	骨材中の粘土塊量 試験	当初及び材料変化時		600μm	18~30						JIS・A1137	
				300μm	10~21							
	粗骨材の形状試験	当初及び材料変化時		150μm	6~16						舗装調査・試験法便覧[2]-51	
				75μm	4~8							
	フィラーの粒度試験	当初及び材料変化時		600μm	100%						JIS・A5008 舗装施工便覧 表3.3.17による	
				150μm	90~100%							
	フィラーの水分試験	当初及び材料変化時		75μm	70~100%						JIS・A5008	
				1%以下								
	配合試験 粒度 合材抽出試験 温度測定 粒度 温湿度測定 温湿度測定 現場密度の測定 アスファルト量抽出試験	1日1~2回(抽出の場合)	2.36mm ±12%以内(基準粒度) 75μm ±5.0%以内(基準粒度)	O.A.C	密度	理論密度	空隙率	飽和度	安定度	フロー値	O.A.Cとは最適アスファルト量 舗装調査・試験法便覧[3]-5	
											舗装調査・試験法便覧[2]-16	
											舗装調査・試験法便覧[4]-238	
	アスファルト 舗装	1時間ごと	配合設計の混合温度。 185°Cを超えてはならない	温度計による								
				2.36mmふるい 1~2回/日							舗装調査・試験法便覧[4]-16	
				%	±12%以内基準粒度							
	温湿度測定 温湿度測定 現場密度の測定 アスファルト量抽出試験	3孔以上	基準密度の94.0%以上	X <sub>10</sub> ≥96							温度計による	
				X <sub>6</sub> ≥96								
				X <sub>3</sub> ≥96.5							舗装調査・試験法便覧[3]-91	
		1,500m <sup>3</sup> に1回		X <sub>10</sub> ±0.55							舗装調査・試験法便覧[4]-238	
				X <sub>6</sub> ±0.50								
				X <sub>3</sub> ±0.50								
				%	±0.9%以内							

様式4

年度

事業

年      月      日

## 出 来 形 管 理 表

受注者

## 4-(1)

出来形管理総括表( 中間 しゅん工検査 )

工事名

測定者 ○○ ○○

工種	種別	測定項目	測定基準	測定回数		規格値 (mm)	測定値			摘要
				計画	実施		最大値	最小値	平均値	
道路工		基準高	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅は、全幅と中心線から左右それぞれの幅を、測点ごとに測定する。 IP間距離は、測点ごとに測定する。 施工延長※2 IPは、全交点及び全測点について測定する。			± 50				
		幅員				+ 200 - 0				
		IP間距離				+ 0.5% - 0.2%				
		測点間距離				± 100				
		施工延長※2		設計延長	実測延長	-0				
		IP点交角				± 1°				
むへ擁 護壁 岸工 ・ 土留 工 含	積キコ ・ヤン 鋼スクリ ・トリー ・ブリ ・強口 ・土ッ ・壁クレ	基準高								
		高さ (法長)								
		幅 (厚さ)								
		法勾配 (壁前傾)								
		延長								
		スリットア ラ・ス グトコフ ・シア 鉄クル 鋼								
固へ治 工流山 含路ダ む工ム ・工 床	トコ ・ン 鋼クリ ー	基準高								
		堤幅								
		堤高さ								
		堤延長								
		法勾配 (下流側倒れ)								
		アンカー自由長 (鋼材長)								
ンへ山 グア腹 工ン工 ・カ ー工 ・ロ ツクボ ルト工 ・ボ ーリ		アンカ一定着長								
		削孔長								
		削孔角								
		軸間隔								
		テンドン挿入								
		グラウト注入量								
		削孔展開角								
		保孔管挿入								

※1 道路工、擁壁工(護岸工・土留工含む)、舗装工(表層・基層・上層路盤(鉄鋼スラグ))、  
治山ダム工(流路工・床固工含む)、山腹工(アンカー工・ロックボルト工・ボーリング工)を必須工種とする。  
(出来形管理基準に対応した測定項目のみ記載する。)

※2 道路工の施工延長については、測定回数欄に、設計延長と実測延長の値を記入する。

※3 以下の工種については記載を省略できる。

## 【省略可能な工種】

土工、基礎工、水路工等、法面工、法面覆工、暗渠工、柵工、安全施設、路床工、下層路盤工、  
上層路盤工(鉄鋼スラグ以外)、区画線工、仮設工

※4 しゅん工時の型枠、床掘の出来形管理表及び出来形管理総括表の提出は不要。

※5 その他の記載工種は、監督員と協議の上決定すること。

## 4-(1)

## 出来形管理総括表( 中間 )

(しゅん工検査)

工事名

測定者 ○○ ○○

工種	種別	測定項目	測定基準	測定回数		規格値 (mm)	測定値			摘要
				計画	実施		最大値	最小値	平均値	

※1 道路工、擁壁工(護岸工・土留工含む)、舗装工(表層・基層・上層路盤(鉄鋼スラグ))、

治山ダム工(流路工・床固工含む)、山腹工(アンカー工・ロックボルト工・ボーリング工)を必須工種とする。

(出来形管理基準に対応した測定項目のみ記載する。)

※2 道路工の施工延長については、測定回数欄に、設計延長と実測延長の値を記入する。

※3 以下の工種については記載を省略できる。

【省略可能な工種】

土工、基礎工、水路工等、法面工、法面覆工、暗渠工、柵工、安全施設、路床工、下層路盤工、  
上層路盤工(鉄鋼スラグ以外)、区画線工、仮設工

※4 しゅん工時の型枠、床掘の出来形管理表及び出来形管理総括表の提出は不要。

※5 その他の記載工種は、監督員と協議の上決定すること。

## 構造物( )管理表

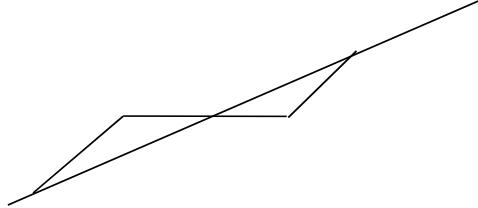
平面管理表

IP	項目	交角	IP間距離	R	T・L	C・L	S・L	摘要
		規格値 ±1°	規格値 +0.5%--0.2%					
	設計							
	施工管理							
	差							
	設計							
	施工管理							
	差							
	設計							
	施工管理							
	差							
	設計							
	施工管理							
	差							
	設計							
	施工管理							
	差							
	設計							
	施工管理							
	差							
	設計							
	施工管理							
	差							
	設計							
	施工管理							
	差							

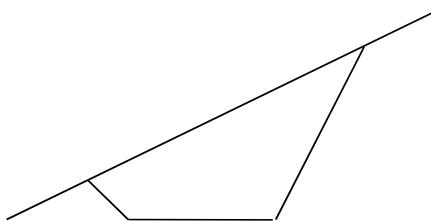
## 測 点 間 距 離 · 縱 斷 管 理 表

## 切取・盛土法面管理表

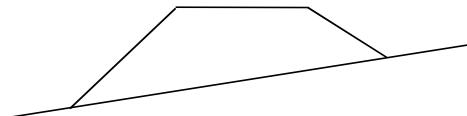
① 土羽+切取



② 切取+切取



③ 土羽+土羽



測点	形式番号	種別	左(土羽・切取)								形式番号	種別	右(土羽・切取)										
			法長(-100mm・+2%) 勾配(±10%)											法長(-100mm・+2%) 勾配(±10%)									
			法長	勾配	法長	勾配	法長	勾配	法長	勾配			法長	勾配	法長	勾配	法長	勾配	法長	勾配			
No1		設計値											設計値										
		管理値											管理値										
		差											差										
No2		設計値											設計値										
		管理値											管理値										
		差											差										
No3		設計値											設計値										
		管理値											管理値										
		差											差										
No4		設計値											設計値										
		管理値											管理値										
		差											差										

基準高等(表層工・路盤工・路床工)管理表

	測 点																		
		左	中	右	左	中	右	左	中	右	左	中	右	左	中	右	左	中	右
表層工 (基準高)	設 計																		
	管理値																		
規格値 (±50mm)	差																		
上層路盤工 (厚さ)	設 計																		
	管理値																		
規格値 (-30mm)	差																		
下層路盤工 (厚さ)	設 計																		
	管理値																		
規格値 (-45mm)	差																		
路床工 (基準高)	設 計																		
	管理値																		
規格値 (±50mm)	差																		

幅員等(表層工・路盤工・路床工)管理表

	測 点															
		左	全幅	右												
幅 員	設 計															
	管理値															
規格値 (+200mm・-0mm)	差															
表層幅	設 計															
	管理値															
規格値 (-25mm)	差															
上層路盤工	設 計															
	管理値															
規格値 (-50mm)	差															
下層路盤工	設 計															
	管理値															
規格値 (-50mm)	差															
路床工	設 計															
	管理値															
規格値 (-50mm)	差															

平面向量積管理表

施工場所 工種

設言面積

表 理管數本付植

施 工 場 所

## 植栽工出来形管理表

## 施工場所

番号	プロット	植穴						植付(本数)					
		樹種名	規格	H	D	H	D	H	D	本数	本数	本数	本数
	設計	管理	差										
	設計	管理	差										
	設計	管理	差										
	設計	管理	差										
	設計	管理	差										
	設計	管理	差										
	設計	管理	差										
	設計	管理	差										
	設計	管理	差										
	設計	管理	差										

構造物（ ） 管理表

施工場所

作業路・作業歩道管理表

施工場所

表 理 管 線 火 防

施工場所

【プロット番号 No. 】

## 本数調整伐・枝落とし管理表

植栽規格管理（植栽工）

(大・中・小苗木)

施工場所

種樹

植栽規格管理（植栽工）

(植栽A・B)

施工場所 種樹

植栽規格管理（植栽工）

(植栽A・B コンテナ苗)

施工場所 種樹

## 樹木（）植栽工管理表

支柱等定期圖

様式 5

現 場 代 理 人		監 督 員		係 長		課 長	
-----------------------	--	-------------	--	--------	--	--------	--

年度

事業

年      月      日

## 工 事 ア ル バ ム

工 種	記 事

注 本様式は、アルバムの表紙あるいは内紙に設けるものとする。

受 注 者 \_\_\_\_\_

事業名	工事打合書		地区名
			(No.)
起工番号			
監督員		受注者	
指示・立会・通知・協議・承諾・報告・提出事項		(発議:発注者・受注者)	
摘要			

・本書は2部作成し、受注者が1部、監督員が1部を保有する。

-188-  
・本書は2部作成し、受注者が1部、監督員が1部を保有する。

様式7

現 場 代 理 人		監 督 員		係 長		課 長	
-----------------------	--	-------------	--	--------	--	--------	--

\_\_\_\_\_ 年度 事業 \_\_\_\_\_

年 月 日

## 工事しゅん工検査資料一覧表

1. 材料検収簿
2. 品質管理表
3. 出来形管理表
4. . . .

受注者 \_\_\_\_\_